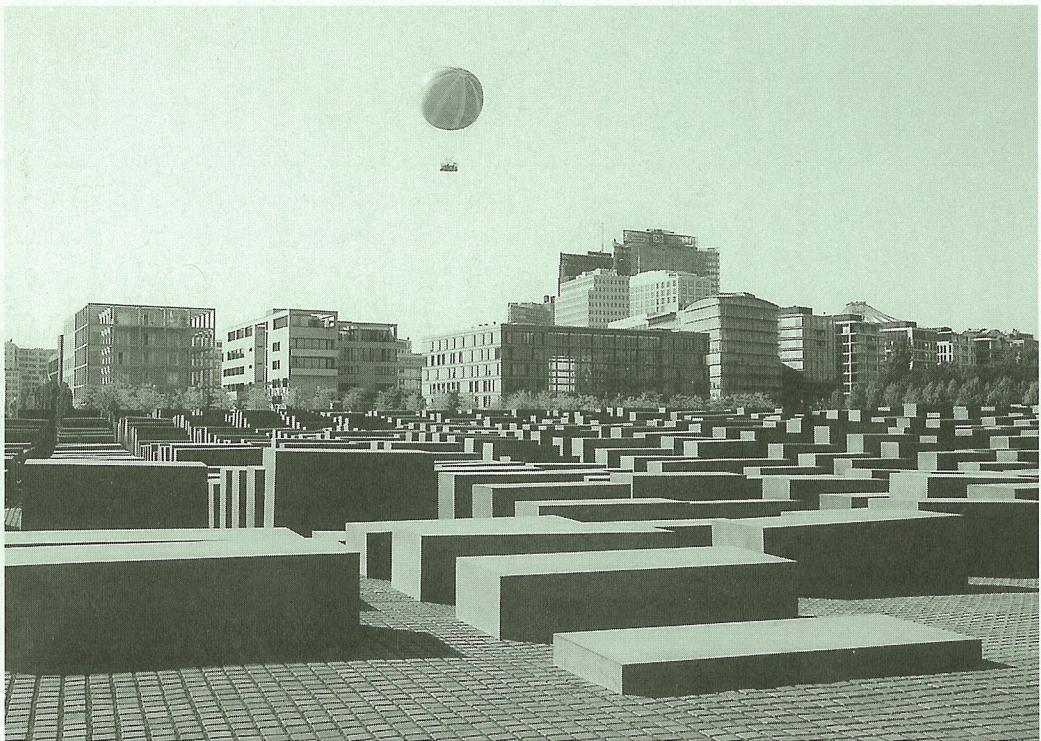


日本西洋史学会 第57回大会

報告要旨集



2007年6月16日(土)・17日(日) 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

日本西洋史学会第57回大会

報告要旨集

イギリス帝国と20世紀(全5巻) A5判上製カバー 各3990円

③ **世界戦争の時代とイギリス帝国** 佐々木雄太編著 「三つの世界戦争」を戦った20世紀の世界の特質に迫る。

⑤ **現代世界とイギリス帝国** 木畑洋一編著 イギリス帝国解体後、一九七〇年代以降の諸問題に焦点をあてる。

① **パクス・ブリタニカとイギリス帝国** 秋田茂編著

② **世紀転換期のイギリス帝国** 木村和男編著

シリーズアメリカ研究の越境(全6巻) A5判上製カバー 各3675円

① **アメリカの文明と自画像** 上杉 忍/巽 孝之編著 「アメリカとは何か」に迫る試み。

③ **豊かさとは環境** 秋元英一/小塩和人編著 経済、科学技術等諸課題を洞察、問題解決の糸口を探る。

④ **個人と国家のあいだ**(家族・団体・運動) 久保文明/有賀夏紀編著 国と個人の間を介在する組織を照射。

⑤ **グローバリゼーションと帝国** 紀平英作/油井大三郎編著 アメリカの膨張過程に迫る。

[以下続刊] ② **権力と暴力** 古矢旬/山田史郎編著 予価3675円
⑥ **文化の受容と変貌** 荒このみ/生井英考編著 予価4200円

◆ A5 判上製カバー ◆
① **ある時代の肖像** G・M・ヤング著

松村昌家/村岡健次訳 ● ヴィクトリア朝イングランド 一人の肖像を描くように、マコーレー流の筆致で描く。 4200円

⑦ **ブルゴーニュ国家とブリュッセル** 藤井美男著 ● 財政をめぐる形成期近代国家と中世都市 国家と財政の関係を実証的に考察する。 6300円

⑧ **知と学びのヨーロッパ史** 南川高志編著 ● 人文学・人文主義の歴史的展開 心と暮らしを豊かにする学問や知識とは何か、いかに学ばれるべきかを問う。 4725円

⑨ **ナチス前夜における「抵抗」の歴史** 星乃治彦著 「敗者」となったドイツ共産党の歴史を紐解き、反ファシズム「抵抗」のポテンシャルを探る。 5775円

◆ MINERVA 西洋史ライブラリー ◆

近代日本とドイツ 比較と関係の歴史学 望田幸男編著 史家の眼に映じた近代日本の諸相。 6300円

ヴィクトリア女王 ジェンター・主権・表象 川本静子/松村昌家編著 3つの視点から読み解く。 3675円

わが生涯とドイツの社会改革 ルーヨ・ブレンターノ著 石坂昭雄他訳 「自伝文庫」 6825円

冷戦と科学技術 旧ソ連邦 1945~1955年 市川 浩著 冷戦型科学技術体制の形成過程を追求。 5775円

現代世界の戦争と平和 栗原 優著 平和憲法の先見性を歴史学的実証的に究明する。 予価2940円

大学で学ぶ西洋史 [古代・中世] 教養のための西洋史入門

服部良久/南川高志/山辺規子編著 2940円 中井義明 佐藤専次 渋谷聡 加藤克夫 小澤卓也著 2625円



〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1 ☎075-581-0296 宅配可/価格税込
E-mail eigyo@minervashobo.co.jp URL http://www.minervashobo.co.jp/

大会プログラム

□ 第1日目：6月16日（土）

理事会	11：30～12：30	
受付開始	11：30	2階ホワイエ
シンポジウム	13：00～17：30	スノーホール
「国民国家とアイデンティティ複合 —— 中欧における帝国、国民、民族 ——」		
総会	17：30～18：00	スノーホール
懇親会	19：00～	スノーホール

□ 第2日目：6月17日（日）

受付開始	8：30	
部会別自由論題報告	9：00～12：45	
小シンポジウム	14：00～17：00	
小シンポジウムⅠ	中会議室 201	
「中世ブリテンにおけるネーションの諸相」		
小シンポジウムⅡ	マリンホール	
「市民社会と社会問題 —— 18・19 世紀ヨーロッパにおける政治、経済、社会 ——」		
小シンポジウムⅢ	スノーホール A	
「第二次世界大戦下、表象に見るヨーロッパと日本 —— ジェンダー・民族の視点から ——」		
小シンポジウムⅣ	スノーホール B	
「歴史教育への現代的アプローチ —— 歴史学者、社会科教育学者、実践家の立場から ——」		

市民社会と国民国家、そして戦争 ——「ヨーロッパ近代」のパラドックス——

第 57 回日本西洋史学会では、五つのシンポジウムを行う。それらは相互に関係することを意図して企画されたものではないが、全体として大きく「市民社会と国民国家、そして戦争 —— <ヨーロッパ近代>のパラドックス ——」をテーマとすることになった。

「市民社会」も「国民国家」も、19 世紀のヨーロッパにおいて成立した政治理念である。20 世紀には理念はヨーロッパ以外にも広がり、21 世紀に入った現在、グローバル化の進展のなかで、「市民社会」と「国民国家」の関係があらためて問われている。

「市民社会」論は、最近では「公共圏」と関係して議論されることが多い。たしかに、情報社会の発達、グローバル化の進展による人の移動の活発化のなかで、国家を超えたさまざまなネットワークが展開し、「公共圏」のあり方は大きく変化しており、多くの検討すべき課題が出てきている。「国民国家」に関する議論では、「国民国家」を超えたアイデンティティ、多文化共生が課題とされている。ヨーロッパでは、EU 統合が進み「ヨーロッパ市民権」が具体化する中で、「市民権」と「国籍」の関係について、「トランスナショナル」な現実について、議論が活発化している。

歴史学もそれらの議論に積極的に関わっていくことが要請されているが、歴史学としては、現実をふまえた議論をめざすとともに、なによりも「歴史の重み」を問題にする議論が求められているのでは、と思う。19 世紀以来のヨーロッパにおける「市民社会と国民国家」の関係は、パラドックスに満ちていた。個人の自由と平等を原則とする「市民社会」の実現のために「国民国家」が必要とされたが、「国民国家」をつくるためには戦争が必要とされた。つまり、市民は国民にならなければならない、国民になるためには兵士にならなければならないことになった。市民＝国民＝兵士になることができたのは男だけであり、「市民社会と国民国家」は現実には「男の社会」だった。「市民社会と国民国家」の輝かしい理想のために戦争が繰り返され、多くの血が流された。歴史学としては、その「歴史の重み」をこそ問題にしなければならない。

シンポジウムでは、中欧に関わる国民国家が、中世におけるネーション概念が、18・19 世紀における市民社会と社会問題が、20 世紀における戦争とジェンダーが、さらには歴史教育で「歴史の重み」をどのように伝えることができるか、が問題とされる。ぜひ出席者の方々にも、積極的に議論に参加していただきたい。

松 本 彰

国民国家とアイデンティティ複合
—— 中欧における帝国、国民、民族 ——

報告者：松本 彰（新潟大学）

「中欧におけるドイツ人」と三回の〈ドイツ統一〉
—— 記念碑に刻まれたドイツ、プロイセン、
オーストリア ——

割田 聖史（宮城学院女子大学）

19世紀前半プロイセン王国における国民と
パトリオティズム

山本 明代（名古屋市立大学）

第一次世界大戦と移民コミュニティの再編
—— アメリカ合衆国のハンガリー王国出身移民 ——

野村 真理（金沢大学）

中欧ユダヤ人のアイデンティティ複合とシオニズム

コメンテーター：佐々木 博光（大阪府立大学）

岸本 美緒（東京大学）

司 会：小沢 弘明（千葉大学）

立石 博高（東京外国語大学）

シンポジウム 趣旨説明

国民国家とアイデンティティ複合 ——中欧における帝国、国民、民族——

1989年以降、「中欧の復活」が言われる。1945年以後、きびしい東西対立の時代には、西ヨーロッパと東ヨーロッパは分断され、その中間に位置した中部ヨーロッパ＝中欧は忘れられていた。ヨーロッパの国民国家は西ヨーロッパにおいても現実にはさまざまな矛盾を抱えていたが、とくに中欧は多言語、多宗教、多文化の地域であり、人々は「アイデンティティ複合」の中に生きていた。その地で国民国家形成を行うことはさまざまな困難に直面せざるをえず、国民国家形成のために、またそれに対抗するために戦争が繰り返され、多くの血が流された。ここでは、その「歴史の重み」について考察する。とくにポイントとしたいのは以下の三点である。

1) 国民国家と戦争

国民国家は戦争によって作られた。とくに19世紀初頭のナポレオンの支配に対する解放戦争と1914—1918年の第一次世界大戦、この二つの戦争は、国民国家形成にとって決定的に重要な意味を持った。

2) 19世紀と20世紀の国民国家

19世紀が「国民国家形成の時代」とされる一方、20世紀が「国民国家の世紀」とされることもある。21世紀を迎えた現在、この二つの世紀の国民国家の相違を問題にすべきであろう。19世紀において、「国民」概念は、まだまだあいまいで多義的だった。政治的である場合も、文化的な場合もあった。しかし20世紀初頭の第一次世界大戦においては、無名兵士の墓に象徴されるように、人々は「国民国家のために死ぬ」ことを強制され、強固な、ホモジーニアスな国民国家が形成されることになった。

3) 国民国家と移民

「国民国家とアイデンティティ複合」はヨーロッパだけで完結したわけではない。中欧からは19世紀以降、多くの移民がアメリカ合衆国にわたった。また、中欧には多くのユダヤ人が居住しており、彼らはナチズムによる迫害の中で、またその後で、強制的にヨーロッパを追われた。それらの人々のアイデンティティ複合も重要なテーマである。

松本報告は、総論として、この200年間において中欧の歴史に決定的意味を持った三回の「ドイツ統一」について問題にし、その後の三報告は、時代順に議論のポイントとなる具体的なテーマを取り上げる。

(松本 彰)

「中欧におけるドイツ人」と三回の「ドイツ統一」

松本 彰

200年間、「ドイツ統一」＝「ドイツ国民国家」の形成と中欧の支配のために戦争が繰り返され、多くの血が流された。「ドイツ統一」といっても時代ごと、戦争ごとにその範囲が大きく変化している。ここではプロイセン人ビスマルクによる「小ドイツ」としての「1871年のドイツ統一」、オーストリア人ヒトラーによる「大ドイツ」としての「1938年のドイツ統一」、そして東西ドイツの統合としての「1990年のドイツ統一」、これら三回の「ドイツ統一」の意味するものを、記念碑を史料として、考える。

国民国家は戦争によって作られる。戦争によってアイデンティティ複合は強引に一つにされ、その戦争の記憶・記念は長く、その後の国民のアイデンティティを規定する。

1) 解放戦争(1813年)、ドイツ統一戦争(1864, 1866, 1870 - 71)と「1871年のドイツ統一」

ドイツでは、ナポレオンに対する解放戦争を象徴するのは「ライプツィヒの諸国民戦役(1813年)」である。プロイセン王国の首都ベルリン、バイエルン王国の首都ミュンヘン、オーストリア帝国の首都ウィーンには凱旋門、将軍たちの像、戦争記念碑がセットで作られた。ビスマルクの「ドイツ統一」は対デンマーク(1864年)、対オーストリア(1866年)、対フランス(1870 - 71年)の三つのドイツ統一戦争によって達成され、その勝利を記念する勝利柱は、統一の英雄、ヴィルヘルム一世、ビスマルク、モルトケの像とともにベルリンの景観の中心になった。

19世紀末は、記念碑建設ラッシュの時代だった。この時代、皇帝像、ビスマルク像とともにドイツ文化国民の代表としてのシラー像がドイツ帝国各地、そしてウィーンにも建てられた。オーストリアは政治的には「ドイツ統一」から除外されたが、「文化国民としてのドイツ」意識は存続した。

2) 第一次世界大戦(1914 - 1918年)と「1938年のドイツ統一」

はじめての総力戦としての第一次世界大戦は膨大な戦死者をもたらした。ロンドン、パリなどには、「記念碑としての無名兵士の墓」が建てられた。ドイツにも、多くの戦争記念碑が作られた。それらの戦争記念碑の前で行われたナチの集会では、ナチの殉教者が戦争犠牲者と重ねて追悼された。「1938年のドイツ統一」後、ウィーンの英雄広場でも大集会が開催された。

3) 第二次世界大戦(1939 - 1945年)と「1990年のドイツ統一」

「1938年のドイツ統一」の「大ドイツ」は1945年以後、分裂し、西ドイツ、東ドイツ、オーストリアという三つの国家が成立した。オーストリアは、1945年以後、「ナチズムの最初の犠牲者」として記念碑に刻んだ。

2005年、ベルリンの中心に「ヨーロッパ・ユダヤ人虐殺の記念碑」が完成した。歴史における「ドイツ統一」、とくにナチズムによる中欧における「戦争と暴力支配の犠牲者」をいかに記念するか、現在でもするどく問われている。

19世紀前半プロイセン王国における国民とパトリオティズム

割田 聖史

本シンポジウムのテーマの「19世紀」、「中欧」という二つの言葉から連想されるのは、「民族」のアイデンティティという問題だろう。しかし、「民族」というアイデンティティが個人レベルにおいて厳しく問われるようになったのは、19世紀後半以降のことであると報告者は考えている。本報告で扱う「19世紀前半」という時期には、そのような状況はほとんどなかったにもかかわらず、近代学問が成立した1880年代以降の歴史像が過去に投影されたため、19世紀前半という時期も「民族」が鋭く対立する時代として認識されることとなった。

本報告は、19世紀前半のプロイセン王国を扱う。プロイセンというとドイツのイメージが強いが、その複合性・重層性はまさに「中欧」そのものであった。プロイセンの中でも、特にポーゼン州とプロイセン州を事例として、その「国民」のありようを分析していく。その際、「パトリオティズム」という言葉を「政治参加への愛」として理解し、問題をとらえるためのキーワードとしたい。

このようにパトリオティズムをとらえると、19世紀の「ドイツ」においては、各領邦国家の改革志向・立憲志向と考えることができる。特に、立憲化した西南ドイツ諸領邦が想定できるであろう。これに対してプロイセン王国は、全国レベルの議会や憲法をもたず、また地方間の差異も大きかったため、国家レベルでのパトリオティズムは発展しなかった。その代わりに、各州において州議会が存在し、また伝統的特権に基づいた地域意識も発展したため、州レベルでのパトリオティズムが発展したのである。

報告でとりあげるポーゼン州とプロイセン州は、プロイセン王国の最東部に位置し、かつてポーランド支配下にあったため、ポーランド語を話す住民が多数居住していた。そのため、ドイツ語とポーランド語において、それぞれの国民文化を担う複数の国民社会が形成されていた。この諸国民社会とパトリアとしての州が重なりあって存在していたため、「国民」をめぐる問題はより複雑であった。

本報告は、この二州における州議会、国民社会、1848年革命を論じることで、国民とパトリオティズムの関係、および、それらの機能の変化を明らかにしていきたい。

第一次世界大戦と移民コミュニティの再編
——アメリカ合衆国のハンガリー王国出身移民——

山本 明代

本報告では、19世紀後半から第一次世界大戦期までの時期を取り上げ、国境を越えた移民コミュニティにおける国民化の問題をアメリカ合衆国のハンガリー王国出身移民の視点から論じる。

1867年の妥協以降、オーストリア＝ハンガリー二重君主国の東半分となったハンガリー王国は、言語的にも宗教的にも多元性を有していた。アメリカ合衆国への移民は、1848年革命戦争の亡命者が先駆けとなり、教育や建国千年祭などの記念祝典を通して大衆の国民化が図られ、国民国家の諸制度が形成されつつあった19世紀末に、多くの移民がハンガリー王国を後にし、工業化の進展に伴い大量の不熟練労働者を必要としたアメリカ合衆国へと向かった。ハンガリー王国出身の移民は、アメリカの労働の場において下位に位置づけられるとともに、信徒団やアソシエーション活動を通して、故国において展開する複数の国民運動と連携し、同時にホスト国の国民化の過程を経験することになった。

このような中で、第一次世界大戦の勃発は、アメリカ合衆国のハンガリー王国出身移民に帰属意識の表明を迫る機会となった。故国では、オーストリア＝ハンガリー二重君主国が解体し、1918年にチェコスロヴァキアの独立が宣言されたが、そこでは亡命政府を支援する移民コミュニティが重要な役割を果たしていた。他方、合衆国のハンガリー系住民は、1917年4月アメリカ合衆国が連合国軍に加わり参戦したことにより、敵対国出身者とみなされ、その忠誠心が問われることとなった。

この点について、従来の研究では移民の「二重の忠誠心」や「忠誠心の葛藤」を議論の焦点としてきた。確かに、戦争に伴い、ナショナル・アイデンティティが圧倒的に強化された側面はあるが、総力戦下における移民の経験を明らかにするためには、国民国家から排除されがちな移民コミュニティがナショナルな枠組みを支え、補強した多様な社会的結合のあり様を考察する必要があるだろう。

報告では、ハンガリー王国出身の移民によって形成されたアメリカ合衆国の移民コミュニティが第一次世界大戦下において、いかにコミュニティの結合を再編し、アイデンティティ複合の諸相を表現したのか、ハンガリー王国とアメリカ合衆国両政府による国民化政策と両国において展開された国民運動が移民コミュニティと連携を保ちながら、そこに焦点化されていた様相から、近代の国民化の一過程を考察したい。

中欧ユダヤ人のアイデンティティ複合とシオニズム

野村 真理

ドイツとオーストリアを含み、両国とロシアの西部国境にはさまれた地域は、今日、好んで中欧と呼ばれる。近代ヨーロッパの国民国家の古典な定義を「ある程度の民族的均質性を備えた国民が主権を持つ体制」に求めるなら、中欧では、ようやく第一次世界大戦後にドイツ、ドイツ・オーストリア、ポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキア、バルト三国といった国民国家の原型が誕生し、さらに第二次世界大戦がもたらしたそれら国家の国境線の大幅な引き直し、国境線をまたいで居住する異民族の強制移住、またホロコーストによるユダヤ人住民の消滅という過酷な民族浄化をへて、国民国家の定義が実現されることになった。

アイデンティティ複合とは、自分自身の帰属を一義的には決定できず、複数の帰属意識が複合的に、あるいは重層的に存在する状態を意味するが、多民族帝国が中欧地域を覆っていた時代に、さまざまな言語や宗教や文化的伝統を持つ人びとが交錯しあうなかで形成されたアイデンティティの複合性や重層性は、こうして 20 世紀はじめの中欧が国民国家へと分解され、また、それら国家に取り込まれた少数民族が、それぞれ民族の権利を自覚的に追求するにいたって、大きな変容をこうむることになる。

20 世紀はじめの中欧で 800 万もの人口を擁したユダヤ人もまた、中欧の諸民族が体験した国民国家へと回収されるアイデンティティの変容と無縁ではありえなかった。しかし、他方で、ユダヤ人のアイデンティティは、戦間期中欧でのシオニズム運動の台頭にもかかわらず、あるいはユダヤ人を襲ったホロコーストが彼らに運命共同体としての民族とでもいべきものを否認なしに自覚させたにもかかわらず、ユダヤ人国家へと収斂していったわけではない。

戦間期中欧において、ドイツ語文化に同化したドイツやオーストリアのユダヤ人がパレスティナに移住する意思をもちえなかったことはもちろん、たとえば戦間期ポーランドのウクライナ人少数民族の分離独立運動とは異なり、ユダヤ人の国民国家建設運動であるシオニズムは、それがポーランドのユダヤ人問題に領域的解決を提供するものではありえないかぎり、ユダヤ人にとって、ポーランドにおけるユダヤ人社会の存続は自明のものと認識していた。またホロコースト後も、中欧のユダヤ人の多くは、ユダヤ教の発祥地であることを除けば言語的にも風土的にも見知らぬ土地に建設されるユダヤ人国家に対して、必ずしも帰属意識を持ちえなかった。移住先として彼らは、移民社会というかたちでもう一つの中欧が存在していたアメリカを選択し、あるいはナチスの迫害を逃れてパレスティナに渡った少なからぬ者たちが、戦後、「わが祖国」への郷愁にかられてドイツやオーストリアへと舞い戻ったのである。

部会別自由論題報告

6月17日(日) 9:00~12:45

部会別自由論題報告は、各報告とも発表30分、質疑応答15分です。

また各報告の時間帯は、以下のようになっています。

第1報告 9:00~ 9:45

第2報告 9:45~10:30

第3報告 10:30~11:15

第4報告 11:15~12:00

第5報告 12:00~12:45

1 古代・中世史部会 中会議室 201A

1. 竹内 一博 (関西大学) 前4世紀アテナイの政治参加における変化とデーモスの機能
司会者 橋場 弦 (東京大学)
2. 本間 翼 (名古屋大学) 古典期キプロスにおけるペルシア支配と都市国家群の抗争
— フェニキア語碑文の分析を通じた民族対立論への反証 —
司会者 佐藤 育子 (日本女子大学)
3. 中尾 恭三 (大阪大学) ヘレニズム時代ギリシアにおけるサラピス崇拝の受容
— デロス島を中心として —
司会者 大戸 千之 (立命館大学)
4. 佐野 光宜 (京都大学) 剣闘士競技とローマ社会
— ガリア・ナルボネンシスの事例を中心に —
司会者 山本 晴樹 (別府大学)
5. 笠谷 知美 (大阪市立大学) ビザンツにおけるパウロ派異端運動
— シチリアのペトロス『有益な歴史』の叙述をめぐって —
司会者 足立 広明 (奈良大学)

2 中世史部会 中会議室 201B

1. 児嶋 由枝 (上智大学) 北イタリア・ロマネスク聖堂の彫刻装飾図像研究
— アダムとエヴァの図像を中心に —
司会者 山辺 規子 (奈良女子大学)
2. 花房 秀一 (青山学院大学) カペー朝期ノルマンディにおける司法制度の確立
司会者 甚野 尚志 (東京大学)
3. 阿部 俊大 (東京大学) カタルーニャとグレゴリウス改革
— バルセロナ伯領における展開と政治的影響 —
司会者 杉崎 泰一郎 (中央大学)
4. 小西 礼子 (岡山大学) ジローラモ・サヴォナローラの説教における預言的内容
— 『天啓大綱』とそれ以前の説教を中心に —
司会者 高橋 友子 (神戸女学院大学)
5. 上田 耕造 (関西大学) 15世紀フランスにおける「ブルボン国家」
— プラグリーの乱を手掛かりに —
司会者 江川 温 (大阪大学)

3 中世・近世史部会 I 中会議室 301A

1. 青山 由美子 (日本大学) 11 - 12世紀フランドル伯の尚書部の人的構成
司会者 河原 温 (首都大学東京)
2. 畑 奈保美 (東北大学) ブルゴーニュ時代フランドルの小貴族
— ヤン・ファン・デン・ベルフを例として —
司会者 河原 温 (首都大学東京)
3. 古城 真由美 (福岡大学) 15世紀のジェントリアイデンティティ形成と文書
— パストン家の『紋章の書』*The Paston Book of Arms* (MS Ry 38) の分析から —
司会者 新井 由紀夫 (お茶の水女子大学)
4. 佐々井 真知 (お茶の水女子大学) 遺言書にみる15 - 16世紀ロンドンのシルクウーマン
司会者 北野 かほる (駒澤大学)
5. 山本 大丙 (早稲田大学) 17世紀初期アムステルダムメノー派商人
— 商業と平和主義 —
司会者 深澤 克己 (東京大学)

4 中世・近世史部会 II 中会議室 301B

1. 津田 拓郎 (東北大学) ルートヴィヒドイツ人王時代の「集会」の果たす役割について
— 教会改革研究の手がかりとして —
司会者 五十嵐 修 (東洋英和女学院大学)
2. 小山 寛之 (早稲田大学) 12世紀マインツ大司教領における政治構造の変化
— 司教選挙に対する聖俗有力者層の結合と分離・参与と排除の問題を中心に —
司会者 岩波 敦子 (慶応義塾大学)
3. 永本 哲也 (東北大学) 1525 - 35年ミュンスターにおける社会運動支持者の社会階層
司会者 永田 諒一 (岡山大学)
4. 石井 大輔 (神戸大学) 16世紀後半から17世紀初頭までの上オーストリア貴族に関する考察
司会者 服部 良久 (京都大学)
5. 林 良彦 (京都大学) 16世紀中葉ニュルンベルクとハンス・ザックス
— 第二次辺境伯戦争を中心に —
司会者 佐久間 弘展 (早稲田大学)

5 近世・近代史部会 中会議室 302A

1. 瓜生 洋一 (大東文化大学) 腕木信号機が伝達したこと
— 共和暦 3~4 年 パリーリアル間交信記録を
読む —
司会者 宮崎 揚弘 (帝京大学)
2. 内田 良太 (熊本大学) フランス革命期地方都市指導者層の政治にみる理念と
実践
— ボルドーを事例として(1790 - 1793 年) —
司会者 宮崎 揚弘 (帝京大学)
3. 館野 直子 (学習院大学) ヴィクトル・ユゴーの「ヨーロッパ合衆国」構想
について
— 歴史的意義についての考察 —
司会者 木下 賢一 (明治大学)
4. 松本 礼子 (一橋大学) 1750 年代パリの政治的危機における王権・高等法院・
民衆
— ダミヤン事件をめぐる言説 —
司会者 長谷川 輝夫 (上智大学)
5. 府中 望 (東北大学) 18 世紀フランスにおける王権と総合救貧院
— マルセイユ愛徳総合救貧院の事例を通して —
司会者 阿河 雄二郎 (関西学院大学)

6 近・現代史部会 I 中会議室 302B

1. 森田 直子 (新潟大学) 名誉市民は都市市民か?
— 19 世紀ドイツの都市市民権についての
— 考察 —
司会者 馬場 哲 (東京大学)
2. 長濱 幸一 (九州大学) 1884 年のプラハ商工会議所選挙問題にみる民族対立
— 「近代チェコ民族確立」への序曲 —
司会者 佐藤 勝則 (東北大学)
3. 菊池 信彦 (京都大学) 1873 年スペイン第一共和制期における連邦主義と
歴史の利用
— カントナリスモを中心に —
司会者 立石 博高 (東京外国語大学)
4. 寺尾 智史 (京都大学) スペイン・アラゴン自治州における言語保全運動と
言語学者
司会者 中塚 次郎 (フェリス女学院大学)
5. 細谷 要 (東北大学) 第一次世界大戦前・後におけるドイツ中央党の国防
政策
— M. エルツベルガーの見解を中心に —
司会者 室 潔 (早稲田大学)

7 近・現代史部会 II スノーホール A

1. 永井 大輔 (東京大学) 連邦制の可能性
— 1850 - 60 年代のアイランドと英国植民地
における立憲的ナショナリストの足跡 —
司会者 勝田 俊輔 (岐阜大学)
2. 信澤 淳 (駒澤大学) T. B. マコーリーの政治活動における奴隷制廃絶運動
司会者 平田 雅博 (青山学院大学)
3. 柳田 隆文 (一橋大学) イギリス国立公園制度の成立過程における銃猟
レジャーの影響
司会者 水野 祥子 (九州産業大学)
4. 福士 純 (明治大学) イギリス関税改革運動とカナダ製造業利害
— 1905 年カナダ製造業者協会イギリス視察旅行を
中心に —
司会者 細川 道久 (鹿児島大学)
5. 鳥瀧 優子 (大阪大学) フランスのインドシナ和平外交と開発計画
1968 - 1973
司会者 渡辺 和行 (奈良女子大学)

8 近・現代史部会 III スノーホール B

1. 清水 領 (東京大学) 19 世紀フランスにおけるユダヤ長老会の統一政策と
同化
司会者 加藤 克夫 (島根大学)
2. 荒木 和華子 (一橋大学) 奴隷解放期における (ネオ・) アボリショニストの
黒人教育「実験」に関する試論
— 北軍占領下のポートロイヤル周辺地域を
中心に —
司会者 上杉 忍 (横浜市立大学)
3. 伊佐 由貴 (一橋大学) 第一次世界大戦下のハワイと日本人移民、日系人
— 1917 年成立の選抜徴兵制を事例として —
司会者 田中 景 (県立新潟女子短期大学)
4. 大野 あずさ (アリゾナ州立大学) アメリカ・インディアン都市移住計画(1952 - 1973)
— 連邦管理終結政策と都市インディアン・コミュニ
ティーの形成 —
司会者 佐藤 円 (大妻女子大学)
5. 加藤 鉄三 (立教大学) 物乞いシカと略奪グマ
— アメリカ西部国立公園における野生動物問題の
環境史、1910s - 1950s —
司会者 小塩 和人 (上智大学)

9 現代史部会 マリンホール

1. 大津留 厚 (神戸大学) 1915年の捕虜兵
— 一つの転機として —
司会者 丸島 宏太 (姫路独協大学)
2. 吉野 恭一郎 (上智大学) 青年保守派から見たヴァイマル末期
— タートクライスがなした事 —
司会者 石田 勇治 (東京大学)
3. 佐藤 公紀 (東京大学) 「教育可能」と「教育不可能」のあいだ
— ヴァイマル期プロイセン州の刑罰制度における
犯罪生物学の展開 —
司会者 芝 健介 (東京女子大学)
4. 島田 勇人 (京都大学) 「宗教復興の時代」におけるドイツのカトリック教会
— テレーゼ=ノイマン (1898 - 1962) をめぐる
コナーズロイト事件から —
司会者 服部 伸 (同志社大学)
5. 村上 亮 (関西学院大学) ハプスブルク帝国の周辺地域開発にみる「帝国」統治
— 1911年「償却法」施行期のボスニアを中心に —
司会者 大津留 厚 (神戸大学)

1 古代・中世史部会

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室201A

報告者 報告要旨掲載頁

1. 竹内 一博 (関西大学) p.14
2. 本間 翼 (名古屋大学) p.15
3. 中尾 恭三 (大阪大学) p.16
4. 佐野 光宜 (京都大学) p.17
5. 笠谷 知美 (大阪市立大学) p.18

1. 前4世紀アテナイの政治参加における変化とデーモスの機能

竹内 一博

アテナイ民主政には、その政治参加において、年齢、富、知識、居住地といった公式・非公式の制限があった。前4世紀のアテナイ市民は、いかにして民主政に関わり、そしてその中でデーモスはいかに機能していたのだろうか。

R. Osborne は、前4世紀後半のポリス決議提案者のプロソポグラフィを分析し、アテナイ政治が富裕層かつ中心市に近いデーモス成員の手中にあったと論じた。その見解は、アテナイ人の本籍デーモス居住を前提とし、それを乗り越えうる移動性を備えた富裕者を重視した結果であった。その中でデーモスは、中下層の市民を富裕者のネットワークに結びつける結節点として機能し、アテナイ民主政の安定性を支えたとされる。一方、M. H. Hansen は、前4世紀全体のアテナイ政治家のプロソポグラフィ分析から、アテナイ政治が富裕層のみならず中下層も含む幅広い参加を達成していたと主張する。その見解には、アテナイ人の中心市移住と日々の移動性の高さを想定したことが影響している。そして近年、C. Taylor は、前5世紀と前4世紀のアテナイ政治家のプロソポグラフィを包括的に分析し、前5世紀の民主政が都市を基盤とする富裕層に支配された一方、前4世紀の民主政にはアッティカ村落部のデーモスから幅広い階層の市民が参加していたと主張する。ただし富裕者は、前4世紀のアテナイ政治に積極的ではなくなったが、財政的貢献者としては大きな役割を担ったとされる。

このように、前4世紀の「アテナイ民主政の姿」は、政治に積極的に参加する市民の社会的出自のみならず、デーモスとの結びつきや、居住形態あるいは移動性といった諸要素をいかに読み解くかによって、大きく異なるのである。そこで本発表では、前4世紀のアテナイ政治家のプロソポグラフィを見直し、政治参加パターンにおける変化を社会的経済的コンテキストに位置づけることを試みたい。またその際、市民のデーモスに対する態度やデーモスの考古学的動向についても考察し、アテナイ民主政におけるデーモスの機能を再考することとしたい。

2. 古典期キプロスにおけるペルシア支配と都市国家群の抗争

— フェニキア語碑文の分析を通じた民族対立論への反証 —

本間 翼

本報告は、古代キプロスの都市国家キティオンでみられたフェニキア王朝の発展に対する分析を通じて、アケメネス朝ペルシアの地方支配のありかたと、古典期の東地中海世界におけるキプロス都市国家群の政治的位置づけを考察するものである。

前古典期以降、キプロスでは複数の都市国家が興亡を繰り返していたが、キティオンにおいては前475年以降フェニキア人の王6代の治世が確認されている。同市は前4世紀のミルクヤトン王、ブマイヤトン王の時代までに、イダリオン、タマツソス、アマトウスといったギリシア系・土着キプロス系の隣接都市を併合し、同じく拡大主義をとるサラミスなどと抗争を繰り返しながら、古典期を通じて中部キプロスを席捲した。E.イェシュタードは、こうした領土拡大政策をとる都市国家間の衝突に、東西文明の対立を基軸としたフェニキア・ギリシア間の民族対立の構図をみたが、E.コスタは古典史料の再解釈から、サラミスにおける民族主義の存在を否定している。

そこで、古典期キティオンに関する碑文史料を網羅的に再検討してみると、フェニキア側においてもギリシア系都市全般に対する対抗意識は存在しなかったことが分かる。*ICS* 217, *Kition-Bamboula V.1144* 等の史料からは、ペルシアの支援を受けたキティオンがギリシア系都市と度々衝突したことが確認されるが、これらは反ギリシア主義を掲げたものであるとは読み取れない。また、*IGII².337* ははじめ古典期のキティオン人とアテナイの間には様々な交流が認められ、キティオンの宗教祭儀ではギリシアからの搬入遺物やギリシア様式の彫像が用いられるなど、ギリシア系文化が排斥された痕跡も認められない。

以上の点から、ギリシア、ペルシアの対立構造、およびそれらと各都市国家の同盟関係は、単純にキティオン、サラミス間の対立へと収斂されるものではないといえる。キティオンの拡大は、東西世界の対立の一翼を担うフェニキア勢力としてではなく、抑圧された都市国家群が自国の権益を確保するために試みた、局地的な政治活動の産物ではなかったか。また、ペルシアを後ろ盾としたキティオン王朝の発展は、真に民族主義とは無縁であったのか。古典期のキティオンから出土するフェニキア語碑文の分析を通じて、キプロスにおけるペルシア支配の通時的変化を把握し、従来の民族対立論におけるこれらの問題点を検証するとともに、東地中海世界でキプロスが果たした役割について考察してゆきたい。

3. ヘレニズム時代ギリシアにおけるサラピス崇拝の受容

— デロス島を中心として —

中尾 恭三

ポリス祭儀への外来宗教の導入が、古典期、ヘレニズム時代をつうじギリシア人による文化受容の一形態をなしていたのは周知の事実である。本発表でとりあげるサラピスも、ヘレニズム時代にいたり多くのポリスで崇拝の痕跡が確認される神である。ここでは、宗教の受容形態の継続性に留意しながら、ギリシアにおけるサラピス祭儀の伝播と受容について論じたい。このサラピス祭儀の伝播について、1960年代から70年代にかけて包括的な研究をおこなったのが、P. M. フレイザである。しかしながらかれの研究はエジプトのアレクサンドリアを基点とした祭儀伝播を中心としており、デロス島におけるサラピス崇拝の重要性については十分に論じきれていない。また、サラピス祭儀の受容は、地域・ポリスごとに異なる面をもっており、その共通点と相違点を明確化させることが必要である。

キュクラデス諸島に位置するデロス島は、サラピス崇拝の中核地としての役割をになっていた。ここでは、前3世紀前半にエジプト人神官によって祭儀が伝えられ、世紀末にはかれの孫によって神殿の建設がおこなわれた。さらに、2度の異なる神殿建設をつうじて、前2世紀半ばまでには、在留外国人による小規模な儀礼と、ギリシア人崇拝者もふくむポリスの代表的祭儀との二種類の祭儀が形成されるようになった。この変遷と平行して、キュクラデス諸島、クレタ島、ギリシア本土に位置するギリシア各ポリスでもサラピス崇拝がおこなわれるようになっており、デロス島におけるサラピス祭儀との関連性が想定される。検討にあたって利用する史料は、デロス島を中心として各地で発見された奉納碑文・決議碑文である。これら史料からは、伝播経路は不明ながらも類似性が見出されるとともに、奴隷解放の場となるなど地域ごとの独自性を観取することができる。その分析をとおして、サラピス崇拝祭儀が各ポリス社会内部に浸透していく過程をとらえなおすことができるであろう。

4. 剣闘士競技とローマ社会

— ガリア・ナルボネンシスの事例を中心に —

佐野 光宣

諷刺詩人ユウェナリスによる「パンと見世物」という詩句を俟たずとも、古代ローマ社会において、剣闘士競技を始めとする各種の見世物が、社会生活上、不可欠のものであったことは衆目の一致するところであろう。上は皇帝から下は奴隷に至るまで、様々な社会階層が関係しあう場であった見世物は、社会の結節点として重要な機能を果たしていた。報告者の問題関心であるソシアビリテ（社会的結合関係）を考察するためにも、それは恰好の素材である。しかし、従来の研究において、そのような観点からの説得的な議論が十分に積み重ねられてきたとは言えない。

そもそもこのテーマに関しては、見世物を構成する興行が個別に検討されてきた。しかし、ローマ人自身は各種の興行を全て含めて見世物と捉えており、総合的に考察することが肝要である。ただ、見世物全体を一度に考察するのは困難なため、それを総合的に捉える視点を念頭に置きながら、本報告では、剣闘士競技とその舞台を対象としたい。そこには豊富な先行研究が蓄積されているが、問題点もある。何よりもまず、かのコロッセウムに研究が集中しており、そこから得られた結論を単純に全体へと敷衍してしまっている点が挙げられよう。剣闘士競技に関してまず参照されるべき論著である、G. Ville, *La gladiature en occident des origines à la mort de Domitien* (Roma, 1981)においても、ローマ市以外の事例は、ローマ市のものと基本的にその意義は変わらないとの前提が示される。つまり、各地域、各都市固有の背景が無視されてきたと言えるのである。

そこで、本報告はケース・スタディという形をとり、史料の比較的豊富なガリア・ナルボネンシスの事例を対象として選択する。この地方では、ネマウス（現ニーム）やアレラテ（現アルル）に大規模な円形闘技場があるが、それらの持つ考古学的・建築学的特徴や、碑文史料から読み取れる情報を通して、剣闘士競技とその舞台が有した文化的・政治的・社会的側面を明らかにする。さらに、報告者自身の行ったポンペイなどでの事例の調査結果と比較検討する。そして、検討の成果に基づいて、見世物を通じたローマ社会のソシアビリテ研究に対する新たな見通しを示したい。

5. ビザンツにおけるパウロ派異端運動
— シチリアのペトロス『有益な歴史』の叙述をめぐって —

笠谷 知美

7世紀末にパウロ派と呼ばれた異端運動が小アジアで広まった。新マニ教とも呼ばれるパウロ派は、旧約聖書やキリストの受肉を否定し、善悪二元論の教えを展開させたことで知られている。8世紀に入ると、ビザンツ皇帝はパウロ派教徒に対して寛容政策をとってきたが、パウロ派は宗教的異端というかたちをとった反封建的民衆運動へと化していく。9世紀に小アジア東部で勢力化したパウロ派教徒たちは、次第に革命的な性格を帯びるようになり、しばしば武装して反乱を起こしたことから、ビザンツ皇帝は彼らを厳しく弾圧した。この運動の担い手は、社会的平等を唱え、「神の言葉を売り物にしている」教会の権威と富を批判した都市の労働者や農民であった。

宗教的なセクトから武装集団へと変容したパウロ派の実態を詳述しているのが、869年から871年の間に執筆されたシチリアのペトロスの『有益な歴史（とパウロ派と名付けられたマニ教徒の異端に対する非難と論駁）』である。皇帝バシレイオス1世（867-886年）の命により、和平交渉、ならびに「マニ教とパウロ派と呼ばれている異教徒が全く同じであること」を明らかにするためにパウロ派教徒の要塞テフリケに派遣されたペトロスは、その地に9ヶ月間滞在して『歴史』を執筆した。パウロ派教徒との接触を通じて書かれたこの歴史書は、パウロ派の起源と教義、歴史について述べており、この史料から9世紀前半のパウロ派運動指導者セルギオスの時代に「シュネクデーモス（道連れ）」と呼ばれる指導者の弟子たちが出現し、彼らが運動の主要な担い手であったことが明らかになった。またその弟子の中で「アスタトイ（不屈の者たち）」と「キノホリオイ（キノホリオンに住む者たち）」と呼ばれる好戦的な者たちが軍事反乱を指揮し、共同体を形成していたことから、パウロ派教徒は宗教的な指導者と軍事的な指導者によって支配されていたことが考えられる。

また、パウロ派の指導者が、改宗直後のブルガリアへ多数のパウロ派教徒を派遣したり、ビザンツとアラブ人との抗争を利用してアラブ人に接近し、勢力化を図っていた事実にも注目される。本発表では、パウロ派運動が皇帝の弾圧にもかかわらず、9世紀初頭に拡大し、武装化していった背景や、彼らが異教徒の集団から反乱軍へと描かれるようになった理由についても触れながら、この運動がビザンツ帝国においてどのような影響を与えたのかについて明らかにしていきたい。

2 中世史部会

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室201B

報告者 報告要旨掲載頁

1. 児嶋 由枝（上智大学） p.20
2. 花房 秀一（青山学院大学） p.21
3. 阿部 俊大（東京大学） p.22
4. 小西 礼子（岡山大学） p.23
5. 上田 耕造（関西大学） p.24

1. 北イタリア・ロマネスク聖堂の彫刻装飾図像研究

— アダムとエヴァの図像を中心に —

児嶋 由枝

北イタリア・ロマネスク聖堂の多くは、中世都市国家の聖堂であり、修道会や宮廷とは直接の関係をもたない。このような環境において独自の彫刻装飾の図像がうみだされた。とはいえ、こうした北イタリア・ロマネスク聖堂彫刻装飾の図像解釈に関する研究の歴史は浅い。イタリア美術史研究においてはロマネスク美術研究自体が新しい分野であり、年代設定、様式・工房の確定など基本データの整備がまだ研究の主眼なのである。

ともあれ、北イタリア・ロマネスク聖堂彫刻装飾の図像解釈の方法は、現在のところおまかに二つに分かれている。ひとつは聖典や神学テキストをもとにキリスト教から解説するという伝統的手法で、もう一つは同時代のローマ教会の政策、あるいは思想傾向を強調するものである。後者はアメリカの研究に多く見られる。

発表では、はじめに、こうした北イタリア・ロマネスク聖堂彫刻装飾図像研究の状況を概観する。極端に史料に乏しいこの研究分野のあやうさについても、具体例をあげて言及する。

ついで、いわばサンプル・ケースとして、聖堂正面扉口に表されるアダムとエヴァの図像に焦点をあてる。これは北イタリア・ロマネスク独自の図像のひとつで、ピアチェンツァのサンタントニーノ聖堂(旧ピアチェンツァ大聖堂)及びローディ大聖堂の中央扉両脇のアダムとエヴァの彫像(いずれも12世紀第3四半世紀頃)がよく知られている例である。このように、等身大のアダムとエヴァ像がちょうど聖堂に足を踏み入れる人々の目を最も惹きつける位置に配されるという例は、他地域には見られない。まずは、こうしたアダムとエヴァ像の解釈に関するこれまでの知見を検討する。ついで、こうした従来の見解を補完する可能性のある幾つかのてがかりを提示する。とりわけ、12世紀から13世紀かけて著された聖史劇「Ordo representationis Ade (アダム譚)」との関係、そして、アダムとエヴァ像の聖堂空間における配置が担う意味に注目していく。

2. カペー朝期ノルマンディにおける司法制度の確立

花房 秀一

中世フランス史において、特に政治史の側面では、13世紀後半がフランスを近代へと発展させていった転換期とみなされている。フィリップ2世(在位1180~1223年)によって始められた王権の急速な拡大は、パリを中心としたカペー王権に、新たに併合した諸地方を有効に支配する必要を促し、そのため王権は王国規模の統治機構を創設することになった。たとえば司法組織においても、ルイ9世(在位1226~1270年)の治世下では、高等法院(Parlement)の成立やそれに伴う裁判記録台帳(*Olim*)の編纂などにみられるように司法機構の整備が進み、フランス法制史上、この時期を国王裁判権が王国全土に浸透し始めた本格的な出発点とみなすことができるのである。

本発表では、フィリップ4世期(在位1285~1314年)を中心として、王領地の主要な一地方であるノルマンディ地方と王権との関係を司法制度上の観点から見ていきたいと思う。ノルマンディでは、カペー王権に併合される以前に、すでに旧王領地には見られないような高度な行政機構が成立していた。例えば、司法・行政上の末端人としてヴィコント(vicomte)が配置されており、その上にいくつかのヴィコントを支配するバイイ(bailli)が置かれ、地方全体の統治機関としてエシキエ(Echiquier)がそれら諸機関の頂点に存在していた。カペー諸王はノルマンディを併合した後も、当該地方の慣習や自立性を尊重するという立場から、これら旧制度を存続させたが、王権はそのことによって有効な地方統治を行うことも可能になった。

具体的には、中央がそれら諸機関に対してどれだけ緊密に統制していたかを考察していこうと考えている。その観点から、1)パリ高等法院とエシキエの関係、2)エシキエの人的構成をあきらかにしたうえで、3)ノルマンディに関する司法上の勅令・王令を検討し、カペー期における地方統治の実態を見ていきたいと思う。

3. カタルーニャとグレゴリウス改革 — バルセロナ伯領における展開と政治的影響 —

阿部 俊大

キリスト教世界のイスラム教勢力との最前線に位置しており、かつグレゴリウス改革期を通じてそれまで希薄であった他のラテン＝キリスト教世界とのつながりを回復していったイベリア半島では、同改革の展開が、特に世俗権力と教会の関係の変容という点において、独自の様相を呈したことが予想される。本報告では、イベリア半島の諸地域の中でも例外的に中世の早い時期からローマ教皇庁との接触を保ち続け、カスティリーヤなど他のイベリア半島の諸国家に比べ聖職者叙任などの面で教会改革が成果を挙げたとされるカタルーニャ地方、当時のバルセロナ伯領でのグレゴリウス改革の展開プロセスとその政治的影響を扱う。対象となる時代は、バルセロナ伯ラモン＝ベレンゲール1世からラモン＝ベレンゲール3世の治世（1035-1131）である。従来、カタルーニャ外部の研究者による諸研究では、カタルーニャにおけるローマ教皇庁や南フランスの諸修道院の活動が重視され、カタルーニャ側は受動的な存在として現れている。それに対してカタルーニャの研究者たちの諸研究では、同時代のカタルーニャの諸司教の動向や「神の平和と休戦」集会など、カタルーニャ固有の人物やファクターが重視されるという傾向が存在した。この差異は両者の関心の所在の違いによるものではあるが、結果としてカタルーニャ外部からの活動や意図がどのようにカタルーニャ側で受容され、展開し、どのような影響を持ったかという、カタルーニャ内外の状況を踏まえた検討が阻害されることとなっていた。また、特定の聖職者群の活動に関する研究が蓄積される一方で、同時代の世俗権力による対応や同改革の政治的影響などは研究者の視野の外に置かれていた。報告者は、同時代の教皇勅書、バルセロナ伯の文書、「神の平和と休戦」会議文書などを史料とし、教皇庁のカタルーニャ地方における活動、それに対するカタルーニャ側の反応、およびそれによって生じた影響を分析し、検討した。その結果、同時代のバルセロナ諸伯が教会改革に能動的に関与し、その過程で教会との関係の緊密化を通じた同伯の権威の強化や「神の平和と休戦」集会の変質、外征における教皇庁や教会の権威の利用といった、その後のアラゴン連合王国を特徴づける諸要素が現れてきたことが明らかとなった。

4. ジローラモ・サヴォナローラの説教における預言的内容 — 『天啓大綱』とそれ以前の説教を中心に —

小西 礼子

フィレンツェでは、1494年11月から12月にかけて、シャルル8世が率いるフランス軍の侵攻、メディチ家の追放、そしてその後の新共和国体制の樹立と、都市国家の根幹を揺るがす大事件が相次いで発生した。

このような危機的状況下のフィレンツェにおいて、サン・マルコ修道院長であったドメニコ会修道士ジローラモ・サヴォナローラは、1484年に「教会は罰せられ、改革される、すぐに」という「神の啓示」を受けて以来一貫して行っていた、「神罰の到来」とそれに備えた「悔い改め」を説く預言的説教により、「預言者」としての名声を得て、精神的また社会的に多大な影響力をもつようになった。そして、翌1495年8月には、それまでの預言的説教の内容を体系化した著作『天啓大綱』 *Compendio di Rivelazioni* を出版し、自らの「預言者」としての正当性を主張した。

従来のサヴォナローラ研究が焦点を当ててきたのは、専ら1495年以降、すなわち彼がすでにフィレンツェ内外に大きな影響力をもち、それを行使していた時期の、政治的あるいは社会改革的な思想の諸論点であった。

しかし、今回の発表は、それ以前の時期におけるサヴォナローラの「預言者」としての思想とその社会的評価を対象とする。すなわち、彼が預言的説教を始める契機となった「神の啓示」を受けた1484年から、フィレンツェにおける彼の影響力が増大した1494年までに行われた諸説教と、それらをまとめた『天啓大綱』とを基本的史料とし、その中の預言的内容から、彼が自らの「預言」を説教においてどのように表現していたのかを検討する。そして、説教師であるサヴォナローラが、フィレンツェ社会、あるいはイタリア社会における、「預言者」としての自らの役割をどのように位置づけていたのかを論考したい。

その試みは、1495年以降のサヴォナローラの政治思想、社会思想の評価にも新たな視点を開くのではないだろうか。

5. 15世紀フランスにおける「ブルボン国家」

— プラグリーの乱を手掛かりに —

上田 耕造

「諸侯国家」の概念は、中世後期フランスの国制を読み解くために必要な一つの指標となっている。A.ルゲの定義によると「諸侯国家」とは、14・15世紀フランスで諸侯が婚姻政策などによって支配圏を拡大させ、さらにはその中に王国と同様の統治機関を創設することで作られた一つの国家的な枠組みのことである。

14世紀後半から徐々に姿を現してきた「諸侯国家」は、シャルル6世治世における混乱のもと、王権の利用と王国財政への寄生によって成長を遂げる。その過程や「諸侯国家」内の状況は、近年の地方史研究の興隆によって詳らかにされている。しかし、王国との関係やその変遷を説いた研究は少なく、未だ検討の余地が残されている。そこで本発表では、「諸侯国家」の一つである「ブルボン国家」を事例に、15世紀における王国との繋がりを考察することで、当該期における「諸侯国家」の位置づけを行う。

「ブルボン国家」は、王国を拠りどころとする部分が多かった。しかし、その内部は独自の統治組織のもとで管理・運営されていた。すなわち、完全に王国の支配圏とはならない微妙な距離感のもとで、「ブルボン国家」はその存在意義を示していたのである。

しかし、1440年ブルボン公シャルル1世を中心に諸侯らによる反乱が起こる。プラグリーの乱と呼ばれるこの反乱は、シャルル7世主導の国政運営体制に対する反発であった。だが反乱はすぐに鎮圧されてしまう。はたして、ブルボン公にこの抵抗運動における勝算はあったのであろうか。王太子や他の諸侯も参加したとはいえ、軍事力の乏しかったブルボン公にとってそれは、リスクの高いものであったと考えられる。つまり、首謀者であるブルボン公をはじめ反乱に加担した者たちには、ここでリスクを犯すだけの必要性があったわけである。そこでリスクを抱えながら起こすブルボン公らの行動を探ることで、この時期における諸侯と国王との関係がどのように変化していったのかを捉えることができるであろう。さらにそれは、15世紀フランスにおける「ブルボン国家」、ひいては「諸侯国家」の位置づけにも繋がる。

3 中世・近世史部会 I

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室301A

報告者 報告要旨掲載頁

1. 青山 由美子 (日本大学) p.26
2. 畑 奈保美 (東北大学) p.27
3. 古城 真由美 (福岡大学) p.28
4. 佐々井 真知 (お茶の水女子大学) p.29
5. 山本 大丙 (早稲田大学) p.30

1. 11 - 12 世紀フランドル伯の尚書部の人的構成

青山 由美子

本発表は、11 世紀半ばから 12 世紀半ばまでのフランドル伯の尚書部の人的構成を議論の対象とする。伯は、当時、英仏両王の家臣でありながら、事実上自立した領邦であるフランドル伯領を統治する君主であった。このような自立性をもたらした主な要因が、当時の西欧の中でも領邦としては最も早く高度に発達した行財政組織であるとされる。その中核が、尚書部であった。

先行研究を主導してきたベルギーの研究者たちは、尚書部の発達の延長線上に近代的官僚制を見出し、その萌芽が小国としてはいち早く自国に芽生えていたことを高く評価していると言わざるをえない。彼らは、人的構成の面でも、全体の枠組みは変わらないまま、役人の人数や役職の種類といった内実の方が時間の経過とともに充実し秩序立てられていったととらえている。

しかし、伯の証書を中心とする現存史料の再分析の結果、そのような通説とは異なる人的構成の全体像が明らかになった。伯の尚書部は、最上位役人、中間役人、および下位役人の三層に分けられる。特に中間役人の存在とその重要性は、発表者の分析によって初めて解明された。

のみならず、各層の分析結果を総合してみると、伯の尚書部の人的構成が、実は 4 段階をふんで次々と異なる特徴を獲得していったことも明らかになった。尚書部の人的構成は、約 100 年の間に、2 層のピラミッド型、特定の役職を有する有力役人が中間役人を務める 3 層構造、最上位役人に直属する秘書官が中間役人を務める 3 層構造、最後には中間層が消滅した結果ひょうたん型と呼ぶうる構造へと変化していったのである。

このように、1 世紀の間に、フランドル伯の尚書部の人的構成は、尚書部を取り巻く内外の政治状況に対応しきめ細やかに変容をくり返していった。その変容の様相は、通説の描くような、最盛期へと一直線に右肩上がりに発達していくプロセスではない。よって、まず通説を支えてきた問題意識そのものを問い直し、その上で、伯の尚書部に関するあらゆる論点について今後再検討していかなくてはならない。

2. ブルゴーニュ時代フランドルの小貴族

— ヤン・ファン・デン・ベルフを例として —

畑 奈保美

ホイジンガ『中世の秋』にみるように、15 世紀のブルゴーニュ国家は中世末期の爛熟した貴族文化の地として知られる。その中心ともいえる 1430 年創設の「金羊毛騎士団」は、ブルゴーニュ家の勢力を内外に知らしめるとともに、ブルゴーニュからネーデルランドにわたる支配下の各領邦の枠を超えたエリート層を作り出す試みでもあった。

しかしブルゴーニュ国家で随一の経済発展地フランドル伯領では、金羊毛騎士団に加入するような大貴族はごく例外的な存在だった。フランドルの領主貴族層は、中世盛期以来の領邦君主フランドル伯権と都市勢力の伸長のなかで没落する者が多く、政治的・経済的影響力を失っていたのである。そのことは、フランドルにおいて活発に行われていた議会・代表制活動において、貴族が身分団体を実質的に形成しなかったことに表れている。領主領や騎士叙任を得る都市民がますます多数に上ったことも、ブルゴーニュ時代フランドル貴族の輪郭を把握しにくいものとしている。

そのような中、フランドルの領邦内官職を通じて君主に勤務した小貴族たちは注目に値する。彼らはバイイなどの地方官職やフランドル顧問会・会計院など領邦中央機関の官職に就き、調査や交渉など君主のため様々な臨時の任務を果たしつつも、自らの出身である都市・農村共同体の支配層と緊密な関係を保っていた。彼らによって、中央と地方、都市と農村を含む地方エリートのネットワークが作られていたといえる。

こうした地方エリートたちによるネットワークを、1439 年没の小貴族ヤン・ファン・デン・ベルフの例から具体的に検討したい。彼は今日では、低地語による法学著作家の最初期の一人として名を留めているが、その様々な実務活動についても多くの記録が残されている。西フランドルの小領主層の出身である彼は、フィリップ・ル・アルディからフィリップ・ル・ボンまで三代のブルゴーニュ公にバイイそしてフランドル顧問官として仕えたが、一方では農村地区ブルフセ・フレイエの参審人としての活動を続け、代表制組織「四者会議」にも地区の代表として参加していた。これらの活動及びそれにまつわる人的関係を基に、ブルゴーニュ時代フランドルの小貴族・地方エリート層の国制的な位置を考察したい。

3. 15世紀のジェントリのアイデンティティ形成と文書

— パストン家の『紋章の書』*The Paston Book of Arms* (MS Rye 38) の分析から —

古城 真由美

15世紀イングランドでは、ジェントリと呼ばれる階層が明確な姿を現し始める。貴族とヨーマンの間に位置する階層として登場したこのジェントリは、王権と地方のパイプ役であり、また地方政治の担い手でもあった。彼らは騎士・エスクワイヤ・「単なる」ジェントルマンを核としていたと考えられているが、当時は経済的・社会的にジェントリとみなすことが可能な人々が少なからず存在しており、同時代人たちですら「誰がジェントリか」という定義を明確に持っていなかった。それゆえ、新興家系も由緒正しい家系も含め、ジェントリと見なされた人々は皆、そのアイデンティティを確認するため、「うまれのよさ」・所領の規模・生活様式など様々な手段を通じて自らのジェンティリティ (=ジェントリらしさ) を誇示せねばならなかったのである。

なかでも、ジェンティリティを表象する道具として重要視されたのは紋章であった。中世後期には、紋章は戦士個人を識別する道具から有力者である証を示すツールへと変容しており、ジェントリはこぞって紋章を作成した。屋敷や教区教会に飾られた紋章は、視覚的に彼らのジェンティリティを他者にアピールした。この場合特に顕彰されたのは、主に「うまれのよさ」であり、それは有力家系との婚姻関係によって獲得されたのである。

しかし、興味深いのは、15世紀にはジェントリは自己の紋章だけでなく、他家の紋章にも関心を示し始めたことである。ノーフォーク州のパストン家が作成した『紋章の書』はその一つであり、二代目家長の結婚を記念して編纂されたと見なされているが、そこに記録される73の紋章にはパストン家とは直接血縁関係のない家系が含まれている。なぜ彼らは自らの「うまれのよさ」に関係のない他家の紋章まで記録したのであろうか。

本報告では、15世紀前半に農民から勃興したパストン家の『紋章の書』が、いかなる目的で作成され、いかなる役割を期待されたのかを検討したい。同家による書物編纂を分析し、ジェントリのアイデンティティ獲得戦略を探ることが本報告の課題である。

4. 遺言書にみる15-16世紀ロンドンのシルクウーマン

佐々井 真知

中世後期のイングランド諸都市には、シルクウーマン *silkwoman* と呼ばれ、また自ら称する、絹産業に従事する女性たちが存在していた。特にロンドンに多く、原料の調達、製品の製作そして販売など幅広い活動をしており、シルクウーマン同士の取引に加えて服地商や仕立商たちとも売買を行っていた。ギルドは結成していなかったが、15世紀後半には絹製品の輸入禁止を求めて請願を起こすなど、ゆるやかなまとまりを持っていたと考えられる。シルクウーマンに関する研究は、活動内容の解明を経て、近年は活動方法や他の産業との関係など、広く社会や法とのかかわりにおいて彼女らを捉えようとする傾向にある。しかしながら、シルクウーマンの、人々との交流や地域とのかかわりなどについての考察は十分とはいいがたく、活動の背景には不明な点が多い。

そこで本報告では、シルクウーマンは労働の内外においてどのような人々や組織とのかかわっていたのか、そこにはシルクウーマンの特徴があるのか、また職業上のつながりは、取引以外の場面でも彼女たちを結び付けていたのか、という点に焦点をあてる。

史料としてはロンドンのシルクウーマンの遺言書20人分21通を主に用いることとする。まず、遺言執行人、遺言執行監督人、遺贈先と遺贈品の分析から、彼女たちが、教会、修道会、フラタニティ、親族、同業者、使用人、徒弟、そして夫を介しての知人などとの交流を持っていたことが明らかである。これを踏まえて、シルクウーマンという職業上のかかわり、夫や親族や彼らの属していた組織とのかかわり、地域とのかかわりの特徴を示したい。次に、他の女性の遺言書との比較から、シルクウーマンとしての活動が彼女たちの日常生活に与えた影響はあったのか、あったとすればいかなるものであったのかを考察することとする。また、他の手工業者の遺言書との比較から、シルクウーマンの活動状況の特色を見出すことも目指したい。

これらの作業を通して、シルクウーマンを、経済的な側面以外で当時の社会の中に位置づけることが可能となるだろう。加えて、中世都市社会における女性の、労働や地域、人々とのかかわり方の一端を明らかにすることにも寄与できると考えている。

5. 17世紀初期アムステルダムのメノー派商人

— 商業と平和主義 —

山本 大丙

オランダ共和国の経済史研究においては、しばしばメノー派の商人が姿を見せる。16世紀の前半、フリースラントの元カトリック司祭、メノー・シモンズ (Menno Simons 1496-1561) によって生まれたこの教派は、幼児洗礼の否定、宣誓の禁止、非暴力無抵抗を特徴とする。共和国においては少数派であったこの教派の信徒は、時に極めて活発な商業を展開しており、ヌーフヴィル家、ド・クレルク家、ファン・エーヘン家といった豪商はメノー派に属していた。その平和主義の思想から、メノー派の商人は、敵船や海賊との戦闘といった危険が伴う東西インド貿易や地中海貿易ではなく、比較的安全なバルト海貿易を行なうことが多かった。1717年には「バルト海貿易・傭船委員会」が設立されるが、18世紀の間に就任した48名の理事のうち20名はメノー派に属しており、信徒が活発な商業を展開していたことが分かる。

しかし、メノー自身は決して商業に対して好意的ではなく、貿易は道徳的に危険であると考えていた。彼が理想とした共同体は専ら農民と手工業者から成り立つものであり、この点でメノー派は改革派(カルヴァン派)とは大きく異なっている。にもかかわらず、17世紀前半のメノー派教団では商人の発言力が強まっていく傾向が見られる。1650年以降、ワールラント教団(共和国のメノー派最大のグループ)の指導者層のほとんどは商人であった。それでは、メノーの思想と信徒の生活の乖離はいつどのように生じたのか。発表では、以下の観点からこの問題に光を当ててみたい。

1)メノー派信徒の商業

非暴力が強調されるメノー派商人は、どのような貿易を展開していたのか。成功した商人はそれ以外の信徒とどのような関係にあったのか。

2)思想の変化

成功した商人の存在は、メノー派の教団にいかなる変化をもたらしたのか。教理の変化は見られるのか、見られるとしたらそれはどのようなものか。

4 中世・近世史部会 II

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室301B

報告者 報告要旨掲載頁

1. 津田 拓郎 (東北大学) p.32
2. 小山 寛之 (早稲田大学) p.33
3. 永本 哲也 (東北大学) p.34
4. 石井 大輔 (神戸大学) p.35
5. 林 良彦 (京都大学) p.36

1. ルートヴィヒドイツ人王時代の「集会」の果たす役割について

— 教会改革研究の手がかりとして —

津田 拓郎

現在、カロリング王権による大規模な教会改革政策の存在は、多くの研究者によって認められている。その理念は、カール大帝が 789 年に出したカピトゥラリア「一般訓令」(Admonitio generalis)の中に最もよく現れており、そこでは単なる教会組織の改革が試みられただけでなく、王国の一般信徒に対し司教・司祭らが宗教教育を施すことで、社会全体をキリスト教化していくことが目指されたのであった。

しかし、このような教会改革についての研究はカール大帝・ルイ敬虔帝時代のみを対象とするものがほとんどであり、830 年代に勃発する内戦以降、王国の教会生活全般が弛緩して行き、教会改革の動きも停滞していったと主張する論者すら存在する。特に東フランク王国からはカピトゥラリアが残されておらず、一見王権による教会改革の動きが存在していないかのようである。従来の教会改革研究の多くは、主としてカピトゥラリアを利用しており、その種の立法が見られない東フランク王国が教会改革研究の対象とされることはなかった。

しかし近年進められている後期カロリング期の評価の全体的見直しを考慮すると、このような見解は到底維持することは出来なくなる。そこでは内戦勃発後のカロリング諸国家も独自のシステムを使って有効な国家運営を行っていたということが強調されており、ルイ敬虔帝以降の諸王について、彼らの統治能力や統治組織を過小評価する伝統的なイメージは克服されつつあるといつてよい。

本報告の目的は、ドイツ人王のもとでの教会改革研究の手がかりとして、ドイツ人王時代の東フランクにおける「集会」の検討を通じて、教会国家としての東フランク王国の一側面を提示することである。ここでの「集会」とは、従来の研究において「一般集会」、「王国集会」、「教会会議」などの呼称で示されてきたものである。報告では特に年代記史料からそれぞれの集会の出席者や協議内容、史料中の用語が検討され、聖俗貴顕がともに集まる年次の集会と並んで存在する、王の招集に応じて聖職者のみが集まる「教会会議」と呼ばれる集会の存在に注意が払われる。そのような「教会会議」の果たす役割を考察することで、東フランク王国における聖職者層(特に司教層)の位置づけが明確になり、同時にそこでの教会改革政策のもつ意義が明らかにされることとなる。

2. 12 世紀マインツ大司教領における政治構造の変化

— 司教選挙に対する聖俗有力者層の結合と分離・参与と排除の問題を中心として —

小山 寛之

12 世紀から 13 世紀にかけて、司教選挙の方式に一つの大きな変化が起こった。それまで、司教選挙については単に司教区内の聖職者と人民 *clerus et populus* によって行われることが原則になっていたが、次第に司教座聖堂参事会員のみが司教を選出するようになっていったのである。この変化は史料によって確認できるが、その具体的過程・政治的背景については謎が多い。とりわけ、皇帝から大規模な俗権を付与され、諸侯としての性格を帯びるようになったドイツ司教の中には、帝国政治において極めて重要な役割を果たす者も現れた。そのような司教の選出権を、司教座聖堂参事会員以外の有力者層は、簡単に手放したのであろうか。本報告では、このような問題定義に基づき、12 世紀のマインツ大司教と都市マインツの関係を例にして考察していく。

ヴォルムス協約によって、司教叙任に対する皇帝の影響力が後退したことは、司教選挙への参与者に大きな政治的好機を与えることになった。特に注目すべきは、帝国尚書長という要職を歴任し、国王選挙を指導する立場にあったマインツ大司教の選出に、都市マインツ内の広範囲な聖職者層が、市民、とりわけミニステリアーレンとともに積極的に関わるようになったことである。その結果、マインツでは様々な聖職者と俗人が、大司教選挙への関与を通じて共通の利害を見出し、結束して行動するようになっていったのである。しかし、このような聖俗有力者層による協同行為の可能性は、皇帝フリードリヒ・バルバラロッサによる大司教選挙への激しい介入を通じて、次第にその限界が明らかになっていった。皇帝・大司教との紛争の結果、大司教選出に対する主導的役割を失った彼らは、個別的な利害・関心のみを追求するようになったのである。

このようなマインツ大司教領における政治的混乱の中で、1183 年、マインツ大司教に即位したのがコンラート 1 世であった。彼は都市聖俗有力者層の政治的・経済的要求に応じて、彼らを統制する一方、彼らの団結の乖離をも維持することによって、大司教の支配権の安定を図ろうとした。その結果が、司教座聖堂参事会による主導権の確立であった。従って、マインツにおいてこのような歴史的発展を決定的にしたのは、この時行われたコンラートによる巧妙な政策であり、本報告の目的は、その政治戦略の実態と意義を、主に証書史料の綿密な分析を通じて実証することである。

3. 1525 - 35 年ミュンスターにおける社会運動支持者の社会階層

永本 哲也

ミュンスター再洗礼派の千年王国運動は、経済的に困窮し、政治的に圧迫されていた下層都市住民の蜂起であり、したがって、運動は、既存の社会秩序を根底から覆そうとした社会革命であったというのが 20 世紀前半までの定説であった。しかし、1970 年代になって、K.-H. キルヒホフは、再洗礼派は全財産階層に分布しており、彼らの財産階層分布は同時代の同規模の都市のそれと大差がないこと、さらに、運動の主導権を握っていたのは、下層民ではなく、名望家層であったことを明らかにした。

キルヒホフを受けて、その後の研究趨勢は、再洗礼派運動の参加者の動機が、社会・経済的不満というより、終末期待に基づく救済の希求にあり、運動の性格は社会革命というより、宗教的であると捉える方向に向かった。また、必然的に、分析の主たる対象は、運動の指導的役割を占めた名望家層に向けられるようになり、下層民を含む一般の都市住民の運動参加の動機、彼らを動機づけた社会・経済的要因への関心は薄れていった。

このように、ミュンスター再洗礼派運動の支持者の社会階層分布は、運動の性格付け、そして支持者の動機に対する評価と密接に結びついている。そして、キルヒホフの研究に対しては、その後様々な批判が加えられ、現在彼の研究成果をそのまま受け入れることは困難になっている。

本報告では、近年の研究成果をふまえながら、運動の性格、そして支持者の動機を捉え直すために、ミュンスターにおける 1525 年から 1535 年にかけての都市騒擾、宗教改革運動、再洗礼派運動の進展、再洗礼派による統治権確立の各段階で、運動の支持者が、いかなる宗派を奉じ、また、いかなる社会階層に属していたかを検討する。すなわち、財産や身分の相違という横方向の断層亀裂と、宗派の違いという縦方向のそれとを、検討の指標とする。その作業によって、ミュンスター再洗礼派運動が、単なる宗教運動ではなく、多分に社会・経済的な要因に影響された社会運動であったことが明らかになるであろう。

4. 16 世紀後半から 17 世紀初頭までの上オーストリア貴族に関する考察

石井 大輔

近世ハプスブルク諸領邦における君主と貴族との関係は、絶対主義的な君主権と貴族の自由や特権が衝突する対立関係として長らく捉えられてきた。しかし R・J・W・エヴァンズ以降は、両者の協力関係的な側面が重視されるようになってきている。また近年 K・J・マクハーディーはプロソポグラフィ的手法を用い、君主と下オーストリア貴族との協力関係の背景を分析した。そこで明らかにされたことは官職や称号の授与という宮廷パトロネージの宗派体制化による貴族の構造変化であった。つまり君主による新参カトリック貴族の取り込み、特にヘレン身分（上級貴族）への取り込みによって、王党派の貴族が生み出された。本発表では、この研究成果をふまえて、三十年戦争時に対立姿勢をより鮮明に示した上オーストリア貴族を "Siebmacher's Wappenbuch" の分析を通じて検討し、下オーストリア貴族との相違を明らかにしたい。

16 世紀には宮廷の諸制度が整備され、貴族の「出世コース」が生み出された。例えば、上オーストリアの騎士身分（下級貴族）家系であったイェーガー家は、16 世紀から 17 世紀にかけて宮廷の財務関連の職務をこなし、さらなる上級官職を得て、身分的上昇も果たした。またイェーガー家は、下オーストリアにも領地を獲得し、領邦の枠を越えた「宮廷貴族」となった。

一方、旧来から領邦内で地盤を築いてきた上オーストリア貴族の多くは、他領邦から上オーストリアへ新たに流入してくる貴族への対応に苦心することとなった。このような貴族の流入に対して、上オーストリア貴族は自らの権利を守る動きを見せた。それが、1593 年の「ルドルフ 2 世の席次規定」や 1596 年の「諸身分規定」であった。これらの規定によって旧来の貴族は、新貴族の領邦への流入阻止を図ったが、結果としては「出世コース」を辿ってきた正式な加入者が増加することとなった。しかし下オーストリアとは異なり、その増加が顕著だったのは騎士身分であった。つまり上級貴族であったヘレン身分への流入は少なく、旧来の上オーストリア貴族たちの権益が脅かされることも少なかったと考えられる。

5. 16世紀中葉ニュルンベルクとハンス・ザックス

— 第二次辺境伯戦争を中心に —

林 良彦

16世紀中葉のニュルンベルクは、帝国政治の推移の中で、様々な外交上の問題を抱えていた。第一に、この都市は皇帝に服属するルター派帝国都市として、両宗派の陣営の狭間で絶えず外交上のバランスを取り続けることを余儀なくされた。また、1552年には、ブランデンブルクークルムバッハ辺境伯アルブレヒト・アルキピアデスとの間に第二次辺境伯戦争が勃発し、都市やその支配領域は大きな被害を被った。

この第二次辺境伯戦争の証言者の一人が、ハンス・ザックス(1494-1576)である。彼は、「ヴィッテンベルクの鶯」に代表される寓意詩や対話詩を著し、ルターの宗教改革に賛同した手工業者出身の詩人として知られる。しかし、1530年代以降も彼が精力的に文筆活動を行い、1548年の仮信条協定や第二次辺境伯戦争などの政治的事件にかんする作品を残していたことは、日本ではほとんど知られていない。また、ザックスを始めとする兼業詩人たち、すなわちマイスタージンガーが詩作活動を行っていた歌学校という場も、中近世都市における言説形成の場としては、これまでほとんど注目されてこなかった。

そこで、本報告では、第二次辺境伯戦争を扱ったザックスの作品を分析し、16世紀中葉の帝国及び都市の状況に対する彼のまなざしを検討する。またこの戦争にかんしては、ザックスだけでなく、ニュルンベルクの別のマイスタージンガーであるゼバスティアン・コピッツが年代記を著している。そこで、ザックスとコピッツ、両者の叙述の比較も併せて試み、マイスタージンガーたちがこの戦争に対しどのような反応を示したのかを考察する。

この結果として、16世紀中葉のニュルンベルクが経験した最大の対外危機である第二次辺境伯戦争に対し、都市中下層民がどのように振る舞ったかを理解することができる。さらに、マイスタージンガーたちの言説が、市参事会との緊張関係の下で歌学校という場を中心に形成されてゆく様相と、さらにそれらが後世へと伝播してゆく過程の一側面が明らかになるだろう。

5 近世・近代史部会

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室302A

報告者 報告要旨掲載頁

1. 瓜生 洋一 (大東文化大学) p.38
2. 内田 良太 (熊本大学) p.39
3. 舘野 直子 (学習院大学) p.40
4. 松本 礼子 (一橋大学) p.41
5. 府中 望 (東北大学) p.42

1. 腕木信号機が伝えたこと

— 共和暦3~4年 パリーリール間交信記録を読む —

瓜生 洋一

1793年夏、パリとリールの間（約220km）に敷設された腕木信号機体系は、後にフランス全土に及び、ある時期は総延長約5000kmに及ぶ壮大な信号体系へと発展した。1850年代にその地位を電信に譲り、終焉を迎えた。それまでの間、腕木信号機は、国家の意思を伝達し、地方の情報を中央政府に伝達し続けた。しかし、いまだに腕木信号機の重要性が十分認識されているとはいえない。交信内容の全容がつかめていないこともその原因の一つである。

本報告では、パリ郵便博物館図書館所蔵の *2eme Registre des transmissions de la ligne du Nord* (Bibliothèque du Musée de la Poste D/6826) に記載された共和暦3年ニヴォズ第1日（1794年12月21日）から共和暦4年ヴァンデミエル第30日（1795年10月22日）までのパリ（主として公安委員会）とリール（主としてリール当局、北部諸県に派遣された派遣議員・軍司令官）との間の交信記録を分析する。まず、腕木信号機体系・暗号・交信記録の概要を紹介する。第2に、交信記録と公安委員会の記録とを対照することによって「政治と速度」という問題を考察する。第3に、この時期における政治問題、軍事問題などをパリとリールが、それぞれどのようにとらえ、どのように交信しあったか、ということを出出する。最後に、食糧問題に関する交信記録を通して革命期における中央—地方関係の実態を考察する。

参考文献

拙稿「信号機と暗号：フランス革命期のテレコミュニケーション」、『ことばと社会』4号（三元社、2000年11月）。

中野明『腕木通信：ナポレオンが見たインターネットの夜明け』（朝日新聞社、2003年）

A. Aulard, *Recueil des actes du Comité de salut public avec la correspondance officielle des représentants en mission et le registre du Conseil exécutif provisoire* (Paris, 1889-1903)

FNARH, *La Télégraphie Chappe* (Nancy, 1993).

2. フランス革命期地方都市指導者層の政治にみる理念と実践

— ボルドーを事例として(1790 - 1793年) —

内田 良太

18世紀後半、大西洋貿易を中心に著しい経済発展を遂げたボルドーは、1790年において人口約110,000人を有するフランス第三の都市に成長する。この間、従来のワイン商に加え、植民地取引に従事した新興の交易商が台頭した。革命期に入ると彼らは市自治体で多くの要職を占め、都市政治運営における影響力が明白なものとなってくる。

彼らは自身の職業利害から、自由貿易・自由経済を志向していたことは確実とみられる。しかしながら、彼らは指導者層という立場に身を置くことによって、自らの利害に真っ向から反する政策をも遂行せねばならなかった。というのも、急成長した大都市であれば多くの下層民衆を抱えていたはずで、指導者層は彼らに低廉なパンを恒常的に供給するための有効な経済政策を実施する必要があったからである。事実、そうした政策は、既に革命以前から「伝統的に」実施されており、1789年の革命を経ても、ボルドーにおいてなおしばらくは継続されていた。

ボルドー市指導者層が実施した経済政策のひとつにパン屋への補償金支払措置があげられる。これはパン価格公定に伴い、パン屋に損失が発生した場合、それを市自治体が補填するものであった。1790年から1793年の間、この支払措置の改正、あるいは廃止が繰り返し議論された。その議論は単に都市指導者層だけに留まらず、他の権力機関、さらにはセクションや人民協会へと拡大していった。

本発表では、この補償金支払措置をめぐる議論を手がかりとしながら、フランス革命期ボルドー市指導者層による政治決定、及び決定に至るまでのプロセスに注目していくことにより、そこに垣間見ることができる彼らの特質を明らかにしていきたい。

3. ヴィクトル・ユゴーの「ヨーロッパ合衆国」構想について

— 歴史的意義についての考察 —

舘野 直子

ヴィクトル・ユゴー (Victor Hugo 1802~1885) は文筆活動だけでなく政治・社会活動を通して、同時代のフランス内外が抱える問題に常に高い関心を持ちその改善に尽力した。

ユゴーの社会思想や人道的思想研究において、ヨーロッパ連合の発足やそれともなうヨーロッパ統合問題の影響で 1990 年代より注目されているのが彼の提唱した“Les Etat-unis d'Europe”すなわち「ヨーロッパ合衆国」構想である。

この構想は、1849 年にフランスでの共和政支持を表明するまでさまざまな政治的イデオロギーの変遷を経てきたユゴーの政治・社会思想の中でも、常にその根底を流れるものであった。

研究者によると、最初にユゴーが「ヨーロッパ合衆国」という言葉を使ったのは 1849 年だが、この構想の萌芽は 1827 年には見られ、その契機のひとつとなったのはアメリカ合衆国の発展であった。またユゴーは 1842 年発表の文学作品『ライン河』においてフランスとドイツとの連合を中心としたヨーロッパの連合を唱えているが、それは政治的・軍事的な連合だけでなく、人々の関心や思想の交換によるヨーロッパの思想的な連合の意味も含んでいた。そして 1849 年、ユゴーが議長を務めた「平和の友協会」主催によるパリでの「国際平和会議」開会の辞において、貧困の根絶と武力によらない平和的な解決を目的とした、アメリカ合衆国と並ぶ「ヨーロッパ合衆国」の表明に至る。1855 年には貨幣の統一についても言及しており、これらの言説をうけ、ユゴーのこの構想は「現在の EU に連なる」、「先見の明があった」と評価される。しかし現代の視点で見てヨーロッパ統合史のひとつの言説として掲げられることもまた議論の余地があると言える。同時代の歴史的コンテクストや、政治・社会思想史の潮流に即した上での考察が必要である。

またこの構想はフランスが中心となって社会問題の改善や未開・野蛮な地域を啓蒙していくべきだとする考えとも強く結びついていたが、そのようないわば「文明化の使命」は同時代の自由主義的な知識人に共通の認識だったといえる。

本報告では、ユゴーのヨーロッパ統合思想に関する言説を分析しながら、同時代の知識人らとの関係や、ユゴーが捉える「ヨーロッパ」という枠組みやその対外認識とも関係づけながら、「ヨーロッパ合衆国」構想について検討する。その上で、現代へと連なるヨーロッパ統合史の系譜の中にどのように位置づけられるか検討したい。

4. 1750 年代パリの政治的危機における王権・高等法院・民衆

— ダミヤン事件をめぐる言説 —

松本 礼子

国王が絶対的な権力を掌握し、官僚制と強大な常備軍を基盤として王国を一円的に支配していたフランス絶対王政という古典的な理解が批判されるようになって久しい。王権は地方、都市、職業、身分など多様な関係に根差した社会諸集団を管理・統制することを通じてアンシャン・レジーム社会を支配していたとされる。その際、王権は「公共善」の理念を独占的に掌握することによって自らの権威の正当化を図ったのであり、ゆえに国王にはこの「公共善」の実現を担うに相応しいイメージを付与する必要があった。「絶対性」や「強さ」「正義」といったイメージを自らのものとすることに成功したルイ 14 世はこの点でも典型的な絶対君主だった。

だが、ルイ 15 世の治世 (位 1715 - 1774) において、新しい価値体系が次第に台頭し、「絶対主義」の基盤は揺らぐ。では、近代社会への転換期とされるこの時期、ルイ 14 世時代と比較して、王権のイメージあるいは国王像とはどのように変化したのだろうか。こうした問題関心を出発点とし、本報告では 1757 年に発生したダミヤンによるルイ 15 世襲撃事件を取上げ、王権、高等法院、そして犯人ダミヤンをめぐるパリの人々の反応・言説を分析することで、当時のパリで王権がどのようなイメージで捉えられていたかを検討し、ひいては大逆罪の意味の変化を考察したい。

この事件は 1750 年代のジャンセニズムをめぐる論争を契機として勃発した王権と高等法院の政治的論争を背景に発生している。事実、ダミヤン自身も高等法院支持を明言しながら、国王襲撃の動機はこの論争にあるとしているのだが、興味深いのは、ダミヤンに同情的な言説がパリでは存在したことである。国王をナイフで襲った暴漢を庇う言説が登場するほどに、ジャンセニズム問題を原因とする王権イメージの悪化は深刻であった。それは裏を返せば、王権と対立を深めていく中で、パリの広範な層にアピールするような自己イメージを構築し、提示するという高等法院の戦略が功を奏したということでもある。その結果、王権は国家と国民の不幸の責任者として、そして罰せられるべき対象として見なされていく。また、ダミヤンは、アンリ 4 世を襲ったラヴァイヤックのような宗教的狂信者としてではなく、単に頭のおかしな人物としてしか理解されていない。「大逆罪」はもはや宗教的枠組みの中で理解されてはいなかったのである。

5. 18世紀フランスにおける王権と総合救貧院

— マルセイユ愛徳総合救貧院の事例を通して —

府中 望

中世以来、救貧行政の主体は都市公権力であった。しかし16, 17世紀のフランスでは、都市の共同体機能が低下すると同時に、貧困問題が個別都市の処理能力を超えるほどに深刻化した結果として、王権が都市の救貧行政に積極的に介入した。かくして救貧政策の主導権が個別都市から国家へと移り、王権は救貧制度を各都市単位で不統一なそれから国家単位で均質なそれへと再編しようとした。王権による新しい救貧政策の機軸に据えられたものこそ「総合救貧院」制度だったのであり、17世紀半ばのパリを端緒としてフランス全土の各都市に順次導入されていった。総合救貧院は、17世紀末までにはほぼ制度的な確立をみて、続く18世紀に王権の救貧機構としてますます本格的に機能することになった。この傾向は1724年の王宣が施行された1720年代から30年代にかけて絶頂を迎える。アンシャン・レジーム下に国王の布告した数々の救貧法令のなかでも、1724年の王宣はとりわけ中央集権的な志向の強いものであった。

都市と王権のはざままで総合救貧院が位置したところを考察するにあたっては、南仏プロヴァンス地方の中心都市マルセイユ、そこで17世紀半ば以来救貧行政の中心的な位置を占めた愛徳総合救貧院を対象を絞ることによって、その歴史の実態をより具体的に示すことができるものと期待される。18世紀における王権の救貧政策にマルセイユ市民が如何に対応したか、それが如何に中央集権的な救貧行政の遂行を担保すると同時に制約したか検討することを通して、都市と王権の間に成り立っていた権力構造を明らかにすることを課題とする。

アンシャン・レジームの権力構造が実態において地方の伝統的権力に少なからず規定されるとすれば、王権の救貧政策を全国で安定的に遂行するためには、都市とその総合救貧院が救貧行政において王権と相互補完的に機能することが不可欠となる。王権が都市の救貧制度を再編するにあたり特権を媒介にしたことが看取されるとしても、アンシャン・レジームの国家と社会を形成していたとされる特権を媒介とした権力秩序の在り方についての再検討が求められる。

このように特権という観点を通して総合救貧院制度を理解することは、特権を媒介とした権力秩序、このアンシャン・レジームの国家と社会を規定していた歴史的结构の実態がどのようなものであったのかを解明する助けとなる。

6 近・現代史部会 I

6月17日(日) 9:00~12:45 中会議室302B

報告者 報告要旨掲載頁

1. 森田 直子 (新潟大学) p.44
2. 長濱 幸一 (九州大学) p.45
3. 菊池 信彦 (京都大学) p.46
4. 寺尾 智史 (京都大学) p.47
5. 細谷 要 (東北大学) p.48

1. 名誉市民は都市市民か？

— 19 世紀ドイツの都市市民権についての考察 —

森田 直子

身分的特権ともいえる都市の市民権 Bürgerrecht は、近代化の過程で消え行くべきものであった。ドイツの都市市民権は、19 世紀初頭の地方行政改革において一度は「再生」するが、その後、都市行政参加権としての性格を強め、身分制的な特権としての諸機能は徐々に廃止されていった。現在は、都市の市民権という歴史的概念は存在せず、市民権 Bürgerrecht とはいえ国民に保障されるべき公民権もしくは国籍を意味する。一方、都市の名誉市民権 Ehrenbürgerschaft/-recht は、同じく 19 世紀の地方行政改革を通じて制度化され、ドイツでは現在も頻繁に話題にされる。バイエルン州のレーゲンスブルク市が、ドイツ人教皇ベネディクト十六世の訪問（その際、「イスラム冒涇発言騒動」が起きた）に先立ち名誉市民権を授与したこと（2006 年 6 月）や、ドイツ人ノーベル賞作家ギュンター・グラスが武装 SS に属していたという過去を自白し、彼の生まれ故郷でもある現ポーランドのグダニスク市の名誉市民権が問題となったこと（2006 年 8 月）などが記憶に新しい。

本報告では、まず、先行研究の少ない名誉市民権についての歴史をドイツを中心に簡単に整理する。次に、ドイツ・プロイセンに焦点を絞り、史料に拠る具体例を挙げながら、名誉市民権と都市の市民権の歴史的な呼応関係を明らかにする。そこから、第一に、ドイツの名誉市民権とは、19 世紀に実態を失っていく身分的特権としての市民権の代替機能を担ったとするテーゼを導いて検討を加える。第二に、こうしたドイツの名誉市民権のあり方を、比較史的に考察する足がかりを提示する。その際、現在につづくドイツの名誉市民権の始まりが、フランス革命の際の名誉市民 bourgeois honoraire（国民公会が、革命の理念である自由や博愛に寄与した外国人に特権として授与したもので、名誉市民権という名の「フランス国民の権利」とみなされることに注目する。そのことから、最後に、19 世紀の都市の市民権について、都市市民のアイデンティティと都市の法制という二つの観点からまとめ、国民国家やナショナリズム研究における国籍をめぐる議論に問題提起を試みる。

2. 1884 年のプラハ商工会議所選挙問題にみる民族対立

— 「近代チェコ民族確立」への序曲 —

長濱 幸一

19 世紀後半からハプスブルク帝国で本格化した工業化が、多民族帝国という性格とも関連して英仏と大きく異なる経過を辿ったことは、よく知られている。その縮図の地位を占めるのは、帝国最大の工業地域であり、— コジアルカの優れた業績が明らかにしているように — 5 つものナショナリズム諸派が登場し相互に影響を与えながら、時代を追ってチェコ主義が台頭していったボヘミアである。少し敷衍して言えば、初期工業化期には、帝国構造を残したまま諸民族の政治参加と文化的自立を認めることで共生をはかる「オーストリア主義」が一定の説得力をもっていたが、1860 年代の言語強制法を間奏曲としながら、本格的工業化過程で社会経済的な力量を増してきたチェコ人の自立化要求が高まった。本報告の対象とする 1884 年プラハ商工会議所選挙問題は、1878/82 年プラハ大学の分割問題の延長線上にあるが、大学問題以上に「工業化と民族問題」の関係を鮮明に映し出し、1890 年代初頭の「近代チェコ民族の完成」（フロフ）にとっての画期ともなっているのである。さらに、商工会議所は、帝国議会議員や州議会議員を選出する選挙母体の一つとなっており、国制上の変化にも直結していた。

この問題に関して商工会議所創設 50 周年記念誌・議事録など興味深い史料が豊富に伝来している。その分析から、支配民族のドイツ人に対するチェコ人の要求と争点、したがって「チェコ主義」が台頭していく時代状況を明らかにすることを課題とする。主要な論点を整理すると、この商工会議所における選挙規約改正をめぐる問題は、多数派の維持を狙うドイツ人と小規模経営と農業関連工業の権利拡大を要求したチェコ人の対立であった。そして、この両民族の難しい利害調整を帝国政府が主導し、経営規模別に選挙集団を細分化した折衷案が採択された。この解決策によりドイツ人は多数派から転落し、会議所内でも両民族の棲み分けが進展することになった。他方、同問題に積極的に関与した帝国政府は、民族問題の激化と工業化に伴う社会問題の深刻化の中で、帝国の維持・発展させるために、非ドイツ人との協調姿勢を強めた。初期工業化期において、ドイツ人の指導性を帝国の発展の基礎としていたオーストリア主義が、それまで以上に対等な諸民族の関係を模索する多元主義的な形へ変化したのである。近代チェコ民族の確立の底流には、このようなオーストリア主義の変容もあったのである。

3. 1873年スペイン第一共和制期における連邦主義と歴史の利用

— カントナリスモを中心に —

菊池 信彦

1873年2月に成立した第一共和制は、同年6月8日連邦制を宣言するに至った。しかし、政権を担った連邦共和党内では憲法制定をめぐる議論が紛糾し、政府は実質的な連邦制へと踏み出せずにいた。これに業を煮やした同党内部一派「非妥協派」は、7月半ば以降アンダルシアやムルシアの諸都市を中心に、次々とカントン（連邦構成国家）を設立していった。政府主導による「上から下へ」の連邦化に対し「下から上へ」と向かうこの急進的連邦化運動のことをカントナリスモと言い、共和制がわずか1年弱で崩壊することとなった要因のひとつとされている。

この革命運動の性格については同時代から二つの解釈が存在する。ひとつは国際労働者協会、いわゆる第一インターナショナル（以下 A.I.T.と略記）による社会革命と捉えるもの。しかし同時代からあったこの批判に対し、カントナリストは、A.I.T.活動家が運動に参加していた事実は認めつつも、自身らの革命に対する影響を強固に否定していた。もうひとつが、共和制第二代「大統領」フランシスコ・ピ・イ・マルガルが唱えた連邦理論の忠実な実行者とみなす解釈である。確かにカントナリストが主張した「下から上へ」という連邦化構想それ自体は、ピ・イ・マルガルがかねてより主張し続けてきたものであった。しかし、彼の「大統領」在職中にカントナリトが蜂起し、またピ・イ・マルガル自身もカントナリスモを分離主義として糾弾していたことを考えると、両者を結びつけるこの解釈にもやはり疑問が残る。結局のところ、彼らを蜂起へと向かわせたものは一体何だったのか。カントナリスモをめぐるこの本質的な問いに対して、満足のいく回答はいまだ与えられてはいないのである。

このような研究状況に対し、本報告では管見の限り全ての先行研究者に黙殺されているある歴史書に注目することで、上述の問いに答えていきたい。その歴史書とは、カントナリスモの指導者らによって蜂起直前の1870年に著され、1873年の革命の最中には、彼らの機関紙の中でたびたび言及されていたものであった。

報告では、運動の中心となったムルシア県カルタヘナのカントン・ムルシアーノに焦点をあてて考察を進める。そして、カントン政府の機関紙『カントン・ムルシアーノ』の言説分析を通して、この革命運動を駆動させた時代の論理とイデオロギーとして機能した歴史言説の持つ力学に迫ってみたい。

4. スペイン・アラゴン自治州における言語保全運動と言語学者

寺尾 智史

本発表では、イベリア半島で話されるロマンス諸語（ラテン語を源とする言語群）のひとつであるアラゴン語について、言語学者の言説が、保全運動の形成と展開にいかなる影響を及ぼしたかについて述べる。

アラゴン語保全運動において中心的役割を果たすアラゴン語協会には、国内外の言語学者の顔写真が掲げられている。こうした言語学者の言説は、保全活動への触媒の役割を果たしたり、場合によっては活動の思想的基盤となっている。ここでは、アラゴン語保全運動に影響を与えた言語学者のうち、2人を挙げる。

ドイツ語圏は、ロマンス諸語の研究に従事する学者「ロマニスト」を輩出したが、中でもロフルス（ゲルハルト、1892-1986年）は著名である。彼は交通の整備が遅れていた南欧辺境を精力的に踏査し、国民国家構築を急ピッチで進めていた南欧諸国で取り残されたまま滅びようとしていた言語現象を記述、言語学的重要性を強調した。代表的成果は、南イタリアのギリシア語圏への言及だが、アラゴン語についてもまた、生涯のフィールドであった。遠く離れた異国の言語学者によるアラゴン語への継続的な関心は、アラゴン語の学問的貴重さ、ひいては独自性について、母語話者覚醒の契機を作った。然るに、折に触れて、ロフルスのアラゴン語研究は翻訳出版されており、保全運動におけるバイブルとなっている。

アルバル（マヌエル、1923-2001年）は、長年スペイン語王立アカデミー会員をつとめ、1988-1991年には会長の座をしめるなど、20世紀スペイン言語学における第一人者であった。バレンシア州に生まれたが、言語学者として認められたのは、ピレネー山脈南麓、ハカ地域（ウエスカ県）における「スペイン語アラゴン方言」の研究であった。自らは「スペイン語学者」の権威であることを貫き、フランコ体制以後もバスク語・カタルーニャ語・ガリシア語以外には言語格付与の議論で一切譲歩しなかった。アルバルの立場は、教鞭を取った国立サラゴサ大学サラゴサ校の教授たちに影響しており、同大学ウエスカ校やアラゴン主義者の立場との間に齟齬を生じさせている。保全運動の発展に躊躇をもたらしているといえよう。

以上、外部の言語学者のアラゴン語への関心と評価は、内部の保全運動の展開に関連しており、その言動が運動の動静を規定するような上述事例もある。

5. 第一次世界大戦前・後におけるドイツ中央党の国防政策

— M. エルツベルガーの見解を中心に —

細谷 要

中央党 (das Zentrum, die Deutsche Zentrumspartei) は、第二帝政成立以来、ドイツにおける重要な政治的ファクターであり続けた。第二帝政、そしてヴァイマル共和国を通して、中央党抜きでは国会で安定した多数派を形成し難いという事情から、中央党は歴代のライヒ政府にとって無視し得ぬ存在であった。文化闘争の終結後、1890年代になると中央党は必ずしもライヒ政府に対する断固たる反対者ではなくなっていく。とりわけ第二帝政下のライヒ財政の中で急増する軍事費に関して中央党の対応は変化を見せる。しかし、中央党と軍隊・軍事問題の関係については、従来詳細に論じられてきたとはいえない。とりわけヴァイマル共和国において中央党は殆んど常に与党であり、一方の国防軍はライヒの政策決定において影響力を維持し続けた。したがって、中央党と軍隊との関係、あるいは中央党の国防政策を明確にすることは、ドイツ近代史の中に中央党を位置づける上で重要な意義を持つように思われる。今回の報告では、第一次世界大戦前・後の中央党の国防政策を、党の軍事問題の専門家であった中央党議員 M. エルツベルガー (Matthias Erzberger) の見解を中心にして検討していきたい。その際、主として彼が同時期に刊行した著書・パンフレットを用いることにする。

中央党とエルツベルガーは、大戦前夜には必ずしもドイツの軍拡に批判的であったわけではない。①大戦前、軍拡が経済・財政に悪影響を与えるという国内からの批判に対して、また、軍拡を進めることでドイツが戦争を煽動しているとする国際的批判に対してどのように応えたのか。そして大戦前・後において、中央党とエルツベルガーのこの問題についての見解・方針に変化が生じたのか。②大戦前夜に急増する軍事費をどのようにして賄おうとしたのか。③軍縮を基調とするヴァイマル共和国初期における国防軍と中央党との関係はいかなるものになったのか。エルツベルガーに代表される大戦前・後の中央党の国防政策に焦点を定めて考えてみたい。

7 近・現代史部会 II

6月17日(日) 9:00~12:45 スノーホールA

報告者 報告要旨掲載頁

1. 永井 大輔 (東京大学) p.50
2. 信澤 淳 (駒澤大学) p.51
3. 柳田 隆文 (一橋大学) p.52
4. 福士 純 (明治大学) p.53
5. 鳥潟 優子 (大阪大学) p.54

1. 連邦制の可能性

— 1850 - 60年代のアイランドと英国植民地における

立憲的ナショナリストの足跡 —

永井 大輔

1850年代および60年代は、アイランドの立憲的ナショナリズムにとっていわば空白の時代とされている。たしかに、一般的にこの時代の政治史の見出しを占めるのは、土地・宗教・教育をめぐる社会改革や、フィニアニズムのような革命的ナショナリズムの脅威であった。しかしながら、この時期をダニエル・オコンネルによるリピール運動とチャールズ・スチュワート・パーネルによる自治運動にはさまれた単なる「休眠期」として片付けるのは、二つの重要な事実を見逃すことになる。

一つは、北米やオーストラリアの白人定住植民地が再編成に向かうのに伴い、1860年代から英国で知的・政治的関心を集めるようになった「連邦制」を一つのキーワードとして、英愛関係を改正しようという考えが生まれたことであり、1870年代に本格化するアイランド自治運動の雛形となった点である。英愛関係における連邦制の発想そのものは、1840年代からリピールの変種的な代案としてすでに存在していたが、オコンネルの運動の終焉とともに潰えたのではなく、自治運動の思想に系譜的な関係をもっていたと思われる。ただし政治運動そのものとしては、アイランド本国ではかつてのリピール運動のような動員力もなければ、フィニアンほどの注目も集めなかったため、最近まで等閑視されてきた。

もう一つは、1848年の蜂起失敗以後海外に散らばっていった元青年アイランド党のリーダーたちが、連邦制をモデルとした植民地再編成の動きそのものに身をおき、その経験に影響され、あるいは関与していた点である。たとえばトマス・ダーシ・マッギーはカナダの連邦制成立(1867)の立役者の一人であった。たしかに彼はかつての分離独立の主張から身を引き、フィニアンに敵対して暗殺されたが、カナダがアイランドにとっての模範であると英国政府にアピールする役割を果たした。

本報告では、ウィリアム・スミス・オブライエンなどの元青年アイランド党のナショナリストたちの足跡をたどりつつ、彼らが海外における経験を、アイランドの自治権確保の要求に(ときには密かに)結びつけていたことを指摘したい。また、これらの人物が関与した植民地再編成の動きが、本国の立憲的ナショナリストたちによってどのように捉えられていたのかにも言及したい。

2. T. B. マコーリーの政治活動における奴隷制廃絶運動

信澤 淳

E. ウィリアムズの『帝国主義と知識人』に見られるように、近年の研究においては、T. B. マコーリーが奴隷制廃絶運動に果たした役割もマコーリーの政治活動での奴隷制廃絶運動の位置付けも軽視される傾向がある。しかし、マコーリーの1825年1月の論文「西インド諸島」による『エディンバラ・レビュー』へのデビューや1830年の庶民院議員への初当選は、マコーリーが奴隷制廃絶運動に大きく関わっていたことによって、実現したのである。マコーリーの政治論文や演説、および現在残されているマコーリーの2400通を超える書簡は、マコーリーが生涯、奴隷制廃絶運動に強い関心を抱き続けていたことを示している。さらに、マコーリーが1833年夏に庶民院議員辞職を申し出たことは、奴隷制廃絶運動をめぐる議論が紛糾したことが原因であった。そして、この1833年に植民地での奴隷制廃絶のための立法が実現したことを、マコーリーは、『イングランド史』において、帝国の立法が植民地に対してなした最大の貢献の一つと評価しているのである。これは、マコーリーが奴隷制廃絶運動とそこでの自らの果たした役割を軽視していなかったことを示しているのではないだろうか。

マコーリーの奴隷制廃絶運動とのかかわりが、父ザカリー・マコーリーの影響を受けたものであり父の意向に沿うものであったことは、事実である。しかし、マコーリーの政治論文、演説、書簡における奴隷制廃絶運動に係わる言説は、マコーリーが父ザカリーの問題としてではなく、自らの政治家としての存在理由に係わる問題として捉えていたことを、示唆しているように思えるのである。さらに、マコーリーが父の理念を嗣ぎ自らの問題として問題と取り組もうとしていたことは、あくまでも門閥貴族の派閥集合体であるホイッグが、平民であるマコーリーを迎え入れホイッグの理念を語る者としての役割を担わせたことと密接な関わりを持つものであるのではないだろうか。

本報告は、奴隷制廃絶のための立法が実現する1833年までのマコーリーの論文、演説、書簡をもとに、マコーリーが奴隷制廃絶運動に与えた意味とホイッグの理念とのかかわりを明らかにするものである。

3. イギリス国立公園制度の成立過程における銃猟レジャーの影響

柳田 隆文

従来、英国における環境保護制度の発展については、ナショナル・トラストの活動等、その先進的な面ばかりが強調されてきた。しかし、国土の利用法に制限を加える環境保護制度は必然的に社会の様々な側面に多大な影響を与えるものであるのだから、環境保護の活動家・団体に注目するだけでなく、英国社会の様々な立場にある人々・団体の立場に立ってみなければ説明できないことも多いと思われる。例えば、なぜ英国における国立公園の成立は1951年という後発なのであろうか。新世界の英語圏諸国は19世紀中に、ヨーロッパでも15カ国が英国より先に国立公園制度をスタートさせていた。皮肉にも、国立公園という概念を最初に打ち出したのは、1810年に英国湖水地方のあり方に言及したワーズワースであったとも言われているし、世界最初の環境保護団体も英国で生まれていた。この矛盾は英国の環境保護に関する先進性を見ているだけでは理解できないことである。英国における国立公園制度の成立に抵抗し大幅に遅らせた強力な要因があったはずである。

本報告は、英国におけるレジャーとしての銃猟(shooting)が、英国の環境保護制度の発展、特に国立公園制度の成立にどのような影響を与えたのかを、①銃猟レジャーの流行の要因と経緯、②国立公園制度成立過程に与えた影響、の二点を通して考察するものである。米国においては、狩猟者たちが環境保護制度の発展に重要な影響を与えたことが知られている。しかし、同様に銃猟の盛んな英国において、銃猟文化について環境保護制度に与えた影響という観点からの研究はあまりなされていない。本報告では、一次資料として銃猟のための狩猟地の利用をめぐる庶民による集団不法侵入事件(1932年)が発生したダービーシャー州ピーク・ディストリクト(後に英国最初の国立公園となった)内のデヴォンシャー公爵領の狩猟の記録と、政府の国立公園制度検討委員会の各種報告書をもとに、銃猟という観点から英国における環境保護制度の発展過程の再検討を試みる。

4. イギリス関税改革運動とカナダ製造業利害

— 1905年カナダ製造業者協会イギリス視察旅行を中心に —

福士 純

本報告の目的は、1903年以降、ジョゼフ・チェンバレンによって主導された「関税改革運動」を植民地カナダの製造業利害の視点から検討することである。具体的には、1905年6月から7月にかけて開催されたカナダ製造業者協会(Canadian Manufacturers' Association:以下CMAと略記)のイギリス視察旅行を事例として取り上げ、分析を試みる。

このイギリス視察旅行は、CMAがカナダ国内の製造業者間の交流や、新規市場の調査・拡大をはかるために毎年開催していた視察旅行の一環として計画され、ロンドン商業会議所の協力の下で開催された。CMA会長であるW.K.ジョージは、この視察旅行が「純粋に観光目的」と説明し、政治的意図がないことを繰り返し強調した。しかしながら、CMAは、帝国他地域に先駆けて特惠関税を施行したカナダにおいて、特惠関税に基づく帝国経済関係の緊密化を基本方針に掲げて活動しており、その主張は、帝国商業会議所会議などを通して、カナダだけでなく帝国各地の商工業者に知られていた。このCMA代表約300名が、イギリスの主要工業都市を訪れ、地元商工業者やチェンバレンに代表される政治家、関税改革論者と交流の機会を持ったことを考えれば、CMA代表のイギリス訪問が、何ら政治的意図を持たなかったとはいえないだろう。事実、CMA代表達は、行く先々で「イギリスの国内政治に関与するつもりはない」と断りを入れつつも、イギリスの商工業者に帝国特惠による経済的統合の重要性を訴えるだけでなく、国王に忠誠を誓い、イギリスの人々と言語・文化を共有する「ブリティッシュ」として、植民地の側からイギリスを助け、イギリスと共に帝国の発展のために尽力するという姿勢を示したのである。

この視察旅行の意義、そしてCMAの旅行参加者やイギリスの商工業者、関税改革論者達が、特惠関税や帝国統合に関していかなる見解を抱いていたのかを分析することは、従来イギリス国内の運動として捉えられてきた1903年以降の関税改革運動を、植民地との関係から再検討する一助となるであろう。本報告では、CMAの各種委員会の議事録に加え、ロンドン会議所視察旅行準備委員会の議事録や、視察先となったイギリス工業都市の新聞や商業会議所の史料を分析することで、上記の問題の解明を目指す。

5. フランスのインドシナ和平外交と開発計画 1968 - 1973

鳥潟 優子

1968年5月にアメリカと北ベトナムの間でようやくパリ和平会議開催が実現されたが、席順やテーブルの形などの些細な点をめぐって、交渉は入り口のところから膠着状態に陥った。その間、和平会議のホスト国となったフランスでは、ドゴールが引退し、1969年5月、ポンピドーが大統領に就任する。ポンピドー政権は、会議に対しては、ロジスティックな側面に限定した控えめな支援を行うだけであったが、他方、「ベトナム戦争後」を見据えて、外務省を中心に、アメリカに対抗する形でインドシナ開発援助計画の構想を進めていた。

この頃、フランスの対ベトナム政策の枠付ける公式のガイドラインは、1966年9月、ドゴールがプノンペン訪問時に行ったいわゆる「プノンペン演説」であった。しかしドゴール後のフランス外務省が提示したインドシナの「開発」という概念は、むしろジョンソン米大統領が1965年4月に提案した「メコン河開発計画」に近く、60年代前半のアメリカの楽観的な政治発展論に相通じるところさえあった。かつて1960年代中葉、ドゴール率いるフランスは、こうしたアメリカの開発主義的姿勢を批判し、例えば、アジア開発銀行への参画を拒んだ。では、ポンピドー政権では、ドゴールの原則の踏襲を強調する一方で、一転してアメリカの開発主義に歩調を合わせ、さらにはインドシナ開発援助計画の主導権を争うまでになったのであろうか。

1960年代後半から、経済大国日本の台頭やアメリカのベトナムでの苦境、イギリスのスエズ以東からの撤退など、地域秩序の激動が始まっていた。これを機に、アメリカ、日本、イギリス、オーストラリア等、西側諸国は、それぞれ経済開発援助を本格化させるが、地域の安定と平和構築という目的を果たすには、これらのイニシアティブを多国間の枠組みにまとめねばならず、今後はその主導権をめぐって激しい競争が展開された。そうした中、フランスはどのような形で東南アジアでの影響力を確保しようとしたのか。例えば、同じく旧植民地であるサハラ以南の西アフリカ諸国においては、いわゆる「フォカール・ネットワーク」を通じた「旧友外交」がフランスの地位を支えた。外務省のインドシナ開発援助計画は、同じような橋頭堡の構築を目指したものであったのだろうか。

こうした間に答えるために、本報告では、1970年代、脱植民地化後のアジアの国際秩序形成プロセス全体を視野に納めつつ、フランスを始めとする欧米各国の旧インドシナ地域の開発・平和構築の構想が交錯する過程を跡付ける。

8 近・現代史部会Ⅲ

6月17日(日) 9:00~12:45 スノーホールB

報告者 報告要旨掲載頁

1. 清水 領 (東京大学) p.56
2. 荒木 和華子 (一橋大学) p.57
3. 伊佐 由貴 (一橋大学) p.58
4. 大野 あずさ (アリゾナ州立大学) p.59
5. 加藤 鉄三 (立教大学) p.60

1. 19世紀フランスにおけるユダヤ長老会の統一政策と同化

清水 領

ユダヤ教徒は西洋諸地域において閉鎖的共同体内部で固有の法や文化を保っていたが、18世紀末から19世紀の間に他のフランス人と同等の市民権を獲得し、近代市民社会の内部へと包摂された。フランスではユダヤ教徒は市民権獲得後に国家により一機関の下にまとめられ、フランス社会に同化したと言われる。この統率機関として1808年に設立されたのがユダヤ長老会(Consistoire Israélite de France)であり、1905年まで国内のユダヤ教徒が登録する公の信徒団体として機能した。政治・社会と宗教との関係が変容する19世紀において、長老会はユダヤ教がカトリックやプロテスタントに次ぐフランス第三の宗教の地位を確立するのに貢献した。近年、共同体が特有の文化を保持したかという視点や名士層の政治進出から検討した同化の議論が盛んになっているが、本報告では十分に論じられてこなかった長老会を扱うことで、同化の進行に果たしたその役割を考察したい。

長老会の設立の契機は、ナポレオンがユダヤ教のラビと名士を国務院に召集したことにある。そこで彼らは、フランス民法を従来のユダヤ教義やラビ司法権に優先させ、フランスを祖国と考えることを宣誓した。この宣誓に基づいて創設された長老会では、第一の傾向として中央集権的かつ階層的な組織構造が挙げられる。中央長老会の決定は各地の共同体へ伝えられ、フランス国内でユダヤ教教義を統一する試みが為された。例えば、シナゴークを認可制としてその数を制限し、祭礼を行うラビには中央ラビ学校で統一された教育を受けさせた。第二の傾向として、長老会の構成員の数は信徒ラビを上回っており、改革派の影響力が強かった。その結果、全てのラビにフランス語やラテン語等の教養が要求され、礼拝ではフランスへの忠誠を唱えさせられるなど、信仰生活の各場面においてフランス社会への同化が求められた。また、組織体制から礼拝におけるオルガンの使用に至るまで、様々な点でキリスト教の影響も認められる。以上、19世紀に発足し、信徒を率いた長老会制度は、一般信徒とラビを監督し、教義の統一を図ることでフランス独自のユダヤ教を築き、他方でフランス社会への同化を信徒に広める役割を果たした。

2. 奴隷解放期における(ネオ・)アポリシヨニストの
黒人教育「実験」に関する試論

— 北軍占領下のポートロイヤル周辺地域を中心に —

荒木 和華子

本報告は、南北戦争開始直後に北軍が占領したサウスカロライナ州のポートロイヤル周辺地域において、奴隷制廃止を具体化し、かつ正当化する試みの一つとして、北部のアポリシヨニスト団体が中心となってすすめた解放民救助事業のうち、「実験」として着手された初期の教育活動を取りあげる。19世紀以降の南部では州法によって読み書きの学習を禁じられており、解放民コミュニティは新たな自由な身分を確認できる場である学校教育の導入を歓迎したことが既存の黒人史研究で明らかとなっている。一方で北部出身の(ネオ・)アポリシヨニスト等はどのようなねらいを持って教育活動を展開したのであろうか。奴隷制廃止と南北戦争がもたらす社会変動・混乱のなか、諸々の社会的問題の解決の手段として、なぜ解放民教育活動が中心的な意義を持つものとして認識されたのであろうか。解放民学校の運営に関わった教師、解放民救助団体、教育委員会等の議事録、報告書、手紙等の史料をもとに検証する。

北部の解放民救助団体による派遣教師の現地での任務とは、解放民を対象とした労働の再組織化、学校の設立、新たな良き生活様式の教示であった。これを踏まえ、報告ではこの地域における教育「実験」の意味を次の三つのレベルで捉えて論じる。まず、解放黒人が自由労働を担うポテンシャルを持つ労働者であることを証明するためのアポリシヨニストによる「実験」としての教育行為であり、ここでは労働・土地・教育政策が折り重なって展開されたことを確認する。次に、教育の機会が提供されれば元奴隷・黒人は知的な能力、道徳心、宗教心を育むことができることを提示するための、人道・啓蒙主義的な立場のアポリシヨニストによる「実験」があげられる。敬虔さ、学習意欲、向上心といった好ましい性質を解放民が「白人」同様に兼ね備えていることを発見することにより、奴隷制擁護論者が援用してきた人種偏見的な黒人観を打破し、奴隷制の悪影響から黒人だけではなくアメリカ社会全体が解放される必要性が認識された。最後に、解放民が共和主義や民主主義、キリスト教の文明等の価値観を習得することにより、北部連邦がめざす政体の構成員、「市民」となる可能性を証明するための教育的「実験」という側面を考察する。ここには、奴隷主に代わって新たに保護者的性格を担うことになる連邦政府に対する解放民の忠誠心を培う意図がみられた。

3. 第一次世界大戦下のハワイと日本人移民、日系人

— 1917年成立の選抜徴兵制を事例として —

伊佐 由貴

本報告では、第一次世界大戦下のアメリカが1917年に成立させた選抜徴兵法(Selective Service Act)の分析、特にハワイでのその実施、運用方法について分析を行う。敵性外国人を除く、市民権を持たない移民をもその対象とした徴兵制の中で、様々なエスニック集団を持つハワイ社会では何が起きていたのか。その一例として、当時の徴兵登録カードやコミュニティ新聞を利用し、ハワイの日本人移民、日系人の状況やその影響について考察する。さらに、ハワイというテリトリー、遠隔地での徴兵制の分析を通し、連邦政府とハワイ、両者の政治関係についても考察を進め、合衆国の帝国拡大にあわせ、太平洋上の要所となっていたハワイの地政学的な位置づけについても検討してみたい。

報告のテーマである第一次世界大戦時の選抜徴兵法は、アメリカでは南北戦争時以来の大規模な徴兵制であった。ここでは各州に召集人数が割り当てられ、各州数十カ所の登録地区に区分され、これを単位として、徴兵登録・各種検査が行われたのち、陸軍へと召集された。1917年から1918年にかけて、全米では3回の徴兵登録が行われ、2423万4021人が登録、281万296人が召集された。ハワイでは、ホノルル、マウイなど計6カ所の登録地区が設置され、71290人が徴兵登録、7163人が召集された。また当時日系人は、ハワイ人口の4割を占めており、約48000人が徴兵登録、約838人が入隊した。入手した資料によると、召集された日系人のうち、一世は約半数であり、残りは二世である。コミュニティ新聞では、日本の参戦と選抜徴兵法に関する記事が紙面をにぎわせ、選抜徴兵を受け入れようとする動きと、拒否しようとする様々な様子を読み取ることが可能である。

ハワイにおける選抜徴兵法の運用は、実施日程、登録事務担当者の増員、並びに、労働者のエスニック構造にあわせた法律・文書の翻訳をする、召集後の訓練地をエスニックごとに区分するなど、その社会状況に即したものであった。しかし、この法律の施行にあたって、ハワイ政府は逐一ワシントンへ確認をとっていたことが当時のハワイ政府文書から明らかであり、この交渉過程もハワイとアメリカの政治関係を考察する手がかりとなる。アメリカの周縁であったハワイが、徴兵を通じて戦時体制に組み込まれていく過程は、その後のハワイの軍事化とどのような関係にあるのか。この問いから、アメリカの帝国化の問題にまで射程を広げる。

4. アメリカ・インディアン都市移住計画(1952-1973)

— 連邦管理終結政策と都市インディアン・コミュニティの形成 —

大野 あずさ

2000年の国勢調査によると、現在アメリカ・インディアンの約7割が都市に居住している。このインディアン人口の都市化は、1940年代以降に始まったものであるが、それには二つの背景があった。その第一は、第二次世界大戦の影響である。この戦争で約10万人のインディアンが兵士として、あるいは軍事産業および農業に携わる労働者として保留地を離れ、都市へと流入した。そして第二の背景は、戦後内務省インディアン局が打ち出した連邦管理終結政策(Termination Policy)の一環として展開されたインディアンの都市移住計画である。この計画によって1952年から1973年の間に、10万人以上のインディアンが西部および中西部の都市に移住していった。

そもそも、インディアン局が保留地に暮らすインディアンの都市移住計画を立案した目的は二つあった。その第一は、保留地における貧困・失業問題の解決であった。インディアン局は、仕事が少ない保留地から雇用機会が多い都市へインディアンを移住させることによって就労の機会を拡大し、インディアンの経済的自立を都市で実現しようとしたのである。また第二の目的は、インディアンのアメリカ主流社会への同化を促進することだった。そのためには、インディアンを都市に移住させ、保留地の部族社会から隔離し、部族の天道、文化、言語、慣習から切り離すことが効果的だと考えられたのである。1952年からインディアン局はインディアンの都市移住プログラムを全国展開し、政策が打ち切られる1973年までに10万人以上のインディアンがロサンゼルス、サンフランシスコ、シカゴ、デンバーといった西部および中西部の都市に移住することとなった。

しかし、この二つの目的を持つインディアンの都市移住計画は失敗に終わった。都市へ移住したインディアンの多くは、都市においても保留地と同様に貧困や失業に直面したのである。また、都市に居住するようになったインディアンたちのアメリカ主流社会への同化も、インディアン局が期待したような形では進まなかった。そこで本報告では、主としてインディアン局の史資料を用いながら、何ゆえインディアンの都市移住計画がその目的を達成し得なかったのか、特にインディアン側の事情に注目しつつ解説を試みたい。また、コロラド州デンバーのインディアン・コミュニティを例として、この都市に移住したインディアンが抱いていた理想と都市で直面した現実について検討を加えてみたいと考えている。

5. 物乞いシカと略奪グマ

— アメリカ西部国立公園における野生動物問題の環境史、1910s - 1950s —

加藤 鉄三

1910年代以降、アメリカ合衆国西部の国立公園の旅行者集中地区において大別して2つの野生動物問題が発生した。一番目は旅行者集中地域における問題であり、野生動物(特にシカとクマ)と旅行者の間に軋轢が生じ、1920年代には問題が拡大・深刻化した。その中でシカによる自然植生への食害も生じた。問題発生的重要原因は現地における野生動物保護の徹底化と旅行者によるクマやシカへの餌付けであった。二番目は公園規模での個体数過剰と生息地劣化、並びにその対策である。

1920年代後半以降、動物学者たちは問題提起と対策を提言し、連邦政府側も対策を講じていくものの、餌付け問題への対応はクマで1940年代、シカの場合、1950年代と後手に回った。

本報告では、カリフォルニア州のヨセミテ国立公園(特にその中心地であるヨセミテ溪谷)を主舞台に設定し、第一の問題にほぼ限定し、次の三点を論じる。第一に、動物学者らのフィールドノート、内務省国立公園局の公文書などに基づく状況(認識)の推移である。第二に、問題発生の際の文化的・社会的背景をなしていた、旅行者側の要因の考察である。そして第三に、ヨセミテ溪谷における人間-植生-野生動物関係の長期的変化である。

上記三点を通して、21世紀初頭の日本にもある程度通じる、野生動物(保護)-環境問題のアメリカ的起源と問題の所在を明らかにしたい。

9 現代史部会

6月17日(日) 9:00~12:45 マリンホール

報告者 報告要旨掲載頁

- 1. 大津留 厚 (神戸大学) p.62
- 2. 吉野 恭一郎 (上智大学) p.63
- 3. 佐藤 公紀 (東京大学) p.64
- 4. 島田 勇人 (京都大学) p.65
- 5. 村上 亮 (関西学院大学) p.66

1. 1915年の捕虜兵 —一つの転機として—

大津留 厚

第一次世界大戦では700万人から800万人の捕虜兵が存在したと考えられている。中でもオーストリア＝ハンガリーは、緒戦でロシア軍に対してガリツィア戦線で大敗北を喫し、100万人規模の捕虜兵を出すことになった。その後ドイツ軍の支援を得て反攻し、1915年には失地を回復し、ロシア領深く進攻することになった。その過程で今度は100万人規模でロシア捕虜兵を抱え込むことになった。

第一次世界大戦では、戦線が拡大し、長期化するとともに国民の総力を挙げて戦争を遂行していく総力戦体制の構築が課題となった。特にオーストリア＝ハンガリーは緒戦で敗れて大量の兵士を失い、それを補完するために男性国民の多くが兵士として動員された。しかも戦場になったガリツィア地方は農産物の重要な産地であり、短期的にもその地を失った痛手は大きかった。オーストリア＝ハンガリーにとって、総力戦とはなによりも限られた労働力の中で戦地と内地にできるだけ多くの食糧を供給し、同時に食糧を統制して、国民に一定の食糧を確保させる体制であった。そのためには学童まで食糧生産に動員していくことを余儀なくされていた。その中で100万人を越えるロシア捕虜兵の存在は重要な意味を持っていた。1915年のオーストリア＝ハンガリーはこの大量のロシア捕虜兵をいかに收容し、いかに労働力として活用するかという課題に直面した。

本報告では、戦争捕虜を考える一つの視点として、一見奇妙にも見える総力戦を敵側で支える存在としての捕虜兵を具体的に考えていこうとするものである。また1915年の時点で、ユーラシア大陸には数百万人の捕虜兵を收容する施設が点々と存在し、さながら收容所群島の観を呈していた。その東端を形成していたのが日本の捕虜收容所体系であり、そこでも1915年はそれまでの一時的な收容施設から、恒久的な收容施設への転換の時期に当たっていた。その日本の俘虜情報局もまたヨーロッパにおける捕虜の労働力としての活用を的確に把握していた。

2. 青年保守派から見たヴァイマル末期 —タートクライスがなしたこと—

吉野 恭一郎

これまで青年保守派は、ヴァイマル体制の崩壊やナチスとの親近性を中心に論じられてきた。先行研究は、当初は右翼の新興勢力として同一視されていた青年保守派とナチスが、その主張・行動において、明確な差異が認められることを明らかにした。しかし、ナチ党や共産党などに比べて、はるかに小勢力であった青年保守派は、単独で考察対象になるほどの研究意義を見出されてこなかった。それゆえ、先行研究において青年保守派は、主にナチズムや社会主義との比較対象に留まっており、青年保守派という独自の立場が、なぜヴァイマル時代に生まれたのか、ということについては、十分な考察がなされてこなかった。

しかし、ナチズムとも社会主義とも異なる彼らの立場は、ヴァイマル時代が、一つの流れには集約しきれない、様々な思想潮流が併存する時代であったことを示唆している。また、一つの時代を、外側から観察された社会としてだけではなく、同時代人の主観や意識からも把握していくためには、青年保守派のような「時代を築かなかった人々」に対する考察が、むしろ大きな意味を持つようになる。本報告では、青年保守派の一派であり、政論誌『タート』の編集を行っていたタートクライスを考察対象とする。彼らは『タート』誌上で独自の政策や現状分析を展開したが、その内容は、当時すでに様々な立場から、時代錯誤で非合理的なまがい物に過ぎない、と見なされていた。特に有力紙『フランクフルター・ツァイトゥング（以下FZ）』に掲載された『タート』批判は、非常に的確なものとして、戦後の研究史においても評価が高い。だが、『タート』は、そのような批判に打撃を受けるところか、むしろ発行部数を飛躍的に上昇させていった。これが何を意味するのか、従来の研究は十分に解明していない。

また、『FZ』は、政治的には民主党などに近い立場をとっていたが、当時の中道左派政党は、没落の一途を辿っており、同紙も、発行部数を減少させていた。つまり『FZ』自身、支持者の低下という、マスメディアとして深刻な問題を抱えていた中での『タート』批判であり、同紙による分析を無条件に客観的なものと見なすには問題がある。

そこで今回は、『タート』の主張だけでなく、それに対する『FZ』の批判についても再検討を行った上で、この時代に『タート』が果たした役割と、その存在意義の一端を明らかにする。

3. 「教育可能」と「教育不可能」のあいだ

— ヴァイマル期プロイセン州の刑罰制度における犯罪生物学の展開 —

佐藤 公紀

本報告の目的は、ヴァイマル期刑罰制度における「犯罪生物学」の展開を検討し、ヴァイマル期後半に浮上した受刑者の「教育可能性」の問題を分析することにある。

近年のドイツ史では、帝政期からナチ期に至る刑罰制度に関する研究が盛んに行なわれている。それに伴い、ナチ期において受刑者処遇に「科学的基盤」を提供した「犯罪生物学」に対する関心が高まっている。犯罪生物学は犯罪原因を犯罪者の遺伝や生来の素質に求める犯罪学の一分野で、19世紀後半に誕生しヴァイマル期において飛躍的に発展した。

ヴァイマル期では刑罰制度改革によって、刑罰の目的として「教育としての刑罰」「受刑者の社会復帰」が明確化され刑罰の緩和が進行した。しかし、依然高い再犯率から「受刑者の教育可能性」が行刑上の問題となるにつれて犯罪生物学への関心が高まり、ヴァイマル期後半には犯罪生物学が刑罰制度へと導入されていくこととなった。

こうした過程の背後には、精神科医たちの研究が存在していた。彼らの研究の基底にあった生物学的決定論が行刑実務者へと受容されることをとおして、「受刑者の社会復帰」というヴァイマル期行刑改革の根本原則が説得力を失っていくこととなり、刑罰は徐々に厳罰化される方向へと進んでいった。このようにヴァイマル後期には刑罰の厳罰化と犯罪生物学の制度化が同時進行していった。

本報告では、こうしたヴァイマル期における刑罰制度改革と犯罪生物学の展開を踏まえ、プロイセン州の刑罰制度に焦点を当てる。プロイセン州の監獄に犯罪生物学が導入されたのは1929年のことであったが、プロイセン州における犯罪生物学研究が興味深いのは、受刑者処遇に「極度教育困難者」という分類が存在していた点である。「極度教育困難者」という概念は、犯罪生物学が「受刑者の教育可能性」を決定できるほど発展していないことから用いられたが、この概念はいわば「教育可能性」と「教育不可能性」の結節点を指示しているといえる。本報告では、この概念が導入された経緯、つまりこれがどういった受刑者の性質を指し、それがどのように確定され、そう規定された受刑者がどのように処遇されたのか、というプロセスを検討することをとおして、この時期の受刑者処遇の問題性を分析する。史料として、ベルリン州立文書館に所蔵されている、ベルリン・モアビート監獄受刑者の犯罪生物学に関する文書を用いる。

4. 「宗教復興の時代」におけるドイツのカトリック教会

— テレーゼ＝ノイマン（1898 - 1962）をめぐるコナースロイト事件から —

島田 勇人

近代化の進展とともに宗教は消滅するという「世俗化論」が根本から見直しを迫られている中、近年ドイツ史では、19世紀に入るとミサ出席数や初聖体拝領数の急増、巡礼の活発化や奇跡（マリア出現や聖痕者）の噴出、或いは多数の新宗教やスピリチュアリズムの勃興が見られたことが注目されている。これらの現象は近代化から疎外されアイデンティティの拠り所を求めていた人々の心性の表れであったとされ、そうした観点からは近代はむしろ「宗教復興の時代」とも言えるのである。

ところで、1871年の帝国創設以来国民の三分の一を占めていたカトリックにおいては、宗派的劣勢の中で教会上層部がウルトラモンタニズムの徹底化を推し進めていた。近代カトリシズムに関する近年の研究では、この「上」からの統制と前述のような「下」からの動きが、閉ざされた政治・社会・宗派的一体性を示す「カトリック・ミリュー」の生成を惹起したという展望のもと、その構造的な解明がさかんに進められている。しかしここでは教会が信徒側の宗教性を取り込んだことが前提とされており、教会組織に自らコミットする信徒たちの姿ばかりに焦点が当てられているという問題がある。「宗教復興の時代」とカトリック教会の関係をよりの確に捉えるためには、ドイツ社会における宗教性の高揚と教会の「出会いの場」を視覚化する必要がある。

以上のことを踏まえ本報告では、1926年4月バイエルンの一農村コナースロイトにおいて敬虔な28歳の女性テレーゼ＝ノイマンの体に聖痕が現れたことでドイツ社会を揺るがす一大センセーションとなった「コナースロイト事件」を取り上げる。これに関する従来の研究の多くは医学、神学的観点からテレーゼの能力や霊的現象の真偽をめぐるもの、或いは聖人伝的な観点から彼女の奇跡を讃え列聖への気運を喚起するものとして行われてきた。しかしこの事件においては、時には一日数千を越える巡礼者の群れがこの小農村に押し寄せ、或いはテレーゼを擁護した信徒たちによって様々な出版物が出され、教会当局や警察も無視しえない次元にまで発展していたという側面も存在する。本報告ではここにおける信徒たちの主張と教会側の対応を上記の「出会いの場」として設定・分析する中で、「宗教復興の時代」とカトリック教会の関係について考察したい。

5. ハプスブルク帝国の周辺地域開発にみる「帝国」統治

— 1911年「償却法」施行期のボスニアを中心に —

村上 亮

1878年、ハプスブルク帝国は主に軍事外交的、民族政策的理由からボスニア・ヘルツェゴヴィナを占領した。統治に際し、帝国はアウスグライヒ体制を維持するため、ボスニアを共通財務省の管轄下におき、同地の財政を本国から切り離した。ところで、先行研究によれば就労人口の9割近くが従事し、占領当初より帝国が注目していたボスニア農業は、ムスリム地主とキリスト教徒小作農民（クメット）間の対立であるいわゆる《クメット問題》のため、概して停滞状況にあったとされる。この視点に立てば、帝国統治の課題は、クメット問題を解決し、あわせて、ボスニア統治費用の財源を確保し、同地域の経済的価値を高めるための農業の開発と、担税能力を持つ自作農の創出という政策を推進することであり、その過程で、国家の仲介のもとでクメットに解放資金を貸与することを規定した1911年のいわゆる「償却法」の施行は画期的な意味をもっていた。

しかし、これまでの「償却法」を含む農業政策に関する先行研究では、同法自体の考察のみならず、統治期間に行われた農業政策、ハプスブルク帝国農業におけるボスニア農業の位置づけに関して十分に分析されていない。また、ハプスブルク期におけるボスニアの経済、政治、社会状況の変化についての検討も不十分である。本発表では、ボスニア統治における農業政策をハプスブルク帝国の周辺地域開発の一環としてとらえ、これまであまり注目されなかった公刊史料をもとに、帝国とボスニアの経済関係に配慮しつつ、クメット問題解決の糸口としての自作農の創出とそれにとまなう経済の活性化という視点から、この「償却法」の意義を再検討したい。その際、主に帝国官僚らによる同時代文献の分析から、ボスニア農業の抱える構造的欠陥を示すとともに、「償却法」施行期に行われた、帝国官僚の帝国とボスニアの経済関係に関する講演記録を用いて、帝国にとってのボスニアの経済的意義を明らかにしたい。

中世ブリテンにおけるネイションの諸相

報告者：鶴島 博和（熊本大学）

中世ブリテン史の可能性と射程

常見 信代（北海学園大学）

中世スコットランドのネイション

有光 秀行（東北大学）

ウェールズのネイションとネイションアドレス研究の
現状と展望

田中 美穂（大分工業高等専門学校）

中世アイルランドの「ネイション」

コメンテーター：高山 博（東京大学）

鈴木 道也（埼玉大学）

司 会：山本 文彦（北海道大学）

趣旨説明

1997年10月、鶴島博和は、Susan Reynolds を招いて「ナショナリズムとネイションの理念・近代もしくはそれ以前」と題するシンポジウムを熊本大学で開催した。私たちは、ネイションを、「王国を形成したないしはその意思を有する（した）共同体」と定義し議論を深めた。しかし、私の関心は Englishness の形成という枠を超えることはなかった。しかし、他者意識が自己の帰属意識を作るとすれば、Englishness の研究は、周囲の諸ネイションの形成と関連して検討しなければならない。ブリテン島とアイルランドを含む諸島の運命的複合体をブリテンとすると、ここに中世におけるブリテン史研究の可能性が問題となってくるのである。そのためには、これまで自明の前提としてきた、English-England、Welsh-Wales、Scots-Scotland、Irish-Ireland というネイションと領域の概念の意味と有効性を明らかにしなくてはならないだろう。

2004年に「中世ブリティッシュ・ヒストリーの可能性と射程」という研究題目のもと、私たち中世ブリテン史研究会は科学研究費の補助を受けてこの課題の検討に入った。その過程で、2006年11月には Ann Williams, David Roffe, William Aird, Emily Albu の四人の研究者を招聘し、Nations in Medieval Britain と題するシンポジウムを開催し、イングランドとノルマンディを対象として、English, Welsh, Danes, Northumbrians, Normans という各民集団について、とくに彼らのアイデンティティの確立という視点から議論した。2007年5月には、Bronagh Ní Chonaill, Dauvit Broun, Marie-Therese Flanagan を招いて、同じ議論を、ウェールズ、スコットランドそしてアイルランドの所謂ケルト語圏を対象として行った。今回のシンポジウムは、われわれのこれまでの研究成果の一端を問うものである。7月には、リーズ国際中世学会での同様の部会報告も予定している。

報告の構成は下記のとおりである。異なったネイションを包含する複合体ブリテンにおける、流動的な諸関係と不断の構造化から、ヨーロッパにおける歴史的個性としてのブリテン史の可能性と射程を検討したい。

問題の所在と総論
中世ブリテン史の可能性と射程

鶴島 博和

イングランドは、ブリテンにおけるヘゲモニー国家を希求し、10世紀後半のエドガー王以降、戴冠式によって、フランク的なラテン的キリスト教世界の公式王国の地位を獲得していった。イングリッシュ意識は、こうした教会の民という意味を基層にもつ。スコットランドは、王国統合を追及しながら、大司教座の確立が遅れ、イングランドとの対決の中で14世紀以降、教皇庁が認める公式王国の位置を獲得していった。そこにおけるスコット意識は、王国の領域支配を前提として確立されていったといえる。ウェールズは、自立した教会組織の確立が遅れ、最終的に権力的統合は達成されなかった。10世紀にはイングランドとの関係で自他の差別化を行いながら、その政治的侵攻によって14世紀までにその従属領邦となっていったのである。ウェルシュ意識は、イングリッシュとの差別化によって保障された。アイルランドでは、早くから独自の自立的教会形成が進行した。アイルランドは、イングランドと同じく8世紀には、教会ネイションの意識が生まれるが、12世紀以降のイングランドからの植民と干渉によって公式王国の形成に失敗し、アイリッシュネスの意識は、イングリッシュとの対抗のなかで保持されたのである。これらブリテンの四つの地域におけるネイションの生成を、「ネイション」や「民族」を表わす用語を縦軸に、政治的諸関係を横軸にして検討する。

各論

中世スコットランドのネイション

常見 信代

スコットランドのネイションは、ダール・リアダ王の系譜につながるスコッツ王がその支配領域を拡大しながら、ピクトやブリトン人、アングル人など異なる歴史と文化をもつ多様な住民集団を統合し、彼らを国王の臣民とする形で成立した。スコットランド・ネイション成立の上で画期と考えられるのが、次の三つである。

その第一は、ピクト併合後の9世紀末からダール・リアダ・スコッツの王の支配領域がゲール語で Alba(ラテン語では Albania)と年代記などに記され、その住民つまりスコッツとピクトが‘Fir nAlba’(アルバの人びと)と一体的に呼ばれたことである。その支配領域はフォース湾から北、中央山地から東の地域で、実際にはピクト王国の領土(Pictavia)を受け継いだものであった。そこが11世紀に入ると Scotia(Scotland)、その住民は Scoti と記録された。11世紀中葉までにスコッツ王は、南東部のアングル系が居住するロージアンと南西部のブリトン系居住地のストラスクライドを支配下におき、ほぼ現在のスコットランドを領土とした。

第二は、12世紀の三代の国王のもとで推進されたイングランドからのフランス系騎士や聖職者の招致である。彼らが聖俗の要職について拡大した支配領域を王権に組み込む体制が整えられ、13世紀前半までに Scotia の範囲は現在のスコットランドに拡大し、その住民は Scoti と呼ばれた。しかし、スコットランドにおける「ノルマン・セツルメント」は、既存の統治機構を受け皿に推進され、その結果、アイルランドやウェールズと異なって在地勢力が排除されることはなく、むしろ新来勢力がこの受け皿の上で、また婚姻関係などを通して、融合し変容した側面が強い。

第三は、13世紀末から14世紀初めに、イングランド国王の宗主権の主張に対抗してアイルランドともイングランドとも異なる、独自の歴史をもつネイション神話が打ち出されたことである。13世紀に成立したスコットランド王国は、独自の法と統治機構をもち、独立の国としての実質を備えていたが、その国王は当時の西欧世界において正式の君主として認知されるための「塗油と戴冠」の儀式を経えていなかった。その背後にあるのは、イングランド国王に対する「臣従礼」の問題であり、これが解決しない限り教皇から塗油と戴冠が認められる見込みはなかったのである。他方で、13世紀の即位儀礼や出自神話にはアイルランドに起源をさかのぼるゲールの伝統が色濃く反映されていた。独立戦争は、これらの問題に最終的な決着を与え、「アープロウスの宣言」(1320)に代表される出自神話が自由で独立したネイションとしてのスコッツを謳いあげた。

以上の成立過程を前提に、報告では第二の「ノルマン・セツルメント」に焦点をあて、在来勢力と新来勢力の関係を具体的事例を通して検証する。

ウェールズのネイションとネイションアドレス研究の現状と展望

有光 秀行

報告者がここ10年ほどすすめてきた、証書の挨拶部分における「ネイション」への呼びかけのあらわれかた(起源と周縁、文言のヴァリエーション、地理的分布、発給者によるちがひ)のデータをまとめて紹介すると同時に、その背景を考察する。とくに、「ネイション」への呼びかけが、国王尚書部が使用する文言の反映なのかどうか、そしてその消滅が「イングランド人」「ノルマン人」区別の消滅を意味するのかどうかについて検討したい。さらに、この視角からの史料分析が難しいウェールズに関し、Brutなどの年代記をもとにそのネイション観念を考えてみたい。

中世アイルランドの「ネーション」

田中 美穂

中世ブリテン諸島において、アイルランドの住民は、比較的早い段階で、一つの「ネーション」ないし「民族」として諸文献に記されることとなる。その要因として、アイルランドが地理的に一つの島であるという条件が大きいといえる。彼らは、海外から移住してきた人々と、自分たちを明確に区別する。歴史的に重要な海外からの移住として、まず、9世紀以降に本格化する「ヴァイキングの侵攻」が挙げられる。もう一つの重要な海外からの移住は、12世紀後半のいわゆる「アングロ・ノルマンの侵攻」である。それまで、アイルランドの「ヴァイキング」に対して、アイルランド語で「よそ者」「異国人」を意味する‘Gaill’（複数形）という言葉が用いられ、「ヴァイキング」が「アイリッシュ・ネーション」をもつ者としてあつかわれることはなかった。

また、アイルランドでは、11世紀後半に『アイルランド来寇の書』(*Lebor Gabála Érenn*)が著わされる。これは当時のアイルランドの住民に関する「歴史物語」であり、「出自神話」でもある。アイルランドに次々とやって来た侵入者たちの歴史を描き、自分たちの直接の子孫が、旧約聖書の創世記に登場するノアの子孫とされるスペイン生まれのミール(Míl)であることを説明している。この作品の創作には、「ヴァイキング」の影響も認められる。

さらに、いわばアイルランドの「境界」であったダール・リアダ（現在のスコットランド西部）の人々は、アイルランド本土の人々と同じ「アイリッシュ・ネーション」をもっていたとも考えられる。

本報告は、中世アイルランドの諸史料に登場する「ネーション」や「民族」を表わす用語に注目し、これらを整理するところから始めたい。海外からの「異民族」の到来や出自神話の形成が、中世におけるアイルランドの住民の「ネーション」意識をどのように変えていったのか、あるいは、さほど影響はなかったのか、これらの点に関して、現在の研究状況をふまえて考察したい。

小シンポジウム II

6月17日(日) 14:00~17:00 マリンホール

市民社会と社会問題

— 18-19世紀ヨーロッパにおける政治、経済、社会 —

報告者：長谷川 貴彦（北海道大学）
イギリス自由主義の社会的基盤

北村 昌史（新潟大学）
ドイツ自由主義と住宅問題

田中 拓道（新潟大学）
フランス共和主義と社会問題

コメンテーター：石原 俊時（東京大学）

司 会：丸島 宏太（姫路獨協大学）

趣旨説明

ハーバーマスの古典的研究『公共性の構造転換』の影響をうけ、18・19世紀ヨーロッパの「市民社会」に関する研究では市民的公共性（圏）の問題が繰り返し議論の俎上にあがってきたことはここで改めて強調するまでもあるまい。いうまでもなく、「市民社会」は、18世紀後半にはじまる環大西洋世界の大変動を背景として成立し、そして発展したものである。アメリカ独立戦争にはじまり第1次世界大戦に至るほぼ1世紀半の間、ヨーロッパ諸国は工業化、都市化、「国民国家」の形成、議会制の進展といった大きな変化を被る。そうした変化の過程の中、「市民的公共性」を体現する結社、サロン、雑誌・新聞などにおいてこうした大変動に伴う様々な問題が議論された。「市民的公共性」は、大変動を作り出したとはいわないまでも、社会の変化になんらかの方向性を与える方法を模索する場としての機能を果たしたといえる。

市民的公共性の中で社会問題が具体的にどのように議論されたのかを検討することが本シンポジウムのテーマである。工業化や都市化に伴う労働者・民衆の貧困・社会問題は、ヨーロッパの「市民社会」にとって一貫して切実な問題であり、前近代の救貧・慈善と20世紀の福祉国家・社会国家の狭間で問題解決のための様々な選択肢が探られ続けた。シンポジウムでは、まず古典的な「市民社会」とされるイギリス、ドイツ、フランスにおいて社会問題がどのように議論されていたかをそれぞれ長谷川貴彦、北村昌史、田中拓道が論じる。この3本の報告に対してスウェーデン史の立場から石原俊時がコメントを加える。このように対象とする地域は限定されているが、西ヨーロッパと北ヨーロッパの比較という視点を導入することによって、従来から行われていた西ヨーロッパ内や東西ヨーロッパの比較とは異なる視点から、ヨーロッパ全体の市民社会を再検討するための手がかりをえられるであろう。

イギリス自由主義の社会的基盤

長谷川 貴彦

本報告は、19世紀ヨーロッパにおける市民社会の典型例とされてきたイギリス自由主義時代を再検討するとともに、20世紀福祉国家への歴史的展望をも開こうとするものである。周知のように、19世紀のイギリスでは一連の諸改革を経て自由主義的原理が貫徹し、国家による市民社会への介入が最小限度に抑えられる「夜警国家」が確立した。またそのもとで自助や勤労の精神といったヴィクトリア的美徳が開花し経済的繁栄が築かれたとされてきた。マーガレット・サッチャーがこうしたイメージを利用して自らの新自由主義的政策を正当化していったことは記憶に新しい。彼女が賞賛したヴィクトリア的美徳の実態をめぐっては、歴史家のあいだで激しい論争が繰り広げられた。そこではサッチャー流の「社会的なるもの」を否定した個人と国家の二元的構成ではとらえきれない諸側面が明らかにされ、とりわけ中間諸団体の役割が強調されたのである。

こうした中間団体のなかでも「自発的結社」は17世紀末に起源をもち、18世紀になると急激に増大する。それらは都市化・工業化に伴い発生する社会問題への対応という側面をもつが、啓蒙ネットワークに媒介された社会改革の理念がヨーロッパないしは大西洋世界を超えて広まったことも要因となっている。こうして18世紀には、ロンドンおよび地方都市で病院や学校などの慈善団体が叢生する一方で、奴隷貿易廃止・日曜学校・道徳改革のための諸団体が国教会福音主義派によって設立され中央と地方レベルでの運動の結節点となっていった。これらの諸団体は、社会改革をめぐる情報を収集かつ分析して、その刊行物を通じて全国的に流通させることを目的としていた。ミシェル・フーコーは18世紀に情報を収集・管理して社会をめぐる集合的表象を構築してゆく独自の権力技法が開発されたことに注目しているが、まさにこれらの団体はそうした役割を担っていたといえるであろう。

本報告では、18-19世紀転換期に活動を行った福祉に関する総合的情報収集団体である「貧民の状態改善協会」に焦点を当てる。この協会は、大西洋レベルでの福音主義ネットワークによりもたらされた理念の産物であり、革命フランスとの戦争のさなかに設立された。協会は収集された情報をもとに「社会的なるもの」の表象を構築して国家の退却した空間を埋め合わせようとしたが、こうした協会の統治をめぐる構想はまたイギリス自由主義的改革に独特の性格を刻印してゆくことになったのである。

ドイツ自由主義と住宅問題

北村 昌史

近代ドイツ史研究において「市民社会と社会問題」というテーマをとりあげるさい今なお参照すべきは、L・ガルが1975年に公表した「自由主義と市民社会——ドイツにおける自由運動の特徴と発展について」と題する論文であろう。この論文においてガルは、ドイツ自由主義運動の性格が19世紀前半と後半で大きく異なることを強調する。19世紀前半の西南ドイツの「初期自由主義者」の社会理念を検討し、ガルは、あらゆる社会階層が伝統的な市民となることによって作り出される「階級の無い市民社会」が彼らの理想社会像であることを析出した。世紀前半では社会の解放を指向した自由主義が世紀後半になると単なる階級イデオロギーへ変質したという解釈が、ガルの論文の骨子である。

このガル説は、早くからモムゼンによる批判も加えられたものの、J・コッカによる市民論(1988年)やT・ニッパードの結社に関する研究(1972年)などとともに、現在に至るまでドイツの市民社会を扱う研究者に大きな影響を与え続けた研究の一つといえる。ガルの議論の影響を受けた自由主義研究について本報告の議論から興味深いのは、1980年代半ばから自由主義者の社会問題への対応に一定の関心が払われるようになったことであろう。ガルのいう「階級の無い市民社会」を現実のものとするために、社会問題にあえぐ民衆や労働者に自由主義者がどのように対応したかという点に研究者の注意が向けられたのである。結果として、自由主義者の思想・発想・活動が、1980年代以降大きく進展した社会史研究の成果をふまえて分析することが可能となったといえる。

本報告では、社会史的なテーマのうち19世紀になって発現した住宅問題に焦点をあて、この問題に対する市民層の対応から「ドイツ自由主義と住宅問題」というテーマにアプローチしたい。19世紀になると都市化に伴う人口増に伴い、労働者の住宅事情が市民社会の中で関心を引くようになる。一住居に住むのは一家族だけであるとか、居間・寝室・台所などといった部屋ごとの機能分離とかいった原則の確立した市民層の住居とは、労働者の住居は対極的な状況にあった。そうした都市下層の住宅事情を市民層は問題あるものとして認識し、様々な改革の試みをおこなう。本報告では、ガルのいう「階級の無い市民社会」を念頭におき、19世紀中葉から展開した住宅改革運動にみられる改革構想や都市社会像を分析する。

フランス共和主義と社会問題

——第三共和制中期における国家・中間集団関係の再編——

田中 拓道

19世紀フランスにおける「市民社会と社会問題」という論点は、フランス革命の影響を抜きには語れない。周知のように、フランス革命では、1791年ル・シャブリエ法をはじめとする一連の立法によって、中間集団の廃止が進められた。貧困に陥った個人の救済は、伝統的中间集団ではなく公権力の「神聖な債務」とされた。しかし、個人と国家の二極構造から成る秩序像は、実際の救済政策を機能させなかっただけでなく、国家への集権化と秩序の混乱を招いたとして、総裁政府期以降多くの批判に晒される。19世紀フランスでは、個人と国家を媒介する「社会」の不在が繰り返し問題化される。同業組合、共済組合などの設立が事実上進められる一方で、中間集団の法的位置づけをめぐる激しい議論が19世紀末まで続いた。

以上の問題状況を踏まえ、本報告では次の二点を主題としたい。第一に、1830年代に現れる「社会問題」の特徴と、その対処をめぐる議論・実践の多様な分岐を指摘する。この時期には都市労働者を中心とする貧困と治安・衛生環境の悪化が「社会問題」として認識される。フランスの特徴は、その原因が、伝統的紐帯の解体と個人の孤立化による集合的「モラル」の退廃にあるとみなされた点にある。「モラル」の再構築のために、家族・慈善組織・貯蓄金庫・共済組合などの中間集団の活用が、異なる担い手によって模索される。19世紀末へ引き継がれる諸潮流(政治経済学、社会経済学、サンディカリズム)の対抗軸の萌芽は、この時期に構成される。

第二に、第三共和政中期(1890-1901年)の「社会問題」への対応を、国家・中間集団関係を中心に検討する。この時期には、労働運動の活性化に対抗して、穏健共和派・急進共和派それぞれが社会改革協会や研究教育機関を立ち上げ、共済組合などを活用した国家・中間集団関係の再編を模索する。それらの議論は1898年法(共済組合憲章)、1898年労災害補償法、1901年結社法をめぐる議論に集約される。本報告では、それぞれの潮流が異なる「場」において人的ネットワークを組織し、19世紀末まで拮抗関係を維持し続けた点を強調する。以上の考察は、フランスに固有の「社会問題」の内実を浮き彫りにさせると同時に、その対処をめぐる19世紀末まで見られた思想・人的ネットワーク・実践の多様性の幅を示唆するであろう。

小シンポジウムⅢ

6月17日(日) 14:00~17:00 スノーホールA

第二次世界大戦下、表象に見る

ヨーロッパと日本

— ジェンダー・民族の視点から —

報告者：加納 実紀代 (敬和学園大学)
「大東亜共栄圏」と「鬼畜米英」

桑原 ヒサ子 (敬和学園大学)
女性雑誌『ナチ女性展望』がつくり出す母親像

松本 ますみ (敬和学園大学)
日本語で話し、歌う〈他者〉
— 李香蘭映画に見る「東亜」のジェンダー・ポリテ
ィクス —

杉村 使乃 (敬和学園大学)
イギリスにおける、守るべきものと共に戦うもの

コメンテーター：井上 茂子 (上智大学)

趣旨説明

2005 年から敬和学園大学では加納実紀代を代表として、「表象に見る第二次世界大戦下の女性の戦争協力とジェンダー平等に関する国際比較」という課題で 8 名の教員による共同研究（科学研究費補助金 基盤研究B）が行われている。このシンポジウムでは、これまでの成果の一部を報告する。

メンバーの専門は歴史学だけでなく多岐に渡っているが、「戦争」、「女性」、そして「ジェンダー」を共通のキーワードに、女性が大量に戦争に参加するきっかけとなった総力戦としての第二次世界大戦中に時期を限定し、女性の表象は当時のジェンダーとどのような関係にあるか、そしてその後のジェンダーの形成にどのような影響を与えたかについて国際比較研究を行っている。まず、主要参戦国（日本・中国・アメリカ・フランス・ドイツ・イギリス）における女性に関する政策と戦争協力のあり方について調査し、さらにそれらが新聞・雑誌・ポスターなど大衆向けメディアにおける女性表象にどのような影響を与えているかを分析してきた。

ここではヨーロッパにおける連合国（イギリス）と枢軸国（ドイツ）、そして日本を取り上げる。ジェンダーの表象にさらに差異をもたらす「民族」という視点を取り入れ、ヨーロッパと日本で当時、影響力があったと思われるメディア（『ドイツ女性展望』、『ピクチャー・ポスト』、李香蘭映画、『写真週報』）を取り上げ、そこに見られるジェンダーと民族の表象の特徴について考える。

「大東亜共栄圏」と「鬼畜米英」

加納 実紀代

第二次世界大戦は、連合国 54 カ国対日独伊枢軸 3 カ国の間で戦われた。この戦いは、連合国側から見れば全体主義に対する自由主義の戦いということだが、枢軸の一角を占める日本にとっては、欧米の植民地支配からアジアを解放する「聖戦」だった。それは物質主義・個人主義を柱とする西洋的近代の超克という〈価値〉の戦いであり、西洋対東洋、白人（アングロサクソン）対有色人種の戦いでもあった。その勝利によって誕生するのが「和」の精神に満ちた「大東亜共栄圏」である。

こうした「聖戦」イデオロギーは、さまざまなメディアを通じて日本の内外に流布されたが、そのとき規範的役割を果たしたのが政府発行の写真週刊誌『写真週報』である。日中戦争のさなかの 1938 年 2 月に創刊され、敗戦直前の 45 年 7 月まで計 370 冊が刊行されたが、そこにはヨーロッパでの戦争勃発を背景に日独伊枢軸陣営の結成、対米英宣戦布告から全面的世界戦争へという流れが刻々の〈現在〉として刻印されているだけでなく、写真という視覚表象によって〈価値〉としての「大東亜共栄圏」が可視化されている。またその〈価値〉にとって、〈敵〉はだれか、〈味方〉はだれかも具象化されている。

そこには明らかにジェンダー・ポリティックスが作動している。とりわけ表紙に見られる「大東亜共栄圏」表象には歴然たるジェンダーがある。また〈敵〉の表象にも、ジェンダーは不可欠のものとしてある。〈敵〉は最終的には「鬼畜米英」に帰結するが、その「鬼畜」性を表象する上でジェンダーが使われているのだ。

本報告では、『写真週報』の表紙を中心に、「大東亜共栄圏」と「鬼畜米英」の表象を検証し、そこに働くジェンダー・ポリティックスを解説する。

女性雑誌『ナチ女性展望』がつくり出す母親像

桑原 ヒサ子

本報告では、ドイツの第二次世界大戦期に講読された女性雑誌のグラビアを資料に、そこに表象されたあるべき女性像、とりわけ母親像の分析を通して、そのイメージがいかなるコードを持っていたのか、読者である中産階級の女性たちがそのイメージに基づいた活動によってどのように銃後の守りを支えていったのかを検証する。対象とする女性雑誌は、1932年7月に創刊され1944/45年号で廃刊となる『ナチ女性展望』である。

『ナチ女性展望』は、最初は「ナチ女性団の雑誌」として刊行された。ナチ女性団は、ナチ党の指令により1931年10月に国民社会主義的な女性団体が合流した統一組織である。それはナチ党から党公認の女性組織と認められ、1934年1月1日号から表紙に「党公認の唯一の女性雑誌」と明記されるようになる。1934年には強制的同質化によって非ナチ女性組織もドイツ女性事業団に編成されるが、帝国女性指導者ゲルトルート・ショルツ＝クリンクはナチ女性団、ドイツ女性事業団の両組織を統轄した。

『ナチ女性展望』で特徴的な点は、編集責任が女性の手にあり、ナチ女性指導部が独自の報道・宣伝部局を持っていたことである。この官製雑誌は、格安な値段と強力な購買勧誘運動により、1934年25万部から1939年には140万部と発行部数を伸ばした。女性雑誌市場を独占することは最後までできなかったが、しかし発行部数では第一位であった。

この女性雑誌を通して公に宣伝される母親像の大半は、二つの原型、すなわち聖母マリアと地母神に分類できる。前者は古典的美術作品として、あるいは現代化された図像として登場し、それは、聖処女として父親の不在性を、聖母として、救世主として受難の道を歩むことが誕生の時から決められている息子との関係性を、そして聖母の戴冠による母としての栄光という含意を伝達する。他方、後者は女性を産む性として位置づけ、多産と豊穡のイメージを伝える。地母神は「母なる大地」の人格化であるから、農婦の母の姿で表象される。

これら原型の派生像である「民族の母」は、冬期救援事業や救援事業「母と子」を始めとするナチ女性団とドイツ女性事業団のさまざまな社会奉仕活動のスローガンとなったが、団を構成していた中産階級の女性の組織的動員はやがて、家を守り、できるだけ多くの子どもを産み育て、国家に捧げるといった母親像とは異なる女性像をつくり出すことになった。

日本語で話し、歌うく他者>

— 李香蘭映画にみる「東亜」のジェンダー・ポリティクス —

松本 ますみ

日本の映画界が流暢な日本語を話すアジア被占領地の民のシンボルとして売って大当たりしたのが李香蘭（本名：山口淑子、1920 - ）である。1938年に満映（1937 - 45）の専属となった彼女が扮したのが、日本軍事支配下の民族の「支那人」、「満人」、「高砂族」（いずれも当時の呼称）であり、話した言語は日本語、「支那語＝満語」、ロシア語である。出演作には必ず彼女が歌った主題歌か挿入歌が添えられていた。李香蘭ほど映画という動画メディアと歌という音声メディアが相乗効果をもって売られたスターはいない。

第一に李香蘭はジェンダー化された植民地の象徴として売られた。男（日本）－女（被支配民族）間恋愛と政治支配－被支配のアナロジーをなぞり、日本支配下のアジアをジェンダー化されたイメージで日本人々に定着させた。それは、アジアは「か細さ、行儀よさ、素直さ、優柔不断、被保護、善良さ、無垢さ」という特性をもつとともに、被支配という「恩恵」の結果、「勤勉、先進、教育・識字能力、合理性、積極性」をも兼ね備えるようになったとの語りである。植民地の被支配＝女性化の視聴覚的アイコンとして、彼女の西欧的エキゾチックな容姿・服装とともに高いキーの歌、高いトーンの早口の台詞、男性に対する過剰な敬語を含む女言葉を列挙できよう。西欧人のような顔立ちの「支那娘」の日本人男性への恋慕は西欧コンプレックスを晴らし、日本人男性に自信を与えた。

第二に、李香蘭映画における文化と言語の利用である。「支那」、「満州」に関して、日本文化との共通性（花鳥風月、書、仏教、碁、家父長制）などを強調する一方、台湾に対しては、圧倒的日本文化の優位性、ロシアに関しては、西欧文化受容の同一性が語られる。言語に関しては、「外国」銀幕スターの吹き替えなしの日本語を聴かせることで日本人観衆に優越感に浸らせる効果があった。被占領地の民が日本語を話すことは、磐石な軍事支配権をもつ一等国日本の証でもあった。

李香蘭という存在は日本人男性にとってはアジア復興、聖戦への参加・征服意欲という大義を喚起させる象徴であると同時に異国の女を性的に自由にできるという隠喩もほめかしていた。他方、日本人女性にとっては、戦時体制と家父長制の強化によりすでに内在化していたジェンダー規範を、彼女と引き比べて自ら恥じ入ることによって更に強化する必要があることを再確認させるための象徴であると同時に、身体を解放する男のまなざしに応えるファッションによって自由の象徴となった。それは帝国主義国家の支配構造である国家権力、植民地支配、性差別、人種差別（若桑みどり）が、全く逆のメッセージをもって民衆にデコードされ、帝国主義国家の支配構造を強めてしまうことを物語る。

本発表では、『迎春歌』1942、『蘇州の夜』1943、『サヨンの鐘』1943の三本の映画を使い、戦時「東亜」における李香蘭映画のジェンダー・ポリティクスを考察する。

イギリスにおける、守るべきものと共に戦うもの

杉村 使乃

本報告では、1938年にイギリスで創刊され、広く講読された写真週刊誌、『ピクチャー・ポスト』(Picture Post:Hulton's National Weekly)の表紙を取り上げ、そこに見られる第二次世界大戦下のイギリスにおけるジェンダーと民族の表象について考える。『ピクチャー・ポスト』の創始者エドワード・ジョージ・ハルトン(Edward George Hulton)は、ジャーナリズムに大きな影響力を持ち、いくつかの新聞(*The Daily Dispatch*, *The Daily Sketch*, *The Evening Standard*など)を発行した祖父、父に続き、出版界で広く活躍した。この雑誌でも毎週、巻末のエッセイを担当している。他雑誌の編集を手がけたステファン・ロラント(Stephan Lorant)とフォト・ジャーナリズムに大きな影響を及ぼしたトム・ホプキンソン(Tom Hopkinson)を編集長に迎え、出版開始から4ヶ月後には毎週135万部を販売した。読者対象は、読者の投稿や広告の対象から推察して、性別を超えて広く講読されていたことが伺われる。

イギリスにとっての第二次世界大戦は、1939年9月の対独宣戦から、1945年5月のヨーロッパ戦勝記念日(VE)を経て、同年8月の日本の敗戦(VJ)までを指す。前線は東欧、北アフリカ、北大西洋、太平洋と複数に渡り、戦勝国ながらドイツ軍による空爆(Blitz)によって国内にも大きな被害を受けた。

この戦争の当時の一般的な評価は「反ファシズム」の「よき戦争」と言えるであろう。ダンケルク(Dunkirk)からの脱出(1940)やノルマンディー上陸(1944)は大きな印象を国民に与え、戦場における男性同士の、そして連合国間の「友情」を印象づけた。「総力戦」、また「民衆の戦争」であったこの戦争では、戦場へ赴いた男性たちに代わり、数多くの女性たちが軍需工場や軍の内方で後方支援を行っている。戦況は『ピクチャー・ポスト』で毎週大きく取り上げられ、外交を操る政治家や名声を残した軍人、戦場の男性、家庭の外に飛び出して働く女性たち、そして多くはないが(旧)宗主国のために戦場へと赴くインド、カナダ、オーストラリアからの共に戦うものたちが表紙に現れる。

しかしながら、深刻な戦時下で強い印象を与えるのは、映画や舞台というエンターテインメントの分野で活躍する女優やダンサーたち、そして最新のファッションに身を包む若い女性たちの姿である。そこには「母親」、「癒し手」という、それまでの代表的な女性像とは違ったものが見られる。必要に応じて家庭から出ることが要求され、一定の経済力と自由を手に入れた解放された若い女性たち(girls)は、「全体主義」が暗い影を落とす中、イギリスが守るべき「自由」を象徴する新しい被写体として現れたのではないだろうか。

小シンポジウムⅣ

6月17日(日) 14:00~17:00 スノーホールB

歴史教育への現代的アプローチ

— 歴史学者、社会科教育学者、実践家の立場から —

報告者：桃木 至朗 (大阪大学)

われわれは《世界史》をどう語るのか？

田尻 信壹 (富山大学)

構築主義からの授業構想

— 高校世界史『19世紀アメリカ合衆国南部諸州の紙幣に描かれたアフリカ系アメリカ人のイメージ』の実践を事例として —

溝口 和宏 (鹿児島大学)

歴史教育の教科論的転回

— 「社会科歴史」の教育を求めて —

平井 英徳 (熊本県立熊本高等学校)

生徒の自発的思考を促す世界史学習の試み

コメンテーター：秋田 茂 (大阪大学)

宮菌 衛 (新潟大学)

司 会：児玉 康弘 (新潟大学)

趣旨説明

歴史教育は、時々の政治や社会と歴史学研究の状況に様々な影響を受けてきている。近年では政治的にはグローバル化を背景としたナショナリズムの問題が、自由主義史観論争や靖国問題などを通じて顕在化してきた。さらに教育基本法改定の結果、「伝統と文化」の尊重により「我が国と郷土を愛する」心と態度の育成が強化されようとしている。社会的には進学・大学受験と教育制度の関連性から「世界史」未履修問題が取りざたされ、歴史教育で何を必修とすべきなのか再論されている。

一方で、歴史の教科書記述には、少しずつではあるけれども歴史学研究の進展に伴う書きかえが行われてきている。たとえば、社会経済史的な「大きな物語」の読み取りが不鮮明になる一方で社会史や女性史の内容が加えられたり、「近代国民国家」や「世界システム論」などの用語が強調されたりしている。

しかし、問われるべきはこうした政治・社会状況、あるいは教科書記述の変遷を越えて、なぜ、何のためにどのような歴史教育を、現代とこれからの学校教育で行わなければならないのかという本質的な課題ではなからうか。本小シンポジウムでは、そのような核心的課題を歴史学、社会科教育学、学校現場の各視点から考察し議論を重ねることにより、これからの歴史教育のあるべき姿を探ってゆきたい。

われわれは《世界史》をどう語るのか？

桃木 至朗

この報告は、大阪大学史学系の歴史教育に関する取り組みを紹介するとともに、その経験と部外者の立場（報告者の専門は中近世ベトナム史、東南アジア・アジア海域史）から、本学会に新しい議論を喚起することを目的としている。

1. 阪大史学系では、シルクロード史、海域アジア史、グローバルヒストリーなど「日・東・西」の枠を超えた「越境」的研究を推進するかたわら、「臨床」活動として全国の高校教員に呼びかけ最新の歴史学にもとづいて高校歴史教育を刷新するための研究会活動を続けてきた。その成果も踏まえながら、教養課程の刷新のための全学共通教育講義「市民のためのアジア史」「市民のためのヨーロッパ史」を今年度から開講。また、学部・大学院それぞれで「日・東・西」共通の「歴史学方法論」の講義を開設するなど、専門教育におけるタコツボ状況解消にも取り組んできた。
2. 高校世界史の現行学習指導要領と教科書（センター入試も！）は、全世界をカバーし、しかも一国史の寄せ集めでないグローバルな視野を出すことを強く意識している。しかし大学史学科の研究教育体制を見ると、スタッフは通常小規模で、その専門は特定のメジャーとされてきた分野に極端に偏っている。また教育方法は体系性を欠く「専門の切り売り」がほとんどである。これでは幅広く教えられる高校教員、適切な教科書執筆や入試の出題ができる大学教員は育ちにくい。現職大学教員の組織的再教育やタコツボ型大学教育の抜本的変更が必要である。阪大の歴史教育研究会はその場としても機能している。なお、文学部によく見られる、こうした教育の仕事は教育学部に任せればよい、という考えはきわめて無責任である。
3. 通常軽視されている東南アジア史を学ぶと、「世界史像」のどんな刷新が可能になるかを、海と交易の世界史、日本史をよりよく理解できる世界史、近現代史の理解を広げる世界史、の3つの角度から紹介する。その一部は西洋史の研究にも有益であると信ずる。問題はなにを削ってこれを教える時間をひねり出すか、東南アジア史側ではいかに他地域の専門家にわかり、むやみに詳しくない説明を提供するかである。

構築主義からの授業構想

— 高校世界史『19世紀アメリカ合衆国南部諸州の紙幣に描かれた
アフリカ系アメリカ人のイメージ』の実践を事例として —

田尻 信壹

世界史が高校の科目として1949年に誕生して以来、今年で58年目をむかえる。現在では人種は生物学的概念として有効でないという見方が一般化している中、世界史教科書の先史時代の箇所では未だに人種が生物学的な分類法として記述されるなど、教科書の構成や内容には半世紀以上を経てもあまり変化がないとの指摘もある。歴史授業論の面では、このような認識に対する批判として、近年、構築主義ないしは構成主義と呼ばれる方法が提起されてきた。今回、歴史教育への現代的アプローチとして、筆者が開発した高校世界史の単元、『19世紀アメリカ合衆国南部諸州の紙幣に描かれたアフリカ系アメリカ人のイメージ』を事例として、構築主義からの授業構想について提案する。

戸田善治氏の整理によれば（戸田「社会科における歴史認識の育成」日本社会科教育学会出版プロジェクト編『新時代を拓く社会科の挑戦』第一学習社、2006、pp.132-140）、構築主義からの歴史授業論の研究スタイルは、「構築主義授業論」と「脱構築主義授業論」に大別される。筆者が開発し前任校の筑波大学附属高校で行った実践は、氏の分類によれば、後者に属する。この実践の概要は以下の通りである。

- ① 事前に学習者にアメリカ合衆国の人々に対するイメージ調査を行い、自分たちのアフリカ系（アメリカ人）に対するイメージを明らかにする。
- ② 当時、アメリカの南部諸州で発行・流通していた紙幣の図案に登場するアフリカ系について構築主義の視点から分析することで、19世紀アメリカ南部で構築された奴隷イメージであった「サンボ・ステレオタイプ」がどのように構築され表象されたかを、当時の国際関係や社会的背景を考えながら問題解決的に進める。
- ③ 学習者に事前のイメージ調査の結果と授業を通して確認した「サンボ・ステレオタイプ」との類似性とその問題性に気づかせ、学習者のアフリカ系に対するイメージと日本社会に存在する民族や人種、性などに対する偏見について認識させ、その変容を促す。

本実践に対しては、日本型多文化教育としてのマイノリティ学習であるとの評価がある一方、歴史認識を育成する歴史授業論と呼ぶべきものかどうかは疑問が残るとの批判がある。

歴史教育の教科論的転回

— 「社会科歴史」の教育を求めて —

溝口 和宏

学校歴史教育は公教育であるがゆえに、「何を」「どのように」「そして何のために」教えるかについての説明責任を果たさねばならない。歴史を学ぶ生徒の側からすれば、今日、この時間になぜそのような歴史を学ぶのか、その意義をつかむことのできる歴史学習が求められるということである。

一方、今日のわが国の歴史教育は、歴史全体の流れの延長上に今日の社会があるとの考えから、初等・中等教育を通じ、段階的に過去の総体や全体をより詳しく理解させる歴史教育が行われている。いわゆる「通史」の枠組みの下、古代から現代まで政治、経済、文化、社会における出来事の展開を事実の連なりとして理解させるとともに、各時代に見られる特色やその特色が形成されるのに個々の歴史事象が果たした意味をつかませるものとなっている。結果、生徒は現在の社会を生きているのにもかかわらず、それを直接の対象とする学習は通史の最終段階で足早に行われるに過ぎない。また過去における事象の生じた意味を捉えさせようとするため、過去を知ること自体が目的化し、歴史を通して今日の社会について考察する機会は極めて限られたものとなっている。

またわが国では、伝統的に、歴史教科書の解釈や教師による解釈を権威あるものとして披瀝し伝達する授業が行われてきたし、今日も行われている。歴史解釈は、ある特定の見地から切り取られ作られた過去の出来事の説明にすぎないにもかかわらず、それが真理として無批判的に教えられるならば、生徒の認識は閉ざされてゆこう。そのような授業においては、生徒が主体的かつ批判的に歴史を考えるための機会を見出すことは難しい。

民主主義社会がもつ豊かさの一つは、批判の自由が保障され、個人が多様な価値観や思想をもてることにあり、公教育はそれを支援する責務を負っている。民主主義社会において求められる歴史教育は、生徒が主体的に歴史を考えることができ、かつ、生徒自身が生きる現代社会についての見方や考え方を成長させることのできる開かれた歴史学習ではないか。このような歴史の学習を「社会科歴史」と呼ぼう。歴史教育は、閉ざされた歴史認識を形成する歴史教育から、開かれた社会認識を形成する歴史教育へと教育のあり方を転回する必要がある。

本発表では、このような観点から開発した教授計画書「アメリカ独立革命と合衆国憲法の成立—なぜ連邦制だったのか—」をもとに、「社会科歴史」教育の意義について、さらに具体的に論じていきたい。

生徒の自発的思考を促す世界史学習の試み

平井 英徳

昨年の未履修問題で表面化したように、高等学校における世界史の授業は様々な問題を抱えている。とりわけ、いわゆる進学校において世界史という科目が置かれている状況は特に厳しいように思われる。世界史は必修であるにもかかわらず、世界史は受験に必ずしも必要ではない。また平成16年度から実施されている現行教育課程によって、地理歴史科に配当される時間は、多くの学校で削減されてしまった。こうした限られた状況の中で、学習指導要領で定められた地理歴史科の目標を逸脱することなく、生徒をひきつけることができる授業はどうすれば行うことができるのか、という悩みは高校で世界史を担当している多くの教師が抱えている問題と思われる。

現在勤務している学校は、いわゆる進学校である。そのため、普段は大学受験を念頭においた授業を展開しているが、世界史の授業に興味を失ってしまう生徒も多い。こうした状況の中で、世界史に関心を持つ生徒を一人でも増やしたいという考えから行ったのが、歴史事象に対して自分の解釈を持たせて説明させ、その妥当性を生徒同士で検討してみるという授業である。今回はモンゴル帝国を取り上げ、「当時のモンゴル人の人口は熊本県の人口よりも少ないと考えられているにもかかわらず、このような広大な領域を支配できたのはなぜか」という問題設定を行い、この問題に対する答えを、生徒に答えさせた。その結果出された生徒の考えを二つに大別し、それぞれ小グループに分けて話し合いをさせ、妥当だと思ふ理由を発表させるという試みを行った。

この授業で目指したことは、既存の歴史認識を継承できる生徒の育成ではなく、歴史に興味を持ち、歴史に関する言説を自己の解釈で読み解き、批評できる生徒の育成である。そのため他者との話し合いを通じて、自己の主観的な仮説を相対化できるよう、授業を構成した。ただし、学説的に認められている内容のみを用いたいと考えたため、生徒が使用する資料は教科書と授業で使う資料集のみにとどめた。

「ゴールドスミス・クレス」が、オンラインになりました。

ゴールドスミス・クレス両文庫所蔵
社会科学系学術図書データベース

The Making of the Modern World
The Goldsmiths'-Kress Library of Economic Literature 1450-1850

社会科学系図書61,000点/定期刊行物466点をフルテキスト収録

本データベースは15世紀半ばから1850年までの経済史・経営史・社会思想史を中心とする社会科学関係の書籍61,000点、および同年代に創刊された定期刊行物466点を収録し、フルテキスト検索を可能にする一大データベースです。収録資料は社会科学系の歴史的コレクションとして望みうる最高のものであると言われているロンドン大学ゴールドスミス文庫とハーバード大学経営大学院クレス文庫の蔵書を原本としており、社会科学全域をカバーした1200万ページにもおよぶ資料の検索は研究に貴重な資料を供給します。

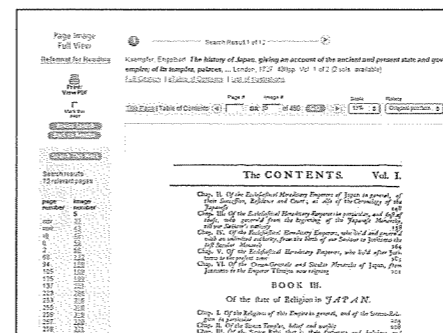


18世紀刊行の英語・英語文献3300万頁をフルテキストで検索!!

18世紀英語・英国刊行物データベース

Eighteenth Century Collections Online

英語圏の全印刷物を網羅、あらゆる分野・形態のものを収録



21世紀の我々がインターネットで様々な情報を引き出せるように、18世紀の情報もパソコンで自在に検索できたら一。18世紀の英語圏刊行物15万点を完全収録し、全文検索を可能にするEighteenth Century Collections Online (ECCO)は、「18世紀のインターネット」とは言えないまでも、それに限りなく近い環境を研究者や学生に提供する画期的なオンライン商品です。ジョンソン、ロック、スウィフト、ケンペル、ギボン、その他無数の文筆家たちが遺した3300万頁にのぼる出版物の一語一句まで、お手元のパソコンで探し当て、原書どおりの画像を閲覧することが可能です。ECCOの提供する驚異的な検索・閲覧環境をぜひご体感ください。

小社HP <http://www.yushodo.co.jp/ypc>にて詳細がご覧になれます。価格等小社営業部までお問い合わせ下さい。



日本総販売代理店
株式会社 雄松堂書店
〒160-0008 東京都新宿区三栄町29
Tel 03-3357-1411 (代) Fax 03-3356-8730
E-mail: sales@yushodo.co.jp

雄松堂 京都株式会社
〒604-8101 京都市中京区御池通柳馬場角 京都朝日ビルディング5F
Tel: 075-222-0165 (代) Fax: 075-256-2032 E-mail: kb@yushodo.co.jp
雄松堂書店グループ www.yushodo.co.jp

新パウリ古代学百科事典 オンライン版

New Pauly Online

オランダの Brill 社より刊行中の Brill's New Pauly は、ドイツ Verlag J.B. Metzler の Der Neue Pauly: Enzyklopädie der Antike の完全英訳版です。英訳版はドイツ語原書が刊行されたあとに発表された研究書も視野に入れ、常に最新の事典であることを目指しています。

オンライン版には Der Neue Pauly ドイツ語版全 15 巻+ 索引巻と、Brill's New Pauly (英語版) の各巻を収録します。

同時アクセス無制限、シングルサイト料金

★ 年間購読方式および一括払い方式のいずれかをお選び頂けます。

- ① 年間購読料 Euro1,000
- ② 一括払い料金 Euro5,930 + 年間維持料金 (1 年目から毎年必要) Euro150 (Brill) -NL-

創業 **80** 年 **紀伊國屋書店** 〒213-8506 神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7
Tel (044) 874-9642 ・ Fax (044) 829-1025

ヒストリア 025

歴史がつくった偉人たち

近代フランスとパンテオン 長井伸仁 著
フランス革命以来、多くの「偉人たち」が奉られたパリのパンテオン。政変のたびに変わる「偉人たち」。フランス近現代史の一次史料として、パンテオンを読み解く。 192頁 1575円

ヒストリア 026

エトランジェのフランス史

国民・移民・外国人 渡辺和行 著
革命の理念により、多くの移民を受け入れてきたフランス。近年「外国人」に厳しい態度をとるにいたったのはなぜか。「異邦人」をキーワードに国民国家としてのフランスを読み解く。 200頁 1575円

世界史の教室から

小田中直樹 著 A5判 184頁 3360円
高校教師へのインタビューから、世界史の授業のなかで、何を・どのように教えているかを分析し、歴史はいかに語られるべきかを問う。高校世界史の現場から歴史学を考える意欲的な試み。

YAMAKAWA LECTURES

1 スキャンダルと公共圏 192頁 1995円

ジョン・ブルーア 著 近藤和彦 編
公と私の関係を通して権力を分析し、十八世紀イギリスの民衆と政治を論じる歴史学講義。

2 古代から中世へ 144頁 1575円

ピーター・ブラウン 著 後藤篤子 編
古代地中海世界から中世ヨーロッパ世界へと転換する時代全体像をダイナミックに論じる。

3 フランス東インド会社とポンディシエリ

フィリップ・オドレル 著 羽田正 編 132頁 1575円
十八世紀の急成長の秘密や貿易商人・宣教師の活躍など、その全容を明らかにする。

最新刊 4 国民と、その敵 144頁 1575円

ミハエル・ヤイスマン 著 木村靖二 編
諸国民の対立はなぜ生まれるのか。対仏戦争と反ユダヤ主義の歴史から、国民的なるものの創られ方を問い、「敵が創る祖国」をキーワードに、ドイツにおけるナショナリズムを論じる。(2007年6月発売)

山川出版社

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-13-13 税込
電話 03-3293-8131 <http://www.yamakawa.co.jp>

シリーズ第6冊 中世ヨーロッパ人の生死観から見えてくる多元性。そこから翻る現代社会の深層に迫る。

中世ヨーロッパにおける死と生

中世イングランドにおける死と生
—聖人・治癒・救済— 【山代宏道】
『新約聖書』とその注解に描かれた人間の生死
—ラザロの復活の奇跡— 【水田英実】
「尼僧院長の話」に見るチョーサーの生死観
—(少年殉教)と感覚に訴える表現— 【中尾佳行】
チョーサーの『公爵夫人の書』における死と生
—“herie” (“heart”)を通して— 【地村彰之】
トリスタン物語における死と生 【四反田想】
フランス中世文学にみる死の表現
—エリナンド・フロアモン「死の鏡」再読— 【原野 昇】
四六判・202頁/2100円

友田卓爾 編

西洋近代における個と共同性

国家にみる強制的な共同性と中間領域・中間諸団体にみる選択的な共同性との相互関係のもとを生きる個人の共同性・アイデンティティの変容を歴史的・多角的に考察する。 A5版・286頁/4725円

山田園子(広島大学教授)著 A5判・254頁・6825円

ジョン・ロック『寛容論』の研究

『寛容論』手稿の形成や構造を解明し、ロックの思想変容、展開を検討するほか、歴史的背景と執筆の関連性、同時代の論考との比較から、『寛容論』の特質と意義を明確にする。 ★18年度学術振興会助成

目次

- 序章 本書の課題と構成
- 第1章 『寛容論』四手稿の特質
本章のわらい/『寛容論』四手稿の特質と執筆経過/ヘンリー・E・ハンテントン図書館所蔵手稿の構造的特質/四手稿から読み取れるロックの寛容論の展開過程/小括
- 第2章 『寛容論』四手稿の課題と背景
本章のわらい/歴史的背景と問題の所在/『寛容論』執筆に至るまで/『寛容論』の課題
- 第3章 『寛容論』における非国教徒観
本章のわらい/非国教徒論の視点/非国教徒観の推移/非国教徒の処遇/小括
- 第4章 『寛容論』の包容・寛容策
本章のわらい/現行国教会維持/包容的国教会/主教制国教会非国教徒寛容非国教徒の信仰の自由/包容・寛容策/ロックの包容・寛容策結び
- 補章 ロックとキリスト教 研究史の整理/展望
- 資料編 『寛容論』日本語版 日本語版テキストの編集方針/凡例/日本語版テキスト

リチャード三世研究 尾野比左夫/A5判・280頁/5250円

大航海時代における異文化理解と他者認識
—スペイン語文書を読む— 染田秀藤/A5判・280頁/5250円

古代ローマのイタリア支配 石川勝二/A5判・400頁/6090円

【表示価格税込】書籍の詳しい情報は弊社ホームページをご覧ください ★随時更新★ <http://www.keisui.co.jp>
広島市中区小町1-4(〒730-0041) TEL (082) 246-7909/FAX (082) 246-7876 E-mail info@keisui.co.jp

ヴァイマル共和国の光芒

ナチズムと近代の相克

田村栄子・星乃治彦 編 五九八五頁
ナチス政権発足による崩壊に至るまでのヴァイマル共和国の十四年を、さまざまな矛盾や対立をほらみながらも可能性を秘めた時代として捉えなおす、意欲的な書。

帝国と学校

叢書比較教育社会史

駒込武・橋本伸也 編 四四〇〇頁
帝国主義の時代に、米、英、日、ロシア、オーストリア・ハンガリー帝国の支配と、ここでの学校・教育制度が果たした役割を比較の視点から鋭く追求する。

植民都市・青島 1914-1931

日・独・中政治経済の結節点

パウワー 著/大津留厚 監訳/森宣人・柳沢のどか 訳 四二〇〇頁
ドイツと日本に占領された中国沿岸都市、青島。なぜ日本はドイツ租借地だった青島へ侵攻したのか。日独両国の史料を駆使してその実像に迫る。

〈道〉と境界域

森と海の社会学史

田中きく代・阿河雄二郎 編 三九九〇頁
人びとを結びつけると同時に異界との接点ともなる道。この中間領域の役割を問い、対立や緊張関係をときほぐす可能性を探る。

歴史と虚構のなかの〈ヨーロッパ〉

国際文化学部のドラマツルギー

木原誠・相野毅・吉岡剛彦 編 三六七五頁
歴史学と文学(実体と虚構)という合わせ鏡が映し出す世界ヨーロッパ文化を分析し、日本人としての自己認識を洞察する。国際文化学の可能性を切り拓く本。

ナチズム・抵抗運動・戦後教育

「過去の克服」の原風景

対馬達雄 著 三九九〇頁
戦後ドイツ再生を掲げた市民抵抗運動者「クライサウグループ」らが描いた戦後構想とは? 反ナチス思想運動の内在的意味を追求する。

アメリカ文化史入門

植民地時代から現代まで

亀井俊介 編 二九四〇頁
一七世紀から今日までのアメリカの歴史と文化を概観したテキスト。メディア、フェミニズム、芸術、性などのキーワードを取り上げ、アメリカの文化像を浮き彫りにする。

トレント 一四七五年

ユダヤ人儀礼殺人の裁判記録

ロニー・ボチャ・シャー 著/佐々木博光 訳 三三六〇頁

〒606-8224 京都市左京区北白川大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

昭和堂 図書出版

郵便振替 01060-5-9347 * 定価は税5%込み価格です。
<http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

スペイン継承戦争

—マールバラ公戦記とイギリス・ハノーヴァー朝誕生史 友清理士著
スペイン国内だけでなく、国際戦争としてのスペイン継承戦争において、マールバラの名を不滅のものにした戦争の軍事的推移を克明に描き、同時にもう一つの主役・イギリスの国内政治とヨーロッパの新秩序形成のプロセスを辿る。4725頁

スペインの貴公子フアン・フェルナンドの物語
—レパント海戦総司令官の数奇な運命 西川和子著
「神から遣わされた男」絶世の美丈夫フアン・デ・アウストリアの生涯。21000円

カフカース —二つの文明が交差する境界

木村崇・鈴木董・篠野志郎・早坂真理編 文明の十字路—スラヴ世界と中東世界の狭間にあったコーカサス—グルジアやアルメニア—ダゲスタン—埋もれた歴史を掘り起こす学際的成果。3990円

バルト三国歴史紀行 (I II III)

I エストニア II ラトヴィア III リトアニア 原翔著
ヨーロッパとロシアの狭間で……。知られざるバルトの歴史・文化と素顔を歩く。「バルト三国の歴史概要」を収録。各1995円

終わりのなき革命ハンガリー 1956

叢書東欧⑩ 1956年のハンガリー「民衆蜂起」は、スターリン型社会主義に対する最初の反乱であり、社会主義、自由、権力とはなにかを問うものであった。革命の担い手が求めていたものとハンガリー現代史の原点を探る。2940円

バルカンの心 —ユーゴスラビアと私

柴宣弘解説 田中一生著
叢書東欧⑫ バルカンの先駆者(07年3月逝去)による旧ユーゴを中心とした歴史、文化、文学についての論考・研究・エッセイをまとめた書。2940円

冷戦 —その歴史と問題点

J・L・ガティス著 河合秀和 鈴木健人訳
20世紀後半の歴史を規定した「歴史としての冷戦」を年代記的記述ではなく、テーマに重点を置き、一つの構造として読み取った示唆に富む書。3200円

20世紀の歴史家たち 全五巻完結

【編集】今谷明・大濱徹也・尾形勇・榊山敏一・木畑洋一
日本編(上・下・続) 世界編(上・下) 四六 平均三〇〇頁 各二九四〇円
歴史家は20世紀を如何に生きたか? 第五巻日本編(続)の刊行で「20世紀の歴史学の形成に巨大な貢献を果たした114人の列伝完成!」

啓蒙運動とフランス革命 革命家バレルの誕生

山崎耕一著 A5箱 四五〇頁 九九七五円
弁護士バレルの思想形成を裏証的に追い、革命の担い手に成長する過程を解明。「啓蒙思想」に代えて「啓蒙運動」の概念を提起、啓蒙と革命の関連に新たな光を投げかける。

図書館の誕生 古代オリエントからローマへ

シカゴ著 新海邦治訳 四六 三三三頁 二四一五円
古代世界図書館の最初の包括的研究書。碑文・遺跡の中の図書館遺構・墓碑銘等々、多様な資料に語らせる。

ベトナム戦争のアメリカ もう一つのアメリカ史 (刀水歴史全書75)

白井洋子著 四六 二五八頁 二六二五円
「インディアン虐殺」の延長上にベトナム戦争を位置づけた著者は、さらに、ベトナム戦没者記念碑「黒い壁」を訪れる人々の姿の中に、民衆の平和への希求、アメリカの歴史の新しい可能性を見る。

白人とは何か? ホワイトネス・スタディーズ入門 (刀水歴史全書73)

藤川隆男編 四六 二五五頁 二二〇〇円
近年欧米で急速に拡大している「白人性研究」を日本で初めて、本格的に紹介。差別の根源「白人」を人類学者が未開の民族を見るように、研究の俎上に載せ、社会的・歴史的な存在であることを解明する。

アメリカの世紀 それはいかにして創られたか? (人間科学叢書41)

O・ザンズ著 有賀貞・西崎文子訳 A5 三〇八頁 三三七八〇円
二〇世紀初めは新興国に過ぎなかったアメリカが世紀末には超大国に。「消費の民主化」に答えを見出した画期的考察。

西洋史の新天地 エスニチイ・自然・社会運動 (浜林正夫先生追悼記念)

佐藤清隆・中島俊克・安川隆司編 A5 二五四頁 二二四〇〇円
「人と人、自然と人の共生」を目指す西洋史・経済史・文学の多ジャンル十五人による新しい西洋史の入門書。

ジェントリから見た中世後期イギリス社会

新井由紀夫著 A5箱 四四六頁 二二二九〇円
遺言書・贖宥状・手紙など史料をもとに一五世紀ジェントリたちの社会的ネットワークを浮き彫りにし、当時の社会の仕組を解明。

【価格は税込み】 刀水書房 Tel. 03-3261-6190 Fax. 3261-2234
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館 http://www.tousuishobou.com

彩流社 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-2-2 電話 03-3234-5931 FAX03-3234-5932 価格税込 目錄送呈
Web http://www.sairyusha.com Mail sairyusha@sairyusha.com

救出への道 シンドラーのリスト・真実の歴史

ミイテク・ベンパー著 下村由一訳 46判・2940円
シンドラーとともに千人以上のユダヤ人を救った著者が、5000日以上におよぶ極限状況での勇敢な行動と知的な抵抗を、冷静に説得力をもって描く歴史の証言。

近代とホロコースト

ヨーロッパのアマルフィ賞受賞 ジークムント・バウマン著 森田典正訳 46判・3885円
アウシュヴィッツを可能にした社会的条件をめぐり出し、近代社会の底知れぬ深淵をえがいてヨーロッパ思想界に衝撃をあたえたバウマンの名著、ついに邦訳。

ナショナリズムと民主主義

濱林正夫著 46判・2310円
イギリス史を中心に日英比較をまじえ、ナショナリズムを捉え直す。愛国心を侵略的ナショナリズムに転化させるのではなく、平和と民主主義へ結合する道を探る。

歴史の風景 歴史家はどのように過去を描くのか

ジョン・ルイス・ギャデイス著 濱林正夫・柴田知憲訳 46判・3360円
冷戦史研究に大きな成果をあげてきた歴史家ギャデイスがウィットをまじえながら、歴史研究をこころざす学生・研究者に語るかたちで、様々な問題に答える。

黄金の川 スペイン帝国の興隆

ヒュー・トーマス著 岡部広治監訳・林大訳 A5判貼函入15750円
コロンブスやマゼランなど冒険者たちの人生と、政治や宗教の支配者たちの野望に満ちた人生が絡み合い、近世の曙、今まさに新しい帝国が誕生する姿を描き出す。

南窓社

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-6
Tel 03(3261)7617 Fax 03(3261)7623 E-mail nanso@nn.iij4u.or.jp

松本宣郎・前沢伸行・河原 温編 文獻 ヨーロッパの成立と発展

世界政治・経済・社会状況が激動するなか、学問分野においても同様に激しい変化が見られた。しかし歴史教育の必要性はいささかも失われていない。むしろ、不確実な未来に突き進む現在、歴史を知り、それに学ぶことが今以上に望まれる。本書は、概説・文獻解説・文獻一覧の三部で構成される。現学界の主要な論点と最新の研究史を反映した本書は、画期的な大学テキストであり優れた研究入門書となっている。 定価三三三〇円

中野隆生・中嶋 毅編 文獻 ヨーロッパ・アメリカの近現代史

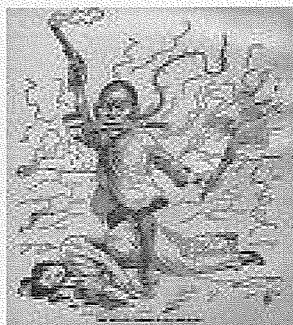
阪本浩・小野善彦・鶴島博和編 ソシアビリテの歴史的諸相 (仮) 関口武彦著 クリユニー修道制の研究 (近刊)

修道院設立から、その歴史的個性が存分に発揮された隆昌期、わが国ではほとんど研究されなかった衰退期まで、著者のクリユニー修道制研究の集大成。 定価一〇〇〇〇円

滝田 毅著 エルザスの軍民衝突

「ツァーベルン事件」とドイツ帝国統治体制— 独仏領有権紛争因縁の地エルザスで、一九一三年に起きた事件の全貌を描写。ドイツ帝国統治体制の諸矛盾を、政軍間係の視点から実証的に分析する。 定価二九四〇円

税込価格 大月書店 ホームページ http://www.otsukishoten.co.jp/ 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表)



黄禍論史資料集成 全5巻

Yellow Peril, Collection of Historical Sources

編集・解説：橋本順光（横浜国立大学）

2007年12月刊行予定 本体セット予備¥118,000-（税込¥123,900-）

ISBN 978-4-86166-033-7

19世紀から20世紀への転換期に欧米で吹き荒れた反東洋、黄禍論に関する同時代の一次資料を集成するシリーズの第2回配本。

■内容予定■*編集上の都合での変更の可能性があります。

第1巻：黄禍論前史—米豪での排華運動とピアソンの予言

Introduction by Yorimitsu Hashimoto

Lang-Tung, pseud., *The Decline and Fall of the British Empire: Being a History of England Between the Years 1840-1981*, London, F. V. White & Co., 1881

Charles Henry Pearson, *National Life and Character: A Forecast.*, London, Macmillan and Co., 1893

他に曹紀沢“China-The Sleep and the Awakening”(The Asiatic Quarterly Reivew, 1887)、Lafcadio Hearnの論説、ShielのThe Yellow Danger（第1回配本『英国黄禍論小説集成』に収録）の書評などを収録予定。

第2巻：中国の目覚めとその衝撃—日清戦争および義和団の乱

R. S. Gundry, “English Industry and Eastern Competition”, *Fortnightly Review*, 1895.

John Chinaman [Goldsworthy Lowes Dickinson], *Letters from John Chinaman*, London, R. Brimley Johnson, 1901

William Jennings Bryan, *Letters to a Chinese Official: Being a Western View of Eastern Civilization*, London & New York, Harper & Bros., 1906

他に *Punch* 誌や *Times* 紙などの記事、外交官の Mitford や伍廷芳などの論説を収録予定。

第3巻：もう一つの日露戦争—末松謙澄一派と親露派のプロパガンダ戦争

Suyematz, K., *The Identity of the Great Conqueror Genghis Khan with the Japanese Hero Yoshitsune: an Historical Thesis.*, London, W. H. and L. Collingridge., 1879

Alfred Stead, *Great Japan: a Study of National Efficiency*, London, John Lane, 1906

Ivanovitch, “The Russo-Japanese War and the Yellow Peril”, *Contemporary Review*, 1904.

他に “The Japanese Bayard-Minamoto Yoshitsune” (*Strand Magazine*, 1912)、ロシア従軍英国人ジャーナリストの日露戦争レポートなどを収録予定。

第4巻：日露戦争の余波—アジア主義への警戒

Thomas William Hodgson Crosland, *The Truth about Japan*, London, Grant Richards, 1904

Vivian Gray [Elliot E. Mills], *The Decline and Fall of the British Empire*, Oxford, Alden & Co., 1905

Viator, “Asia Contra Mundum”, *Fortnightly Review*, 1908.

他に B. H. Chamberlain, Henry Rider Haggard, G.K. Chesterton, H.G. Wells らの文献、大隈重信の英語論文などを収録予定。

第5巻：阿片窟幻想の変容—辛亥革命とインド独立運動

Valentine Chirol, *Indian Unrest*, London, Macmillan and Co, 1910

E. J. Dillon, “The Most Momentous Event in a Thousand Years”, *Contemporary Review*, 1911.

George R. Sims, *Off the Track in London*, London, Jarrold & Sons, 1911. から一章。

他に *Times* 紙などのチャイナタウンや阿片窟をめぐる記事、Sri Aurobindo, Younghusband による論説を収録予定。

第1回配本 英国黄禍論小説集成 全7巻

Yellow Peril, Collection of British Novels 1895 - 1913

2007年1月刊行 本体セット価 ¥138,000-（税込¥144,900-） ISBN 978-4-86166-031-3

●「怪人フー・マンチャー博士」に代表される英国の小説9編の初版、または今日の研究に重要な版を、図版含め複製

発行元: Edition Synapse (エディション・シナプス)

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-5 山口ビル3F Tel: 03(5296)9186 Fax: 03(3252)1822

奇妙な敗北

—1940年の証言

マルク・ブロック／平野千果子訳

なぜフランスは敗れたのか—ダンケルクへと敗走する連合軍の只中で、ブロックは問い始めた。(暗い時代)を真摯に生きた歴史家の追真の手記。待望の新聞。 四六判 定価2310円

ロシアの連邦制と民族問題

—多民族国家ソ連の興亡III

ソ連解体前後、体制の流動化とともに一挙に噴出した民族と国家をめぐる諸矛盾を、激震の過程をたどりつつ考察する。ソ連邦七〇年の帰趨を描く三部作の完結編。 A5判 定価7560円

プリムローズ・リーグの時代

—世紀転換期イギリスの保守主義

労働者はなぜ、いかにしてコンサヴァティズムへと組織・動員されたのか? 保守黄金時代を支えた政治団体プリムローズ・リーグの巧みな手法と論理に迫る。 四六判 定価3990円

フランスアンシャン・レジーム論

—社会的結合・権力秩序・叛乱

現代への深い洞察と、フランス史への問いのなから、豊かな方法論を提起してきた著者の研究の軌跡を通観する初めての論文集。 仏語論文(抄訳)も収録。 A5判 定価6300円

社会主義インターナショナルの群像

—1914—1923

第一次大戦勃発と同時に国際主義を捨て、愛国主義の大波に呑み込まれた社会主義者たち。インター再建をめぐる戦後の彼らの苦闘のなかに社会主義の未来を探る。 A5判 定価7140円



〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
http://www.iwanami.co.jp/

[定価は消費税5%込み]

ケネディ大統領政治史料集

The Documentary History of the John F. Kennedy Presidency

Documents from the John F. Kennedy Library, Boston, Massachusetts.
General Editor: Dr. Lewis Gould (University of Texas at Austin) (UPA, US) <K05-93>

本史料集は、J.F.ケネディの政策、施政方針、内政などに対する新しい視覚を提供します。1961~63年に合衆国は政治的、社会的、経済的、国際的変貌を遂げ、この間のケネディ大統領や彼の政策決定過程に関する豊富な資料群は際立っています。

収録される資料は、大統領執務室ファイルや、国家安全保障ファイル、米国防務省の閣僚の執務室ファイル、ホワイトハウス・セントラルファイルを含む大統領文書のみならず、政府高官やケネディ政府関係者のマニユスクリプト、機密性の高いCIAやNSCの報告書や書簡類を含む外交政策、国家安全保障に関わる、かつての極秘文書です。他にも、公務上の書簡や個人書簡、日記の抄録、電報、覚書、報告書、プレスリリース、大統領の指名ファイル、スピーチファイル、政治ファイル、立法ファイルからの文書、記者会見の原稿の写しや政府出版物の断片など、非常に多様な資料が収録されます。

Volume 1-6 第1~6巻(既刊分) 合計価格 ¥405,720 (税込)

第7巻: JFK とキューバ・ミサイル危機—土壇場 1962年9~10月

Volume 7: JFK and the Cuban Missile Crisis: Shadowdown, September–November 1962. 2007:10
[ISBN 978-0-88692-891-9] <K07-476> 予定価 cloth ¥67,620 (税込)

第8巻: JFK と平和部隊の創設

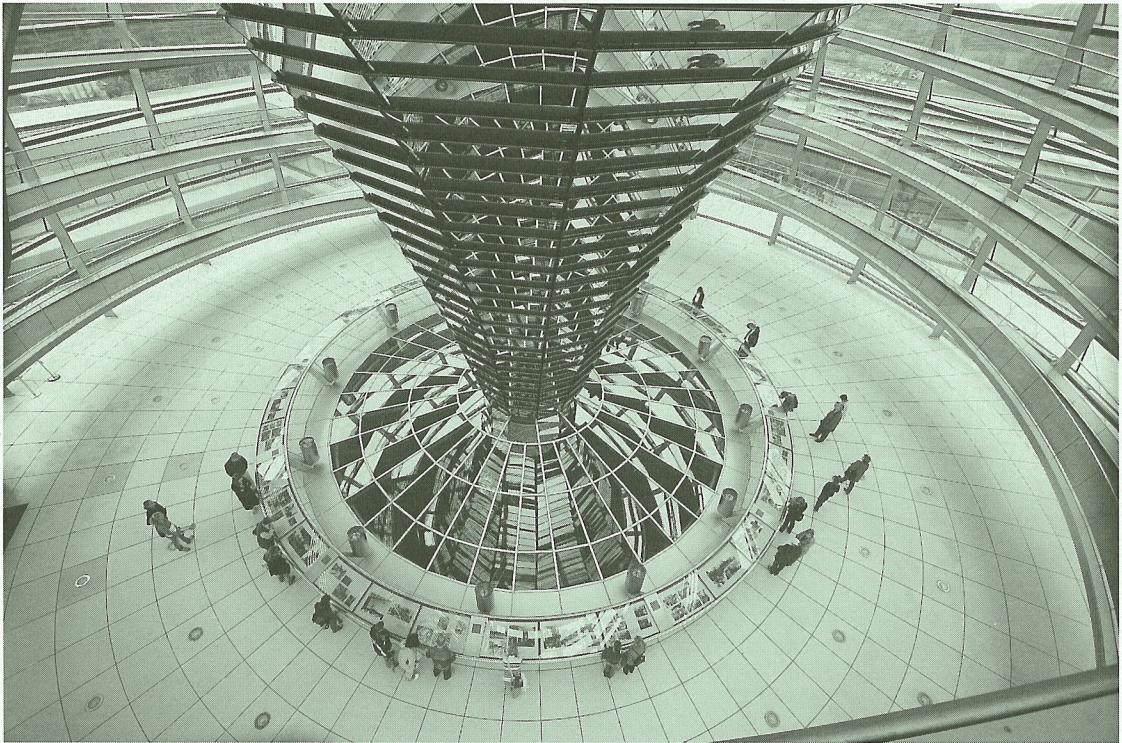
Volume 8: JFK and the Establishment of the Peace Corps. 2007:10
[ISBN 978-0-88692-892-6] <K07-477> 予定価 cloth ¥67,620 (税込)

第9巻: JFK、ジョージ・ウォレス、アラバマ大学の人種隔離廃止 1963年

Volume 9: JFK, George Wallace, and the Desegregation of the University of Alabama, 1963. 2007:10
[ISBN 978-0-88692-893-3] <K07-478> 予定価 cloth ¥67,620 (税込)

〒101-8672 東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル Tel:03(3265)7531 FAX:(3265)4656
http://www.kyokuto-bk.co.jp E-mail: info@kyokuto-bk.co.jp
〒530-0047 大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル Tel:06(6362)5515 FAX:(6362)8882
〒604-0985 京都市中京区越前町通丸太町下る 井口ビル Tel:075(231)2093 FAX:(231)3859
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-3-14 小瀬ビル Tel:092(751)6966 FAX:(741)0821

日本総代理店 極東書店



日本西洋史学会第57回大会 報告要旨集

2007年6月11日発行

編集・発行： 日本西洋史学会第57回大会準備委員会
〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050 新潟大学人文学部

E-Mail: info57@seiyoshi.com

<http://www.seiyoshi.com/>